

平成28年度



福祉活動ガイドブック

金沢市福祉局・保健局・市民局
社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

目 次

●まちぐるみ福祉活動推進事業について

まちぐるみ福祉活動推進事業実施要領	4
まちぐるみ福祉活動推進事業における役割	6
まちぐるみ福祉活動推進事業図解	8
マイナンバー（個人番号）を提供する際の番号・本人確認について	11

●行政サービスの紹介

長寿福祉課関係	13
介護保険課関係	27
福祉総務課関係	43
生活支援課関係	49
障害福祉課関係	51
こども政策推進課関係	73
保健・衛生関係	85
医療保険関係	103
国民年金関係	115

●その他

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	118
社会福祉法人金沢市社会福祉協議会事業計画	119
金沢自立生活サポートセンター	127
金沢権利擁護センター	130
金沢障害者就業・生活支援センター	137
金沢福祉用具情報プラザ	141
いきいきギャラリー	143
生活福祉資金貸付制度	144
公益財団法人金沢市福祉サービス公社	147
社会福祉関係施設・機関等	148
地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧表	158
地区別人口	160
索引	166

は じ め に

本格的な少子・高齢化の進展、家庭機能の変化、ノーマライゼーション理念の浸透など、我が国の社会福祉を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯、障害のある方、ひとり親家庭など何らかの援助がないと家庭や地域での生活が困難な方々が増えていきます。

まちぐるみ福祉活動推進事業は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、地域住民・諸団体や福祉・保健・医療関係者が連携を図りながら、市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指して実施している事業です。まちぐるみ福祉活動推進員の活動は、この事業の中で、地域で何らかの支援を必要とする方への訪問や声かけ、見守り等を行うという重要な役割を担っていただいています。

このガイドブックは、まちぐるみ福祉活動推進員をはじめとした本事業を推進する関係者が、より円滑に活動を推進し、また、より連携が深められるよう作成したものです。幅広くご活用いただければ幸いです。

平成28年5月

金沢市福祉局・保健局・市民局

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

まちぐるみ福祉活動ガイドブック 利用マップ

各種福祉サービス

高齢者の福祉 (P13 ～)

高齢者の生活支援、介護家族の支援、介護保険対象外の施設サービス、
高齢者の生きがい活動支援、その他の福祉サービス、
高齢者の所得税及び地方税の障害者控除対象者の認定

長寿福祉課

TEL 220-2288 FAX 260-7192

介護保険 (P27 ～)

介護保険制度の概要、要介護認定の申請から利用まで、介護サービス計画（ケアプラン）、
利用限度額、サービスの種類、利用料の軽減、保険料

介護保険課

TEL 220-2264 FAX 220-2559

こどもの福祉 (P73 ～)

保育所・認定こども園、児童館・児童クラブ、
子育て支援

こども政策推進課

TEL 220-2299 FAX 220-2360

こどもに関するさまざまな相談
（育児や発達に関する悩み、養育に関する不安、虐待等）

こども総合相談センター

（代表）TEL 243-1081 FAX 243-1100

（児童相談所）TEL 243-4158 FAX 243-1123

障害のある方の福祉 (P51 ～)

手帳の交付、生活の保障、暮らしを支える制度、選挙、税金の控除、
運賃等の割引減免等、就労と職業訓練、施設紹介

障害福祉課

TEL 220-2289 FAX 232-0294

ひとり親家庭等への支援、児童手当、地域福祉に関すること (P43 ～)

ひとり親家庭等への支援事業、児童手当、母子・父子相談、
民生委員・地区社会福祉協議会、福祉ボランティア助成、成年後見制度

福祉総務課

TEL 220-2278 220-2285 FAX 220-2360

生活困窮、災害時の支援 (P49 ～)

生活保護、法外援護

災害弔慰金、災害援護資金貸付、生活困窮者自立相談支援事業

生活支援課

TEL 220-2292 FAX 220-2532

保健・衛生関係（P85 ～）

母と子の健康、成人の健康、高齢者の介護予防
精神に障害のある方への社会復帰への援助
医療費の公費負担、救急・休日診療、はり、きゅう、マッサージの助成

健康政策課
TEL 220-2233 FAX 220-2231

泉野・元町・駅西福祉健康センター
（泉野） TEL 242-1131 FAX 242-8037
（元町） TEL 251-0200 FAX 251-5704
（駅西） TEL 234-5103 FAX 234-5104

国民健康保険、後期高齢者医療制度（P103 ～）

国民健康保険への加入・脱退、保険料の算定・納付、国保からの給付、
後期高齢者医療制度の被保険者証の交付、保険料の納付、医療費の給付

医療保険課
TEL 220-2255 FAX 232-5644

国民年金（P115 ～）

国民年金の加入者、届出、保険料の納付方法、免除
若年者、学生のための制度
国民年金の支給、特別障害給付金の支給

市民課国民年金係
TEL 220-2295 FAX 220-2776

金沢市社会福祉協議会、福祉サービス公社（P117 ～）

金沢市社会福祉協議会、金沢権利擁護センター、金沢障害者就業・生活支援センター
金沢福祉用具情報プラザ、いきいきギャラリー、生活福祉資金貸付制度、金沢市福祉サービス公社

金沢市社会福祉協議会
TEL 231-3571 FAX 231-3560

金沢福祉用具情報プラザ
TEL 234-9900 FAX 234-2300

その他（P148 ～）

社会福祉施設関係一覧、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧
地区別人口、市役所（関係部局）組織図

※用語での検索はP166 ～の“索引”をご利用ください

まちぐるみ福祉活動推進事業実施要領

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 まちぐるみ福祉活動推進事業は、市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指し、福祉・保健・医療関係者や地域住民・諸団体が密接な連携を図り、地域福祉を推進するためのネットワークを構築する組織づくりを行うとともに、在宅生活を支援するための活動を行うことを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、金沢市および金沢市社会福祉協議会とする。

(事業運営主体)

第3条 事業運営主体は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とする。ただし、当分は地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）など地域の実情に応じて実施する。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 在宅において福祉課題を抱える当事者の見守りを行う。
- (2) 地域における福祉の土壌づくりを進めるための広報を行う。
- (3) 在宅において福祉課題を抱える当事者等の生活を支援するために、福祉・保健・医療関係者の連携のもと、ケース検討会を行う。
- (4) 在宅において福祉課題を抱える当事者の支援活動を、住民の参加と協力を得て行う。
- (5) その他、目的達成のために必要があると認められる事業を行う。

第2章 まちぐるみ福祉活動推進員

(委 嘱)

第5条 事業の充実を図るため、事業の目的および推進員の活動に理解のある者の中から、民生委員児童委員を中心として、まちぐるみ福祉活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

- (1) 委 嘱 者 金沢市長および金沢市社会福祉協議会会長が委嘱する。
- (2) 選出方法 民生委員児童委員が、地区民児協会長および地区社協会長と協議のうえ選出する。
- (3) 人 数 民生委員児童委員1名につき概ね2～3名とする。ただし、地域の実情に応じて必要な人数を選出することができる。
- (4) 任 期 3年を基本とする。ただし、再任を妨げない。また、補充により就任した推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(遵守事項)

第6条 推進員は、活動にあたって次の事項を守らなければならない。

- (1) 個人の人格を尊重すること。
- (2) 個人の秘密を漏らさないこと。
- (3) その他、推進員としての信用を傷つける行為をしないこと。

(活動対象者)

第7条 推進員の活動対象者は、在宅において支援を必要とする次の当事者およびその家族とする。

- (1) 高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯、寝たきり・認知症等）
- (2) 心身障害児者（ひとり暮らし等）
- (3) 支援を必要とするひとり親家庭
- (4) 支援を必要とする児童
- (5) その他、社会的に支援を必要とする者

(活動内容)

第8条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期的訪問・声かけ・見守り活動
- (2) その他、地域の実情に応じて必要な活動

第3章 まちぐるみ福祉活動推進チーム

(組 織)

第9条 推進員は、まちぐるみ福祉活動推進チーム（以下「推進チーム」という。）を次により組織する。

- (1) 民生委員児童委員の担当区域ごとに組織する。
- (2) 民生委員児童委員が中心となり運営する。

(活動内容)

第10条 推進チームの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 公的サービスの紹介・情報提供
- (2) 簡易な生活支援
- (3) 要支援者および要介護者等の実態把握
- (4) その他、地域の実情に応じて必要な活動

(研修会および連絡会)

第11条 地区社協は、推進員の資質の向上を図るとともに円滑な推進員活動を推進するため、推進チームの研修会および連絡会等を行う。

第4章 その他

(その他)

第12条 その他必要な事項は、金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し別途定める。

まちぐるみ福祉活動推進事業における役割

1. まちぐるみ福祉活動推進員の役割

- ① 定期的訪問・声かけ・見守り活動
- ② その他、地域の実情に応じて必要な活動

2. まちぐるみ福祉活動推進チームの役割

- ① 公的サービスの紹介・情報提供
- ② 簡易な生活支援
- ③ 要支援者および要介護者等の実態把握
- ④ その他、地域の実情に応じて必要な活動

3. 民生委員児童委員の役割

（まちぐるみ福祉活動推進事業における）

- ① 民生委員児童委員の担当区域ごとに組織するまちぐるみ福祉活動推進チームの総括
- ② 推進員選出
- ③ 金沢市地域包括支援センターとの連絡
- ④ その他、地域の実情に応じて必要な活動

4. 民児協会長の役割

（まちぐるみ福祉活動推進事業における）

- ① 担当区域におけるまちぐるみ福祉活動推進チームの総括
- ② その他、地域の実情に応じて必要な活動

5. 地区社協の役割

- ① 事業運営主体（ただし、当分は地区民児協など地域の実情に合わせ実施する。）
- ② まちぐるみ福祉活動推進チームの組織化等
 - ・推進チーム連絡会の開催（情報交換、問題点の共有化等）
 - ・推進員研修会の開催（推進員の役割説明、サービス内容の勉強会等）
- ③ ケース検討会実施（必要に応じて実施）
- ④ 対象者への支援活動実施
- ⑤ 広報
- ⑥ ボランティア育成
- ⑦ 地域の各種団体との連絡

- ⑧ サービス提供機関への連絡（サービス要請、必要に応じて）
- ⑨ その他、地域の実情に応じて必要な活動

6. 市社協の役割

- ① 地区社協における活動の支援
 - ・ 推進チーム連絡会・推進員研修会の企画支援
 - ・ 推進員、民生委員児童委員の活動を通じて把握した要望への対応支援
 - ・ ケース検討会実施の支援
 - ・ 問題点解決の支援（サービス提供機関への連絡、専門機関への連絡）
- ② 福祉・保健・医療関係機関との連携
- ③ 市との連絡・協議
- ④ 広報
- ⑤ 在宅福祉サービスの開発
- ⑥ 推進員委嘱
- ⑦ その他、必要があると認められる事業

7. 市の役割

- ① 事業全体に関する企画・指導
- ② 推進員委嘱
- ③ その他、必要があると認められる事業

まちぐるみ福祉活動推進事業図解

まちぐるみ福祉活動推進事業

見守り活動

在宅において福祉課題を抱える当事者等の見守りを行う。

広 報

地域における福祉の土壌づくりを進めるための広報を行う。

ケース検討会

在宅において福祉課題を抱える当事者等の生活を支援するために、福祉・保健・医療関係者の連携のもと、ケース検討会を行う。

支援活動

在宅において福祉課題を抱える当事者の支援活動を、住民の参加と協力を得て行う。

そ の 他

目的達成のために必要があると認められる事業を行う。

まちぐるみ福祉活動推進チーム

- ・ 民生委員児童委員の担当区域ごとに組織
- ・ 民生委員児童委員が中心となり運営〈活動内容〉
- 公的サービスの紹介・情報提供
- 簡易な生活支援
- 要支援者・要介護者等の実態把握
- その他必要な活動



まちぐるみ福祉活動推進員

・ 事業の目的および推進員の活動に理解のある者の中から民生委員児童委員を中心として委嘱

委 嘱 者：金沢市長および金沢市社会福祉協議会会長

選出方法：民生委員が地区民児協会長および地区社協会長と協議のうえ選出

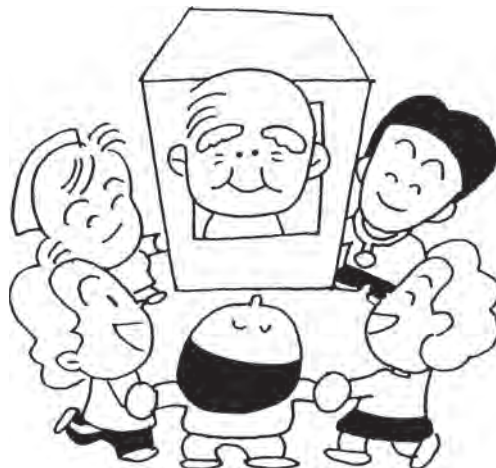
人 数：民生委員 1 名につき概ね 2～3 名
(地域の実情に応じて必要人数を選出)

任 期：3 年を基本

活動対象：在宅において支援を必要とする当事者およびその家族

- ・ 高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯、寝たきり、認知症等）
- ・ 心身障害児者（ひとり暮らし等）
- ・ 支援を必要とするひとり親家庭
- ・ 支援を必要とする児童
- ・ その他社会的に支援を必要とする者

活動内容：定期的訪問、声かけ、見守り活動
その他必要な活動





日常生活の中での声かけ



最近、道で会っても元気がないみたい



新聞が何日分もたまっていないかしら



夜になっても部屋の灯がつかない



お花・手作り品をどうぞ



何かあったのかしら

まちぐるみ福祉活動推進員 見守りの活動例

マイナンバー(個人番号)を提供する際の番号・本人確認について

マイナンバーの確認と本人確認にご協力ください

平成28年1月以降、福祉・医療保険などの社会保障や税の分野での手続きにおいて、マイナンバーの利用が始まり、「マイナンバーの確認（番号確認）」と「本人確認」が必要になります。

社会保障や税の分野で、市役所などの行政窓口へお越しになるときは、「通知カード」と「本人確認書類」、または「個人番号カード」を忘れずにお持ちください。

マイナンバー（個人番号）の提供（提出）を受ける際は、成りすましを防止するため、マイナンバー法による厳格な「番号確認」と「本人確認」が義務付けられています。

番号確認	申請書等に記載された個人番号が正しい番号であることの確認
本人確認	申請書等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認

具体的には、原則として、
 [1] 個人番号カード(番号確認と本人確認)
 [2] 通知カード(番号確認)と運転免許証(本人確認)
 などで確認を行うこととされています。

マイナンバーの確認	本人確認
通知カード 	写真付きの本人確認書類 運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、身体障害者手帳、パスポートなどのうち 1点
	写真付きの本人確認書類がない場合 保険証、介護保険証、年金手帳、学生証などのうち 2点
個人番号カードをお持ちの場合 (裏面)  (表面)  「マイナンバーの確認」と「本人確認」が「個人番号カード」のみでできます	

金沢市のマイナンバー利用事務における番号・本人確認について

マイナンバー法施行規則において、法令に規定された原則的な方法による番号・本人確認が困難な場合には、「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」による確認も認められています。

金沢市のマイナンバー利用事務では、主に次に掲げる書類で番号・本人確認が可能です。

個人番号の提供者	確認の必要な書類
本人	次の表中の ・「(1) 番号確認書類」 ・「(2) 本人確認書類」
本人の代理人	次の表中の ・本人の「(1) 番号確認書類」 ・代理人の「(2) 本人確認書類」 ・「(3) 代理権確認書類」

区分	主な書類等	
(1) 番号確認書類	個人番号カード、通知カード、 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
(2) 本人確認書類	いずれか 1 点	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降に交付されたもの)、 旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別 永住者証明書、税理士証票、顔写真付きの学生証・身分証明書・社員証・資 格証明書、戦傷病者手帳、市から本人に送付した申告書又は申請書等(氏名及 び生年月日又は住所がブレ印字された書類で、当該書類を申請等に用いる場合)
		(※次については、租税に関する事務において、市が個人番号の提供を受ける場合に限る) 公的医療保険の被保険者証(※注)、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶 養手当証書
	いずれか 2 点	公的医療保険の被保険者証(※注)、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶 養手当証書、顔写真の付かない学生証・身分証明書・社員証・資格証明書
		(※次のうち、領収又は発行・発給の日から6ヵ月以内のもの) 地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳
(3) 代理権確認書類	戸籍謄本その他その資格を証明する書類(法定代理人の場合) 委任状(任意代理人の場合) 官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類(本人の 公的医療保険の被保険者証(※注)など)	
	法人の場合	次の書類(発行又は領収の日から6ヵ月以内のもの)及び法人との関係を証 する書類(社員証又は法人の従業員である旨の証明書) 登記事項証明書、印鑑証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書
※いずれの書類も、氏名及び生年月日又は住所(法人の場合は、法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地) の記載があり、提示時に有効なものに限ります。		

(※注) 公的医療保険の被保険者証

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共
済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証

※これらの書類をお持ちでない場合は、各窓口までご相談ください。

長 寿 福 祉 課 関 係

高齢者の生活支援

金沢市地域包括支援センター	14
配食サービス	16
日常生活防火安全用具の給付	16
緊急通報装置の貸与	16
紙おむつの給付	17
寝具乾燥消毒サービス	17
理髪・美容カットサービス	17

認知症に関すること

認知症カフェ	18
認知症サポーター養成講座	18

介護家族の支援

介護手当金の支給	18
----------	----

介護保険対象外の施設サービス

養護老人ホーム	19
軽費老人ホーム	19
老人福祉センター等	20
地域老人福祉センター	20
老人憩の家	20
パソコンサロン	20
お年寄り生活支援ハウス	21
いきいきギャラリー	21

高齢者の生きがい活動支援

地域サロン	21
老人クラブ活動費助成事業	21
長寿お祝い事業	22
生きがいと創造の工房事業	22
高齢者生きがい活動促進事業	22
ふれあい入浴補助	23
高齢者の公共施設使用料の軽減	23

その他の福祉サービス

自由契約ホームヘルプサービス	24
外国人高齢者福祉手当	24
歯科治療	24
シルバーハウジング等生活援助員派遣事業	25
福祉有償運送サービス	25
高齢者の所得税及び地方税の障害者控除対象者の認定	26

災害時への備え

避難行動要支援者名簿	26
緊急時あんしんシート	26

金沢市地域包括支援センター

金沢市地域包括支援センターでは、24時間体制で、専門の相談員（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等）が、介護予防や生活等に関する相談をお伺いしています。地域の皆さんに一番身近な窓口として、お気軽にご利用ください。

○金沢市地域包括支援センターの事業

- ①在宅介護に関する電話および面接相談、訪問指導・助言
- ②公的保健福祉サービスの利用申請手続の受付・代行
- ③高齢者の虐待防止等の権利擁護
- ④民生委員等との情報交換および日常的な連絡調整
- ⑤運営懇談会の開催
- ⑥情報提供や利用についての広報活動
- ⑦要介護高齢者等の実態把握など
- ⑧高齢者福祉保健台帳の整備
- ⑨二次予防高齢者及び要支援者のケアマネジメント
- ⑩介護予防・家族介護教室等の開催など
- ⑪介護支援専門員への相談支援



金沢市地域包括支援センター担当区域表

(H28. 4. 1)

担当センター名 （福祉健康）	金沢市地域包括支援センター名	住 所	電話番号	ファックス番号	担当地域 （地区民生委員児童委員協議会担当地域）
元 町	きしかわ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内	257-7878	257-7200	森本
	ふくひさ	小坂町中83 浅ノ川総合病院内	293-2913	293-1480	小坂、千坂
	かすが	鳴和1-1-10 城北ショッピングセンター内	253-4165	253-4170	浅野、森山、夕日寺
	おおてまち	大手町9-1 小池病院デイケアセンター内	263-5517	263-5721	松ヶ枝、此花、瓢箪馬場
	さくらまち	桜町24-30 宗広病院内	222-5722	224-0189	材木、味噌蔵
	たがみ	田上本町力45-1 ピカソ内	231-8025	231-8026	犀川、湯涌、浅川
		*上辰巳町10の211-1 第二金沢朱鷺の苑内	229-3737	229-8080	

担当福祉健康センター名	金沢市地域包括支援センター名	住 所	電話番号	ファックス番号	担当地域 (地区民生委員児童委員協議会担当地域)
駅西	も ろ え	沖町ハ15 金沢病院内	293-5084	293-5078	諸江、浅野川、川北
	くらつき	鞍月東1-6 シニアホームみらい鞍月内	237-8063	237-8186	鞍月、栗崎、大野 金石
	えきにしほんまち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内	233-1873	233-1874	戸板、大徳
	ひろおか	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内	234-2129	234-7722	長町、長土堀、芳斉 長田、西
	かみあらや	上荒屋1-39 やすらぎホーム内	269-0850	269-0524	押野、西南部、三和
	きたづか	北塚町西475 デイサービス朱鷺の苑二塚内	240-4604	249-2252	米丸、二塚、安原
泉野	とびうめ	飛梅町2-1	231-3377	231-3112	新豎、小立野
	みつくちしんまち	三小新町1-8-1 陽風園内	263-7163	263-7253	十一屋、菊川、崎浦 内川
		* 三小牛町24の3-1 第三万陽苑内	280-6785	280-0061	
	ながさか	泉野出町1-22-26 Belle2内	280-5111	280-5123	泉野、長坂台
	いずみの	泉野町6-15-5 泉野福祉健康センター内	259-0522	242-1129	野町、中村、弥生 新神田
	ありまつ	有松5-2-24	242-5510	242-9070	三馬、米泉
	やましな	山科町午40-1 シニアマインド21内	241-8165	241-1178	富樫、伏見台
	まがえ	馬替2-124-1 シェーネアルト内	298-6964	298-6984	額、扇台、四十万

*は担当地域の窓口センターです。

【高齢者の生活支援】

配食サービス

概 要	調理された食事の宅配を行います。
対 象 者	65歳以上の、調理が困難な一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方
申請に必要な書類等	・配食サービス利用申出書・印鑑
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

日常生活防火安全用具の給付

概 要	火災予防、高齢者の生命と財産保全、地域への被害の防止を図るため、台所等にガス漏れ警報器、自動消火器、電磁調理器を設置します。 ・費用—無料
対 象 者	65歳以上の、一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方（ただし、所得税非課税または生活保護世帯に限ります。）
申請に必要な書類等	・ガス漏れ警報器自動消火器電磁調理器給付申請書 ・印鑑
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

緊急通報装置の貸与

概 要	高齢者の安全・安心を確保するため、ボタン又はペンダントを押すだけで看護師等専門家が24時間常駐するコールセンターへ通報され、健康相談や生活相談ができる装置を貸与します。 コールセンターから月1回程度定期コールがあります。 ・費用—月額300円の利用者負担があります（生活保護世帯は無料）。
対 象 者	75歳以上のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者をかかえる75歳以上の高齢者のみの世帯
申請に必要な書類等	・高齢者見守りサービス事業利用申請書 ・通報先設置台帳 ・同意書 ・印鑑
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

紙おむつの給付

概要

在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度認知症の方で紙おむつが必要な方に給付します。入院または、施設入所、転出した時は支給停止となりますので、届け出てください。

・給付枚数（1日分）

本人、配偶者および扶養義務者の所得税額（それぞれの年額）	50,001円以上	支給できません
	21,001円以上 50,000円以下	以下のいずれかを選択 ・平型3枚 ・テープ止めパンツ型1枚+尿取りパット2枚 ・はくパンツ1枚+尿取りパット2枚
	21,000円以下	以下のいずれかを選択 ・平型5枚 ・テープ止めパンツ型2枚+尿取りパット4枚 ・はくパンツ2枚+尿取りパット4枚

対象者

次のいずれにも該当する方

- ・在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度認知症の65歳以上の方（要介護4または5（重度の認知症の場合は3でも給付する場合があります））
- ・本市に住所を有する方
- ・本人、配偶者および扶養義務者の所得税額が年額各々50,000円以下の方

申請に必要な書類等

・紙おむつ給付申請書 ・印鑑

問い合わせ先

長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

寝具乾燥消毒サービス

概要

日頃使用している掛布団、敷布団（又はベッドパッド）、毛布を洗濯乾燥することにより快適な環境をつくり、健康の保持、保健衛生の向上、気分転換を図ります。

- ・費用—無料
- ・方法—金沢市が委託したクリーニング業者があらかじめ指定した日時に訪問し、短期間に処理、配達します。
乾燥消毒 年9回
水洗い 年3回

対象者

在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度認知症の65歳以上の方および訪問介護員の訪問する65歳以上のひとり暮らしの方

申請に必要な書類等

・寝具乾燥消毒サービス利用申請書・高齢者福祉保健台帳（台帳の無い方は不要）

問い合わせ先

長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

理髪・美容カットサービス

概要

保健衛生の向上および気分転換を図るため理容師・美容師が家庭を直接訪問し、理容・美容サービスをおこないます。

- ・費用—無料
- ・方法—民生委員を通じ、または郵送により利用券を配布します。理容・美容組合加盟店に依頼すると出張して自宅まで年2回まで利用できます。

対象者

在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度認知症の65歳以上の方

申請に必要な書類等

・理髪サービス利用申請書・高齢者福祉保健台帳（台帳の無い方は不要）

問い合わせ先

長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

【認知症に関すること】

認知症カフェ

- | | |
|-----------|---|
| 概 要 | 誰でも気軽に参加して、認知症について話し合うことができる「つどいの場」です。相談員が常駐しているので、お茶を楽しみながら気軽に相談ができます。 |
| 問 い 合 せ 先 | 長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照） |

認知症サポーター養成講座

- | | |
|-----------|--|
| 概 要 | 地域住民や企業等を対象に、認知症の正しい理解や適切な対応の仕方を学びます。10人以上のグループで申し込み下さい。 |
| 問 い 合 せ 先 | 長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照） |

【介護家族の支援】

介護手当金の支給

- | | |
|-----------|--|
| 概 要 | 本市に住所を有する65歳以上のねたきり、重度の認知症の方を在宅で3か月を経過して引き続き常時介護している方に対して月額5,000円が年3回（4月、8月、12月）に分けて支給されます。転出された時や、施設、病院等に入所、入院した場合は該当しませんので、届け出てください。 |
| 対 象 者 | 要介護者を常時介護する配偶者または3親等以内の親族の方
・要介護者の状態が要介護4または5（重度の認知症の場合は3でも支給する場合があります。）の方。 |
| 申請に必要な書類等 | ・在宅ねたきり老人等介護手当金支給申請書
・印鑑 |
| 問 い 合 せ 先 | 長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照） |

【介護保険対象外の施設サービス】

養護老人ホーム

概 要	入所要件 金沢市内に住所を有する65歳以上の方で経済的または家族の支援が得られない等により、在宅生活の継続が困難な方。 金沢市内の施設 向陽苑崎浦（三〇新町1-8-1） 向陽苑木曳野（木曳野4-114） 費用徴収 ・ 本人 年金、恩給等本人の収入額から健康保険料、介護保険料等を差し引いた残額に応じて負担 ・ 扶養義務者 原則として同居の配偶者および子（同居の該当がない場合、別居の配偶者および子で各税法上、各健康保険法上等入所希望者を扶養親族として認定された者等）の所得税額、市民税額に応じて負担
対 象 者	おおむね65歳以上の方
申請に必要な書類等	・ 入所申出書（かかりつけ医の診療情報提供書を添付）・ 戸籍謄本 ・ 同意書等
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192

軽費老人ホーム

概 要	・ 軽費老人ホーム（A型） 入所要件 石川県内に住所を有する60歳以上の介護を要しない健康な方で、入所には保証人を1人要し、直接施設に申し込み、施設の承諾を得て入所できます。 野々市市上林1丁目179 石川県百々鶴荘 ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス） 入所要件 60歳以上の方で身体機能の低下等のため、独立して生活するには不安が認められる方が入所できます。 介護が必要となった場合は施設内で訪問介護（ホームヘルプサービス）等の在宅サービスを受けることができます。 金沢市北塚町西440 ケアハウス「あいびす」 金沢市千木町ホ4-1 ケアハウス「千木の里」 金沢市山科町午40-1 ケアハウス「シニアマインド21」 金沢市元菊町20-1 「金沢春日ケアハウス」 金沢市城南1-21-21 「ファミリーケア城南」 金沢市木曳野3-292 「ゆりの里」 金沢市本町1-6-1 やわらぎ金沢 ケアハウス「朱鷺の苑やわらぎ」
対 象 者	軽費老人ホーム（A型） ・ 石川県内に居住する60歳以上の健康な方で利用料の支払可能な方（1人当り利用料）月6～10万円程度 軽費老人ホーム（ケアハウス） ・ 60歳以上（60歳以上の配偶者と共に利用する場合は60歳以下でも可）の方で自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方。利用料の支払が可能な方に限られます。 （1人当り利用料）月7～12万円程度
申請に必要な書類等	入所については、軽費老人ホームへ直接申し込んでください。（詳細は直接施設へ）
問 い 合 せ 先	石川県百々鶴荘 248-4775 ケアハウス「あいびす」 240-3366 ケアハウス「千木の里」 257-9300 ケアハウス「シニアマインド21」 241-1177 「金沢春日ケアハウス」 262-3385 「ファミリーケア城南」 232-8221 「ゆりの里」 266-1234 ケアハウス「朱鷺の苑やわらぎ」 223-1121

老人福祉センター等

概 要	高齢者の教養の向上およびレクリエーションの場として昭和44年から開設 ・ 卯辰山公園健康交流センター千寿閣 東長江町辺 2-1 222-0008 ・ 万寿苑 大桑町ヤ 1-4 244-6745 ・ 十一屋生きがい交流館（万寿苑分館）十一屋 4-34 241-5958 ・ 松寿荘 金石北 3-3-33 268-6757 ・ 鶴寿園 額谷町又 1 298-9355
対 象 者	本市に住所を有する60歳以上の方（千寿閣は年齢制限なし）
申請に必要な書類等	各センター等の受付で申込により 4 館共通の利用証を交付（免許証等氏名、生年月日の証明になるものが必要）
問 い 合 せ 先	各センター等（4 館） 実施機関 金沢市福祉サービス公社 260-0071

地域老人福祉センター

概 要	高齢者の教養の向上およびレクリエーションの場として昭和54年から開設（公民館、児童館と併設） ・ 小立野 小立野 4-7-51 264-0004 ・ 栗 崎 栗崎 1-3 238-2632
対 象 者	60歳以上の方
問 い 合 せ 先	各センター（2 館）

老人憩の家

概 要	地域の高齢者の憩の場として開設（中村町、木曳野、小坂、鞍月、瓢箪、安原、森山、馬場、戸板、二塚、弥生、浅野川、崎浦、松寺、新神田、浅野町）（公民館、児童館等と併設）
対 象 者	60歳以上の方
問 い 合 せ 先	各老人憩の家 （公民館等へ）

パソコンサロン

概 要	高齢者や障害のある方がパソコンやインターネットを活用する場であり、操作指導などの支援も行っています。 利用日時 午前9時～午後4時 月～金曜日（泉、※金石、鶴寿園） ※老人福祉センター松寿荘及び鶴寿園休館日除く 月、水、金曜日（まちなか） 火、木、土曜日（千寿閣） 費 用 無料
対 象 者	60歳以上の方 障害のある方（金石除く）
問 い 合 せ 先	泉 パソコンサロン 弥生1-26-1泉中学校内（H28.7まで） TEL・FAX 243-7800 金石パソコンサロン 金石北3-3-33老人福祉センター松寿荘内 TEL・FAX 268-6300 千寿閣パソコンサロン 東長江町辺 2-1 TEL・FAX 222-0008 まちなかパソコンサロン 此花町 3-2 ライブ 1 B 1 F TEL・FAX 225-8936 鶴寿園パソコンサロン 額谷町又 1 老人福祉センター鶴寿園内（H28秋開設予定）

お年寄り生活支援ハウス

概要

介護保険の施設サービスを受けられない一人暮らし等の方で、高齢のため日常生活を送ることに不安のある方が利用できます。
利用期間は、長期継続的な利用でなく、中期的な利用です。日常生活にかかる食費、光熱費等と所得による自己負担があります。

お年寄り生活支援ハウス ハウス21 山科町午40番地1

対象者

次の利用要件を満たす方

- ・60歳以上の方
 - ・単身世帯、高齢者世帯、もしくは家族の援助が受けられない方
 - ・介護保険の要介護認定で非該当または、要支援と判定された方、もしくはこれに準じる方
- 例) 山間部で冬期には高齢者のみで生活できない、家族が入院してしまい支援が受けられなくなった等

申請に必要な書類等

・お年寄り生活支援ハウス利用申請書・かかりつけ医の診療情報提供書等

問い合わせ先

長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192
お年寄り生活支援ハウス 241-1177

いきいきギャラリー

概要

高齢者、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを目的に、高齢者や障害のある方の手作り品の展示、販売や、福祉・保健サービスに関する情報提供をしています。

場所・本店 安江町3番16号(横安江町商店街)

・アンテナショップ 本町1丁目10番1号
(金沢福祉用具情報プラザ1階内)

開店時間・本店 午前10時～午後6時

(定休日: 第1・第3・第5火曜日、第2・第4日曜日)

・アンテナショップ 午前10時～午後7時
(定休日: 火曜日)

問い合わせ先

いきいきギャラリー ・本店 221-2307 ・アンテナショップ 234-9900

【高齢者の生きがい活動支援】

地域サロン

概要

高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、住み慣れた地域での生きがいづくりを支援します。

老人憩の家、公民館などの地域の身近な施設を利用し、「会食会・手作り教室」などを実施し、高齢者が気軽に集える場を提供します。

問い合わせ先

各地区社会福祉協議会 (158、159ページ参照)
金沢市社会福祉協議会 231-3571 FAX 231-3560
長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192

老人クラブ活動費助成事業

概要

“老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資する”ことを目的として、老人クラブ活動を行う単位クラブに、年額46,560円と、1会員数に60円を乗じた額を加算し交付します。

対象者

- ・会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。
- ・会員数は、1クラブおおむね30人以上とする。

申請に必要な書類等

クラブ結成時
毎 年

- ・結成届
- ・会規約
- ・会員名簿
- ・現況届(4月)
- ・会員名簿(4月)
- ・補助金交付申請書(4月)
- ・実績報告書(3月)

問い合わせ先

金沢市老人連合会 262-4600
長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192

長寿お祝い事業

概 要	長年社会に貢献してきた方々へ長寿を祝福するとともに敬老の意を表すため、長寿お祝い金又は長寿お祝い品を贈呈します。（支給日 9月15日） 満100歳 長寿お祝い金 50,000円（市の職員が訪問してお届けします） 満 88 歳 長寿お祝い品（業者よりお届けします）
対 象 者	年度内に満100歳および満88歳の誕生日を迎える方で、本市に支給日（9月15日）現在 1 年以上引き続き住民登録をして居住している方
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192

生きがいと創造の工房事業

概 要	高齢者が経験と知識を生かし、老後の生きがいと創造的活動ができるよう陶芸、木彫、園芸講座を開催し、活動から生まれる作品の展示（老人福祉センター等）等により地域社会との交流を深めるものです。老人福祉センター等で開催します。
対 象 者	各老人福祉センターに登録されている方
申請に必要な書類等	・申込書
問 い 合 せ 先	鶴寿園 298-9355 万寿苑 244-6745 松寿荘 268-6757 千寿閣 222-0008

高齢者生きがい活動促進事業

概 要	高齢者の生きがい増進のため市老人連合会が主催する行事に対し、補助金を交付しています。 (1) 老人クラブ演芸大会 金沢歌劇座で演芸大会を実施します。 (2) 高齢者作品展 敬老の日を記念して、高齢者の制作した絵画、手工芸、書を募集し金沢市文化ホールで展示します。 (3) 高齢者体育祭 市総合体育館で体育祭を実施します。 (4) 高齢者絵画教室 日本画、水墨画の講座を開催し、生きがいの一助とします。（講師は美大教授）。 (5) いきいき健康づくり講座 ねたきりゼロ運動の一環として健康づくり事業講座を実施します。 (6) ニュースポーツ普及講習会 ニュースポーツを体験し、その推進をはかります。 (7) グラウンドゴルフ大会 市民芸術村広場でグラウンドゴルフ大会を実施します。 (8) 老人の日・老人週間事業 「老人の日・老人週間」を記念し、奉仕活動等を実施します。
対 象 者	60歳以上の方
申請に必要な書類等	各地区老人クラブを通じて参加等の申込受付をします。
問 い 合 せ 先	金沢市老人連合会 262-4600

ふれあい入浴補助

概要

65歳以上の高齢者に入浴補助券を発行します。

交付枚数 年間22枚 自己負担 1回当たり 150円

泉野・元町・駅西福祉健康センターの窓口、市民センターの窓口、市役所の福祉と健康の総合窓口で配布

対象者

65歳以上の方

申請に必要な書類等

本人の年齢が確認できるもの

※はがきによる入浴補助券の交付申請もできます。

問い合わせ先

長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192

高齢者の公共施設使用料の軽減

概要

65歳以上の方が積極的に外出する機会を創出し、介護予防を図るため、市営の体育・文化施設の使用料を軽減します。

対象施設

施 設 名	所 管 課	軽 減 額
西部市民体育会館（温水プール）	市民スポーツ課	360円→200円
総合プール（温水プール）		
西部市民憩いの家		300円→200円 但し、金沢市に住所を有する60歳以上の方は無料。
額谷ふれあい体育館		100円→無料（60歳以上）
鳴和台市民体育会館（温水プール）		360円→200円
寺島蔵人邸	金沢文化振興財団	300円→200円
中村記念美術館	文 化 政 策 課	
安江金箔工芸館		
金沢ふるさと偉人館		
泉鏡花記念館		
金沢湯涌夢二館		
金沢卯辰山工芸工房		
金沢蓄音器館		
前田土佐守家資料館		
室生犀星記念館		
徳田秋聲記念館		
金沢能楽美術館		
金沢湯涌江戸村	歴史建造物整備課	
鈴木大拙館	企 画 調 整 課	
金沢21世紀美術館	文 化 施 設 課	コレクション展 360円→280円 （特別展は展覧会毎に料金が異なります。）

問い合わせ先

各施設

【その他の福祉サービス】

自由契約ホームヘルプサービス

概 要	高齢者等が通院や社会参加のため外出する時、同居家族がいる場合の家事など。 ○利用料金		
	【介護の場合】	午前9時～午後5時	30分 …750円
		上記以外の時間帯	30分 …930円
		土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始	30分 …1,010円
	【家事の場合】	午前9時～午後5時	30分 …700円
		上記以外の時間帯	30分 …870円
		土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始	30分 …940円
対 象 者	市内にお住まいの65歳以上の方など		
申請に必要な書類等	・自由契約ホームヘルプサービス利用申込書		
問 い 合 せ 先	金沢市福祉サービス公社 260-0071		

外国人高齢者福祉手当

概 要	日本国籍を有しなかったため国民年金に加入することができなかった高齢者に対し、外国人高齢者福祉手当を支給します。		
対 象 者	大正15年4月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日前に外国人登録をし、申請日現在、金沢市に引き続き1年以上外国人または住民登録がある方で公的年金を受給されていない方		
申請に必要な書類等	・外国人高齢者福祉手当資格認定申請書		
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192		

歯 科 治 療

概 要	障害のある方（児）および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方に対し、歯科治療、歯科相談を施すことにより、在宅におけるQOLの維持増進に寄与します。		
対 象 者	障害のある方（児）および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方		
問 い 合 せ 先	石川県口腔保健医療センター 255-3887 FAX 253-1277 center@ida1926.or.jp		

シルバーハウジング等生活援助員派遣事業

概要

高齢者の安全や利便を配慮した公営住宅に、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供します。

- ・金沢市営額新町住宅 額新町2丁目84番地1 市営18号棟
 - ・石川県営平和町住宅 平和町2丁目15番40号 県営40号棟
 - 平和町2丁目5番13号 県営13号棟
 - 平和町2丁目5番14号 県営14号棟
 - 平和町2丁目11番32号 県営32号棟
 - 平和町2丁目11番33号 県営33号棟
 - ・金沢市営八日市住宅 八日市4丁目403番地
 - ・金沢市営粟崎町住宅 粟崎町3丁目168番地1 市営12号棟
 - ・金沢市営田上本町住宅 田上本町4丁目27番地 市営1号棟、3号棟
- 住宅の家賃とは別に、所得に応じた負担金が必要です。

対象者

公営住宅法の入居要件を満たす次の方です。

- ・60歳以上の単身世帯
- ・夫婦のみの高齢者世帯（一方が60歳以上であれば足りる）
- ・60歳以上の高齢者のみの世帯

申請に必要な書類等

入居については、金沢市市営住宅課または県営住宅管理センターへ申し込んでください。

問い合わせ先

- ・市営額新町住宅18号棟、市営八日市住宅、市営粟崎町住宅12号棟、市営田上本町住宅1号棟、3号棟
金沢市市営住宅課 220-2331 FAX 261-3366
- ・県営平和町住宅40号棟、13号棟、14号棟、32号棟、33号棟
県営住宅管理センター平和町店 241-5370
- ・長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192

福祉有償運送サービス

対象者

要介護者、要支援者、障害のある方等で単独では公共交通機関の利用が困難な方。（あらかじめ会員登録が必要です。）

利用料

タクシー運賃の概ね2分の1

問い合わせ先

各運送主体へお問い合わせください。

運送主体	法人種別	電話番号	運送主体	法人種別	電話番号
アカシヤの里	社福	282-9874	鳥越福祉会	社福	256-0878
いしかわ介護ボランティアセンター	NPO	222-3337	はくさん会	社福	259-2117
石川かほく農業協同組合	農協	289-3432	はなや	一般	229-7008
内灘町社会福祉協議会	社福	286-6953	馬場福祉会	社福	213-3717
映寿会	医療	225-7107	ブーブ	NPO	275-5055
金沢医療生活協同組合	生協	264-0698	佛子園	社福	241-1200
生活協同組合コープいしかわ	生協	292-3390	ふれあい	NPO	241-0575
材木善隣館	社福	222-1389	ボランティアサービス石川	NPO	249-4181
サポート24	NPO	251-0150	瑞穂会	医療	252-0416
清風会	社福	269-0680	みんなの力駅西	NPO	263-8883
扇翔会	医療	298-5027	洋裕会	社福	241-2107
世代間交流サロン・オアシス	NPO	249-0061	洋和会	医療	248-7575
たすけ愛	NPO	253-1691	輪生会	医療	242-3355
津幡町福祉会	社福	288-8921	WAC輝き	NPO	256-3641

高齢者の所得税及び地方税の障害者控除対象者の認定

概 要	12月31日現在65歳以上で、認知症や肢体不自由等の障害があり、その年の収入から所得税を徴収されている（徴収される見込みの）方又は翌年の市民税・県民税を徴収される見込みの方について、申請により障害者控除対象者認定書を発行します。
対 象 者	控除を受けようとする年の12月31日現在65歳以上で、認知症や肢体不自由等の障害がある方 ただし、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方、原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の認定を受けている方は、手帳等が確定申告の資料となりますので、この申請は必要ありません。また、ねたきりの方もねたきり老人として口頭で申告できますので、この申請は必要ありません。
申請に必要な書類等	・ 障害者控除対象者認定申請書 ・ 控除を受けようとする年の12月31日の状態を確認することができる医師の診断書（所定の様式あり） ただし、12月31日現在有効な介護保険要介護認定を受けている方は介護保険認定調査票により認定を受けることができます。
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192 介護保険課 220-2264 FAX 220-2559 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

災害時への備え

避難行動要支援者名簿

概 要	災害時の人的被害を最小限にとどめるため、高齢者や障害のある方で自分の力だけでは避難することが難しい方を対象とした名簿を整備し、地域の自主防災組織等による避難のお知らせや実際の避難をお手伝いするときに役立てます。
対 象 者	・ 75歳以上の一人暮らしの方 ・ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方 ・ 要介護状態区分が要介護3以上を受けている方 ・ 身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が1、2級の方 ・ 身体障害者手帳の下肢の障害が1～3級の方 ・ 療育手帳Aを所持する方 など
申請に必要な書類等	・ 避難行動要支援者名簿提供の同意書
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

緊急時あんしんシート

概 要	高齢者が急病などの緊急時に、救急隊等に必要な情報を伝えられるように、基本情報や緊急連絡先などを『緊急時あんしんシート』に記載し、自宅の冷蔵庫に貼付して、自ら緊急時に備えられるよう、必要な方に配布します。
対 象 者	65歳以上でひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者のみの世帯の方
問 い 合 せ 先	長寿福祉課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

介護保険課関係

制度概要	28
要介護認定の申請からサービスの利用まで	28
介護サービス計画（ケアプラン）	29
サービスの利用限度額	30
サービスの種類	31
利用料の軽減	34
保険料とその納め方	35
各種申請等について	37

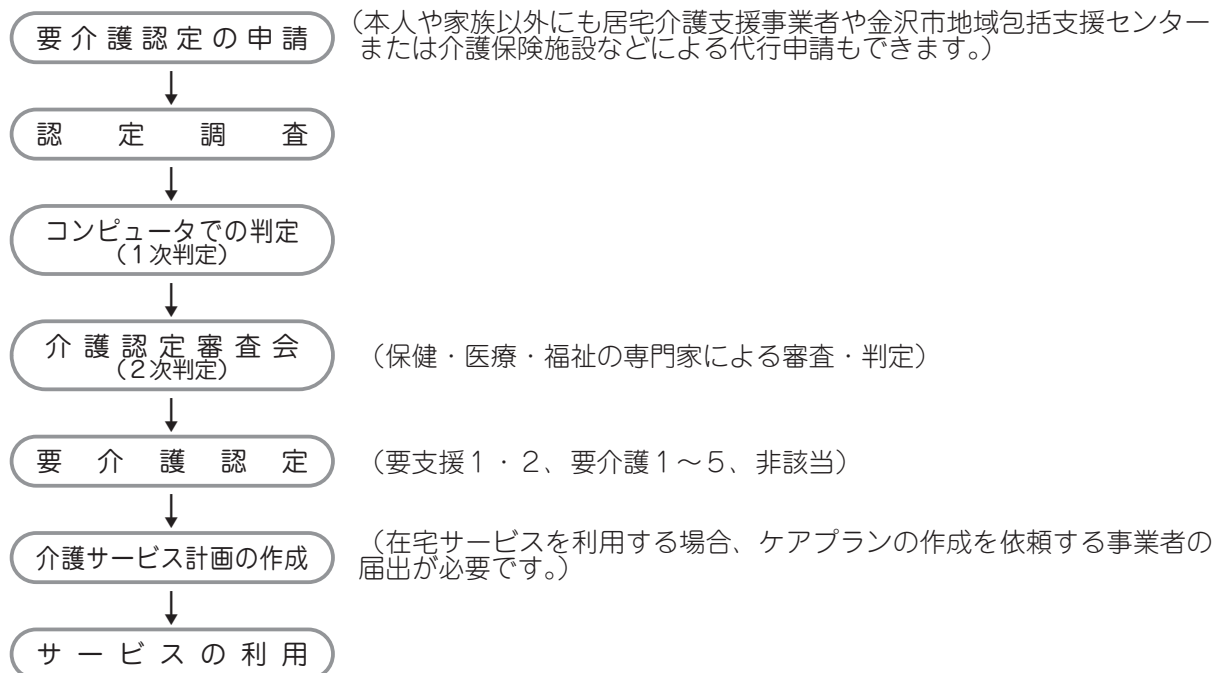
介護保険課関係

1. 制度概要

	第1号被保険者	第2号被保険者
加 入 す る 方	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
サービスを利用できる方	◇寝たきりなど身体の状態が不自由であったり、認知症の症状があるために、食事、入浴、排せつなどの介護が必要な方（要介護状態） ◇簡単な身の回りのことは自分で行えるが、要介護状態にならないように、何らかの支援が必要な方（要支援状態）	◇初老期における認知症や脳血管疾患など16の病気（特定疾病）が原因で要介護状態や要支援状態になった方
保 険 料 の 支 払 い	原則として老齢・退職年金や遺族年金、障害年金からの天引きです。	加入している医療保険の保険料に上乗せして一括して納めます。
利 用 料 の 負 担	介護保険のサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割※を負担します。 また、施設に入った場合とショートステイを利用した場合には、費用の1割※のほかに食費と居住費（滞在費）も負担します。	

※一定以上の所得者は2割となります。

2. 要介護認定の申請からサービスの利用まで



非該当とされた方は、福祉健康センターや健康プラザ大手町などで実施している筋力向上トレーニング、栄養改善指導、口腔ケアの介護予防事業にご参加ください。

3. 介護サービス計画（ケアプラン）

介護サービス計画（ケアプラン）とは、介護が必要な方が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境などを考えたうえで、サービスの種類、内容、利用回数などを定めた計画をいいます。

要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業者へご相談ください。また、要支援1・2と認定された方は、担当の金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）へご相談ください。

ケアプラン作成の手順

(1) 要介護1～5と認定された方

①居宅介護支援事業者へご相談ください。

●担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が決まります。



②介護支援専門員（ケアマネジャー）と一緒にケアプランを作ります。

●介護支援専門員（ケアマネジャー）は心身の状況や介護サービスに対する希望を基に、要介護度に応じた利用限度額の範囲内でケアプランを作ります。



③ケアプランをもとにサービスが提供されます。

●介護支援専門員（ケアマネジャー）が立てたケアプランに基づいて、それぞれの介護サービス事業者からサービスの提供が行われます。介護サービス事業者との連絡調整は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行います。

(2) 要支援1・2と認定された方

①担当の金沢市地域包括支援センターへご相談ください。（連絡先はP14、15）

担当者が決まります。



②金沢市地域包括支援センターの担当者と一緒に介護予防ケアプランを立てます。

●金沢市地域包括支援センターの担当者が、自宅を訪問して、心身や生活の状況を調査し、今後の目標や支援の方針を決め、介護予防ケアプランを作成します。



③介護予防ケアプランをもとに、介護予防を目的としたサービスが提供されます。



④効果を評価し、必要に応じて、介護予防ケアプランを見直します。

●サービスを利用後、3～6ヵ月ごとに、金沢市地域包括支援センターで効果を評価し、必要に応じて介護予防ケアプランを見直します。

4. サービスの利用限度額

介護保険で利用できる在宅サービスは、要介護度によってどのくらい利用できるのかが決まっています。介護保険の認定を受けた方の被保険者証には、「区分支給限度基準額」が記載されています。サービス種類毎に定められている介護報酬の「単位」を1ヵ月ごとに合計した額が区分支給限度基準額になります。

要支援・要介護状態区分	在宅サービスの区分支給限度基準額の単位数（1ヵ月あたり）
要支援1	5,003 単位
要支援2	10,473 単位
要介護1	16,692 単位
要介護2	19,616 単位
要介護3	26,931 単位
要介護4	30,806単位
要介護5	36,065 単位

※区分支給限度基準額内の利用者負担は1割又は2割ですが、区分支給限度基準額を超えた分は全額利用者負担となります。
 ※介護職員処遇改善加算など、一部の加算は区分支給限度基準額には含みません。
 ※一定以上の所得者は、利用者負担が1割から2割になります。

サービスの費用換算

介護報酬1単位あたりの単価は、通常、1単位10円で計算しますが、人件費等の地域差を補正するため、地域区分が設けられています。

金沢市の地域区分は7級地に該当するため、サービスの種類によって1単位あたりの単価は、以下のようになります。

サービスの費用換算表	
10.0円	居宅療養管理指導、福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与
10.14円	通所介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
10.17円	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護
10.21円	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防支援

5. サービスの種類

(1) 在宅サービス

要支援・要介護の認定を受けた方には、介護保険のサービスが提供されます。

訪問・通所サービス

サービス	内 容	要支援	要介護
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事の援助を行います。	○	○
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴サービスを行います。	○	○
訪問看護	保健師や看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に基づいて、健康のチェックなど看護支援を行います。	○	○
訪問リハビリテーション	理学療法士などリハビリの専門職員が家庭を訪問し、主治医の指示に基づいて、機能訓練などを行います。	○	○
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や療養上の指導を行います。	○	○
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどにおいて、食事や入浴などの介護サービスや、機能訓練などを日帰りで行います。	○	○
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院などにおいて、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを日帰りで行います。	○	○

短期入所サービス（ショートステイ）

サービス	内 容	要支援	要介護
特別養護老人ホームなどへの短期入所生活介護	特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに短期間入所し、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを行います。	○	○
介護老人保健施設や医療機関などへの短期入所療養介護			

福祉用具・住宅改修

サービス	内 容	要支援	要介護
福祉用具貸与	次の福祉用具を貸し出します。 ①車いす（付属品を含む）、②特殊寝台（付属品を含む）、③床ずれ防止用具、④体位変換器、⑤手すり、⑥スロープ、⑦歩行器、⑧歩行補助つえ、⑨徘徊感知機器、⑩移動用リフト（つり具を除く）、⑪自動排せつ処理装置（交換可能部品を除く）	要支援、要介護1の方は、原則として⑤、⑥、⑦、⑧の用具を利用できます。⑪については、原則として要介護4以上の方が利用できます。	
特定福祉用具購入	特定福祉用具販売指定事業者から、次の福祉用具を購入した場合、費用の9割又は8割（9万円又は8万円が限度）を支給します。 ①腰掛便座、②特殊尿器（自動排せつ処理装置の本体を除く）、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具の部分	原則として、ケアプランで必要とされた用具を利用できます。	
住 宅 改 修	次の住宅改修をした場合、費用の9割又は8割（18万円又は16万円が限度）を支給します。（工事に着手する前に申請が必要です。） ①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取り替え、⑤洋式便器等への取り替え	○	○

（一定以上の所得者は、利用者負担が1割から2割になります。）

特定施設入居者生活介護

内 容	要支援	要介護
有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを受けます。	○	○

地域密着型サービス

・原則、金沢市の方が利用できます。

サ ー ビ ス	内 容	要支援	要介護
地 域 密 着 型 通 所 介 護	定員18人以下のデイサービスセンターなどにおいて、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを日帰りで行います。	×	○
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	認知症の方が、デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを受けます。	○	○
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 (グループホーム)	認知症の方が、共同生活をしながら、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを受けます。 ※要支援1の方は利用できません。	△ (2の方のみ)	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (29人以下の特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が利用し、食事・入浴・排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。	×	○ (原則3以上の方のみ)
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	心身の状況に応じて、施設へ通い、または宿泊し、あるいは自宅へのホームヘルパーの訪問により、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを受けます。	○	○
夜間対応型訪問介護	夜間における定期的な訪問介護員などの巡回または通報による訪問により、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応などの介護サービスを受けます。	×	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・看護が一体的にまたは密に連携したサービスで、日中・夜間を通じて1日複数回の定期的な訪問と随時対応などの介護サービスを受けます。	×	○
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護を受けます。	×	○

(2) 施設サービス

要支援と認定された方は利用できません。

サ ー ビ ス	内 容	要支援	要介護
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が利用し、食事・入浴・排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。	×	○ (原則3以上の方のみ)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定しており、家庭に戻るためのリハビリや看護を中心としたケアを必要とする方が利用し、医学的な管理のもとで日常生活上の世話などが受けられます。	×	○
介護療養型医療施設 (療養病床など介護体制の整った病院)	病状が安定しており、医療の必要性が高いなどの理由で、長期間にわたる療養が必要な方が入院し、医療管理のもとに介護や看護、機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。	×	○

6. 利用料の軽減

〈利用者負担の軽減制度〉

高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費

利用料の負担が高くなりすぎないように、所得に応じて、世帯ごとに負担の上限額が設定されます。詳しくは、P37～P38をご覧ください。

食費・居住費（滞在費）の軽減

施設サービスとショートステイは、1割又は2割（※）の利用料のほかに食費と居住費（滞在費）の負担がありますが、所得に応じて負担を軽減する制度があります。詳しくは、P39をご覧ください。

※一定以上の所得者は2割となります。

社会福祉法人等による負担の軽減

社会福祉法人等が行っているサービスの利用料の一部を軽減する制度があります。詳しくは、介護保険課までご相談ください。

対 象 者	世帯全員が市民税非課税で、下記の条件などを満たす方及び生活保護受給者 ①年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増ごとに50万円加算）以下 ②預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員1人増ごとに100万円加算）以下 ③負担能力のある親族等に扶養されていないこと ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
対象となるサービス	社会福祉法人等が運営主体となっている ①特別養護老人ホーム ②訪問介護、通所介護、短期入所生活介護 等

在宅サービス利用料の助成

要介護3～5の方の在宅生活を支援するため、利用限度額を超えて利用した分について利用料の一部を助成します。詳しくは、P40をご覧ください。

利用料の減免

災害などの特別な事情で利用料の負担が困難な場合、利用料の減免を受けることができます。

減免を受けるには、減免申請が必要です。詳しくは、介護保険課までご相談ください。

対 象 と な る 方	減免する額
被保険者本人又はその世帯の生計を支える方が、震災・風水害・火災などの災害により住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた場合	資産の損失の程度により減免します。
世帯の生計を支える方が死亡した場合又はその方が心身に重大な障害を受けた場合、もしくは長期間の入院や事業の休廃止、失業、干ばつ等による農作物の不作などの事由により収入が著しく減少した場合	所得の減少の程度により減免します。
被保険者本人又はその世帯の生計を支える方が、保証債務の履行等（破産宣告、事業破産による負債等の返済）により利用料を負担することが著しく困難な場合	収入の程度や生活困窮の程度により減免します。
被保険者本人及びその家族全員の収入見込み並びに預貯金の合計が市で定める基準に該当し、生活が困窮している場合	

7. 保険料とその納め方

〈65歳以上の方（第1号被保険者）の場合〉

保険料の納め方

（特別徴収）

老齢・退職年金や遺族年金、障害年金が月額1万5千円（年18万円）以上の方は、原則として年金から天引きされます。ただし、年度の途中で65歳に達した方や転入された方などは、普通徴収となります。

（普通徴収）

特別徴収以外の方は、毎月、個別に金沢市に納めていただくことになります。

保険料の額

保険料は、住んでいる市町村のサービス水準によって異なります。また、世帯の市民税の課税状況や所得状況などに応じて11段階に分けられます。

平成27～29年度の保険料額

保険料区分	該 当 者		基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		(基準額) × 0.40	30,144円	2,510円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	(基準額) × 0.65	48,984円	4,080円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	(基準額) × 0.70	52,752円	4,390円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	(基準額) × 0.85	64,056円	5,330円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	(基準額)	75,360円	6,280円
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	(基準額) × 1.15	86,664円	7,220円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	(基準額) × 1.25	94,200円	7,850円
第8段階		本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	(基準額) × 1.40	105,504円	8,790円
第9段階		本人の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	(基準額) × 1.50	113,040円	9,420円
第10段階		本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	(基準額) × 1.75	131,880円	10,990円
第11段階		本人の合計所得金額が800万円以上の方	(基準額) × 2.00	150,720円	12,560円

※月額保険料額は、年額保険料を12か月で割って10円未満を切り捨てたものです。

切り捨てた金額は、最初の納付月に加算されます。

※年度途中で65歳に達した方や転入された方など、この表の額と異なる場合があります。

※保険料は資格を取得した月（65歳の誕生日の前日の属する月）からかかります。月の途中で資格を失った場合、その月の保険料はかかりません。

ー保険料の減免ー

災害などの特別な事情で保険料の納付が困難な場合、保険料の減免を受けることができます。
減免を受けるには、減免申請が必要です。詳しくは、介護保険課までご相談ください。

〈40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の場合〉

保険料の納め方

加入している医療保険の保険料に上乗せして医療分と介護分を一括して納めます。

保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

8. 各種申請等について

要介護認定の申請

概 要	介護保険のサービスを受けるためには要介護認定を受ける必要があります。ご本人やご家族による申請だけでなく、居宅介護支援事業者や金沢市地域包括支援センターまたは介護保険施設などによる代行申請もできます。
対 象 者	①65歳以上の方 ②40～64歳の方で、特定疾病が原因で要介護状態や要支援状態になった方
申請に必要な書類等	①申請書 ②主治医意見書 ③介護保険証 ④印鑑 ⑤マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照） 40～64歳までの方は⑥医療保険証の写しも必要になります。
問 い 合 せ 先	介護保険課 220-2264 FAX 220-2559 申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

居宅介護支援事業者等の届出

概 要	要介護認定を受けた方で在宅サービスを利用する場合、介護サービス計画（ケアプラン）をつくる必要があります。（ケアプランは、要支援と認定された方は、金沢市地域包括支援センターに、要介護と認定された方は、居宅介護支援事業者）に作成してもらえます。）ケアプランの作成を依頼した事業者の方に届け出てもらおうと便利です。施設サービスを利用する場合は、その施設内で介護サービス計画（ケアプラン）が作成されますので、届出の必要はありません。
対 象 者	要支援、要介護認定を受けた方で、在宅サービスを利用される方
届出に必要な書類等	①届出書 ②介護保険証 ③印鑑 ④マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問 い 合 せ 先	介護保険課 220-2264 FAX 220-2559 届出は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

高額介護サービス費

概 要	利用料の負担が高くなりすぎないように、所得に応じて上限額が設定されます。同じ月に利用したサービスの自己負担額が世帯内で次の額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。 施設サービス等における食費や居住費（滞在費）の自己負担分、福祉用具購入費や住宅改修費の自己負担分、利用限度を超えて利用した分や日常生活費の負担など保険適用外の分は対象となりません。
対 象 者	要支援、要介護認定を受けた方で、自己負担額が以下に定める上限額を超えた方

対 象 と な る 方	月額負担上限額
現役並み所得世帯※	世帯：44,400 円
一般世帯	世帯：37,200 円
世帯全員が市民税非課税の方	世帯：24,600 円
・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 老齢福祉年金を受給されている方	個人：15,000 円
生活保護を受給されている方	個人：15,000 円

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の世帯。

申請に必要な書類等	①申請書 ②印鑑 ③マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照） 一度申請すればその後該当した分も指定された口座に自動的に振り込まれます。
問 い 合 せ 先	介護保険課 220-2264 FAX 220-2559 申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

高額医療合算介護サービス費

概要

介護保険と医療保険*の限度額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額が負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

*医療保険とは国保・職場の健康保険、後期高齢者医療制度等のことです。

対象者

要支援、要介護認定を受けた方で、自己負担額が以下に定める額を超えた方

高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額 年額（8月1日～翌年7月31日）

●70歳未満の方の世帯（国保・健康保険+介護保険） ●70歳以上の方の世帯

所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	平成27年 7月まで	平成27年 8月以降
901万円超	176万円	212万円
600万円超 901万円以下	135万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税 世帯非課税	34万円	34万円

所得区分	75歳以上の 方の世帯 (後期高齢者 医療制度 +介護保険)	70～74歳 の方の世帯 (国保・ 健康保険 +介護保険)
現役並み 所得者 (上位所得者)	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

所得区分については加入している医療保険の組合等ご確認ください。

自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

平成27年度分以降、自己負担限度額が変更となっています。

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

医療保険課 220-2257 FAX 232-5644

住宅改修費の支給

概要

住宅改修費は、利用限度額の範囲内で対象となる費用の9割又は8割が支給されます。自分で費用をいったん全額立て替えて支払い、後に払い戻しを受ける償還払いが原則ですが、自己負担額として費用の1割又は2割を支払った後、残りの9割又は8割を金沢市から施工業者に支払う受領委任払いも利用できます。

利用限度額20万円（原則として1回限り）※支給される金額は18万円又は16万円までです。

対象品目 ①手すりの取付け ②段差の解消
③滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え

◆工事に着手する前に申請が必要です。

◆受領委任払いは、金沢市に登録している事業者が工事を行う場合に利用できます。

◆一定以上の所得者は自己負担額が2割となります。

対象者

要支援、要介護認定を受けた方

事前申請に必要な書類等

①申請書 ②住宅改修が必要な理由書 ③工事施工内訳書（見積書、平面図を添付）④改修前の日付が入った写真 ⑤承諾書（住宅等が被保険者の所有でない場合）⑥受領委任払い同意書（受領委任払いの場合）⑦マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

工事完了後に必要な書類等

①工事完了届兼施工内訳書 ②領収書 ③改修後の日付が入った写真
④請求書 ⑤受領委任状（受領委任払いの場合）

※借家やアパート等の場合は、所有者の承諾書も提出してください。

※新築または増築の場合は、支給対象となりません。

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

施設サービスやショートステイでの食費と居住費（滞在費）の負担の軽減

概要

施設サービスやショートステイを利用する場合、1割又は2割（※）の利用料のほかに食費や居住費（滞在費）がかかりますが、申請により負担が軽減されます。減額は申請のあった月の初日から適用されますので、軽減を受けようとする方は施設サービスやショートステイを利用する前に、速やかに申請してください。※一定以上の所得者は自己負担額が2割となります。

対象者

要支援、要介護認定を受けた方で次に該当する方

※従来型個室の上段は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。下段は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合。

（1日あたり）

対象者	居住費または滞在費				食費
	多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室	
・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方	0円	490円 320円	490円	820円	300円
世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が80万円以下の方	370円	490円 420円	490円	820円	390円
世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額（※2）と合計所得金額の合計が80万円を超える方	370円	1,310円 820円	1,310円	1,310円	650円

変わります！

※1 平成28年8月1日から新たに非課税年金（遺族年金、障害年金）も年金収入額に含まれます。

※2 ①住民税非課税世帯でも別世帯の配偶者が住民税課税、②住民税非課税世帯（別世帯の配偶者も非課税）でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える、のいずれかに該当する場合は対象となりません。

上記以外の方は、施設や事業者との契約により設定された食費や居住費（滞在費）がかかります。ただし、高齢者夫婦世帯等で、一方が施設に入所することによって、在宅で生活される方の生計が困難になる場合は、軽減の対象となる場合があります。

詳しくは、介護保険課までご相談ください。

申請に必要な書類等

①申請書 ②介護保険証 ③預貯金、有価証券等の金額が確認できる書類
④本人（配偶者）の印鑑 ⑤マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

福祉用具購入費の支給

概 要	福祉用具購入費は、自分で費用をいったん全額立て替えて支払い、後に払い戻しを受ける償還払いとなります。（利用限度額の範囲内で対象となる費用の9割又は8割（※）が支給されます。）特定福祉用具販売指定事業者以外から購入された場合は対象となりませんのでご注意ください。 ※一定以上の所得者は自己負担額が2割となります。 利用限度額10万円（1年度あたり）※支給される金額は9万円又は8万円までです。 対象品目 ①腰掛便座 ②特殊尿器（自動排せつ処理装置の本体を除く） ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分
対 象 者	要支援、要介護認定を受けた方で、原則としてケアプランで福祉用具が必要と認められた方
申請に必要な書類等	①申請書 ②領収書 ③カタログ等（コピー可） ④ケアプランまたは「福祉用具が必要な理由書」 ⑤介護保険証 ⑥請求書（被保険者名義の預金口座を記入） ⑦印鑑 ⑧マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問 い 合 せ 先	介護保険課 220-2264 FAX 220-2559 申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

在宅サービス利用料の助成（介護保険給付外）

概 要	要介護3～5の方の在宅生活を支援するために、利用限度額を超えて利用した分について利用料の一部を助成します。
対 象 者	①要介護3～5と認定された方 ②世帯全員が市民税非課税 ③ショートステイの利用日数が月の半数を超えていないなどの条件を満たす方
対 象 サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うもの（短期利用）） 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
助 成 額	利用限度額を超えた分の2分の1（上限額22,700円）
問 い 合 せ 先	介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

サービス付き高齢者住宅

概 要	高齢者にふさわしいバリアフリー構造や一定の面積及び設備を備え、安否確認、生活相談など日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する高齢者向け住宅です。
対 象 者	60歳以上（60歳以上の配偶者と共に利用する場合は60歳以下でも可）
申請に必要な書類等	入所については、サービス付高齢者住宅へ直接申し込んでください。（詳細は直接施設へ）
問 い 合 せ 先	制度の詳細については、介護保険課 220-2264 FAX 220-2559 入居については、下記ホームページで確認の上、直接施設へお問い合わせください。 http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php

要介護高齢者・障害者等の生活自立のための住まいづくり助成事業

概要

要介護高齢者・重度身体障害者等の利用に適したように浴室、トイレ等を整備する場合に助成します。

- ・生活保護世帯 補助率100%、 限度100万円
- ・非課税世帯 補助率90%、限度 70万円
- ・所得税額5万円以下世帯 補助率70%、限度 50万円

※助成額は介護保険や重度障害の住宅改修制度を利用できる場合、助成額からそれら制度の給付額を控除した額となります。

※必ず工事着手前に申請して下さい。

対象者

市内に居住する①②の該当者のいる世帯

- ①介護保険制度で要介護・要支援と判定された方
- ②身障手帳1、2級（下肢・体幹部）または3級交付者の一部

※いずれも身体状況に合わせた改造工事に限ります。

申請に必要な書類等

・申請書・見積書・図面・写真等

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 260-7192

福祉総務課関係

ひとり親家庭等日常生活支援事業	44
高等職業訓練促進給付金等事業	44
自立支援教育訓練給付金事業	44
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	44
ひとり親家庭等ホームフレンド事業	44
ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業	44
児童扶養手当	45
児童手当	45
母子生活支援施設	46
民生委員児童委員	46
主任児童委員	46
女性相談	46
人権相談	46
母子父子相談	46
金沢市育英会奨学資金の支給	47
福祉ボランティアの助成	47
金沢ボランティアセンター	47
金沢福祉用具情報プラザ	48
成年後見制度などの相談	48
養育費の相談	48
いきいき福祉バス運営事業	48

ひとり親家庭等日常生活支援事業

概 要	ひとり親家庭及び寡婦の家庭で、就職活動や疾病などの理由やひとり親家庭となって間がないなど、一時的に生活支援や子育て支援が必要になった場合等に、ホームヘルパーの派遣等を行います。所得に応じて、利用者の一部負担金があります。(1時間当たり0円～300円)
対 象 者	母子家庭、父子家庭、寡婦家庭
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

高等職業訓練促進給付金等事業

概 要	ひとり親家庭の母(父)が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取るため、養成期間が1年以上の学校で学ぶ場合、給付金を支給します。
対 象 者	ひとり親家庭の母(父)〈所得制限有〉
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

自立支援教育訓練給付金事業

概 要	ひとり親家庭の母(父)が就職に必要なパソコンやホームヘルパーなどの講座を受ける場合、修了時に費用の6割相当(20万円上限)を支給します。
対 象 者	ひとり親家庭の母(父)〈所得制限有〉
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

概 要	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を交付します。(受講修了時給付金：費用の2割、10万円限度)また、試験合格時にも給付金を交付します。(合格時給付金：費用の4割、ただし、受講修了時給付金との合計が15万円を超える場合には15万円限度)
対 象 者	ひとり親家庭の母(父)及び子ども(20才未満)〈所得制限有〉
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

ひとり親家庭等ホームフレンド事業

概 要	児童の健全育成を図ることを目的に、子どもが気軽に相談に乗れる大学生等の児童訪問援助員(ホームフレンド)を家庭に派遣し、話し相手や相談相手となります。また、簡単な学習指導や家事の指導も行います。(月5回程度。1回の時間は8時間または4時間以内。)
対 象 者	母子家庭、父子家庭、養育者家庭の小・中学生および高校生
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業

概 要	ひとり親家庭等の中学生を対象に、大学生等のボランティアを派遣し、学習支援等を行います。(月2回程度。1回の時間は4時間以内。)
対 象 者	母子家庭、父子家庭、養育者家庭の中学生
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

児童扶養手当

概要

父（母）と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進するため手当を支給します。（所得制限有）

<平成28年度手当額>（平成28年4月1日現在）

・月額 児童1人の場合 全部支給 42,320円
一部支給 42,320円～9,990円

児童2人の場合 5,000円を加算

児童3人目以降1人増すごとに 3,000円を加算
（平成28年8月～予定）

児童2人の場合 全部支給 10,000円
一部支給 9,990円～5,000円

児童3人目以降 全部支給 6,000円
一部支給 5,990円～3,000円

※物価スライドに伴う手当額の変動があります。

対象者

父（母）と生計を同じくしていない児童（離婚・死別・遺棄・保護命令・拘禁・未婚の母等）を監護している母（父）（父（母）が重度障害の場合を含む）または母（父）に代わって養育している者。

対象児童は、18歳の年度末まで手当が支給される（中～重度の障害のある児童は、20歳未満）。

申請に必要な書類等

事前相談が必要です。申請の際には本人・対象児・扶養義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）が必要です。

・戸籍謄本 ・年金手帳 ・銀行口座のわかるもの ・印鑑 ・健康保険証
・その他（ひとり親等に至る状況により添付書類は異なる）等

問い合わせ先

福祉総務課 220-2285 FAX 220-2360

児童手当

概要

お子さんを養育する人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定とともに次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する制度。

・支給額 3歳未満 月額1万5千円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）月額1万円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）月額1万5千円
中学生 月額1万円
所得制限額以上の場合 月額5千円

・支払月 6月、10月及び2月（それぞれ前月分までをお支払い）

対象者

中学校修了前のお子さんを養育している方に支給されます。

ただし、公務員の方は勤務先から支給されますので勤務先にご確認ください。

申請に必要な書類等

・印鑑 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
・厚生年金等に参加している方は年金加入証明書または健康保険被保険者証の写し
・請求者の普通預金通帳または口座のわかるもの
・児童手当用所得証明書

①4月・5月分の手当の申請をする場合

平成27年度（26年中）児童手当用所得証明書

ただし、平成27年1月1日現在金沢市に住民登録をしている方は不要です。

②6月分以降の手当の申請をする場合

平成28年度（27年中）児童手当用所得証明書

※平成28年5月以降の出生又は転入による申請の場合に必要となります。

ただし、平成28年1月1日現在金沢市に住民登録をしている方は不要です。

・お子さんと別居している方は監護養育事実の申立書（金沢市外で別居の場合は、お子さんの属する世帯全員の住民票も必要）

問い合わせ先

福祉総務課 220-2285 FAX 220-2360

母子生活支援施設

概 要	生活上のいろいろな問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設です。施設の職員が母子の自立を支援します。
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

民生委員児童委員

概 要	本市には967名（平成28年4月1日現在）の民生委員児童委員が約200世帯を担当区域として配置されています。市内54地区に民生委員児童委員協議会があります。民生委員児童委員は地域福祉の推進者として、生活にお困りの方や高齢者世帯等への支援活動などを行っています。
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2278

主任児童委員

概 要	本市には111名の主任児童委員がおり、市内54地区に2ないし3名ずつ配置されています。複雑・多様化する児童問題を主に担当し、様々な支援活動を行っています。
問 い 合 せ 先	こども政策推進課 220-2299

女性相談

概 要	女性の身上相談、離婚等夫婦問題、女性に対する暴力等の相談に応じています。専門家による特別相談（臨床心理士・カウンセラー・弁護士による相談）も行っています。（事前に予約が必要）
問 い 合 せ 先	女性相談支援室（市役所2階） 220-2554

人権相談

概 要	人権擁護委員による人権相談（市役所・公民館等）を実施しています。市役所では毎月第1金曜日（第1金曜日が閉庁日の場合、第2金曜日）、公民館等でも実施しています。相談日は新聞広報に掲載しています。
問 い 合 せ 先	人権女性政策推進課（市役所2階） 220-2071

母子父子相談

概 要	母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉の増進に関する相談を行っています。
対 象 者	母子家庭、父子家庭および寡婦
問 い 合 せ 先	福祉総務課 220-2285

金沢市育英会奨学資金の支給

概要	要	学業が優れ、生活態度がよく、健康上就学に支障はないが、経済的理由で就学困難な高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒に対し、奨学資金を支給します。 月額10,000円
対象者		保護者が市内に居住している生徒 各学校長から推薦された候補者について選考し、採用を決定します。 (各学校から募集する期間 4月10日～5月15日)
問い合わせ先		金沢市育英会事務局（福祉総務課内） 220-2278

福祉ボランティアの助成

概要	要	ボランティア活動を行っている団体の経済的な負担を軽減するため、活動に必要な経費の一部を助成します。
対象者		市内を主な活動場所とする10名以上の団体
申請に必要な書類等		・ 交付申請書 ・ 事業実施計画書 ・ 収支予算書 ・ 経費配分表 ・ 会員名簿
問い合わせ先		金沢市社会福祉協議会 231-3571

金沢ボランティアセンター

概要	要	市では金沢市社会福祉協議会に金沢ボランティアセンターの運営を委託し次の事業を行っています。 ボランティアを始めてみたい方は、お気軽にご相談ください。 (主な事業) ・ ボランティア活動に関する相談や登録あっせん ・ ボランティア入門講座等の各種養成研修事業 ・ 児童・生徒のボランティア活動の推進
問い合わせ先		金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内） 231-3571 (高岡町7-25 松ヶ枝福祉館内)

金沢福祉用具情報プラザ

概要

金沢福祉用具情報プラザでは、障害のある方や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図るため、次のような事業を行っています。お気軽にお立ち寄りください。

(主な事業)

- ・福祉用具と住宅改修モデルの展示
- ・福祉用具や住宅改修などの専門相談
- ・福祉用具や住宅改修の最新情報の提供
- ・福祉用具や住宅改修などの研修会の開催
- ・福祉用具や住宅改修に関するイベントなどの開催

問い合わせ先

金沢福祉用具情報プラザ 234-9900
(本町1丁目10番1号 ルキーナ金沢 1・2F)

※詳しくは、141・142ページをご覧ください。

成年後見制度などの相談

概要

認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な方に対する成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援を行っています。

問い合わせ先

金沢権利擁護センター（高齢者等権利擁護窓口） 231-3521
(金沢市社会福祉協議会内)

養育費の相談

概要

ひとり親家庭の経済的安定のために養育費に関する相談を行っています。

問い合わせ先

金沢市母子寡婦福祉連合会 224-3417
福祉総務課 220-2285
金沢権利擁護センター（高齢者等権利擁護窓口） 231-3521
(金沢市社会福祉協議会内)

いきいき福祉バス運営事業

概要

地域内の交流促進や団体の育成を目的に実施する事業に借上バスを利用する場合に借上料の一部を助成します。

補助対象経費 バス借上に必要な経費。(有料自動車道通行料金、駐車料金は除く)

補助額 1台あたり70,000円を上限に交付

基本補助額 40,000円

加算補助額 45,000円を超える額の1/2(1,000円未満切り捨て)

利用方法 団体でバス事業者等に対して利用日の予約等を行い、見積書を添付して利用日の1ヵ月前までに補助金の交付申請を行う。

対象者

地域福祉活動を行う団体

申請に必要な書類等

・団体登録申請書・補助金交付申請書等

問い合わせ先

福祉総務課 220-2278 FAX 220-2360

生活支援課関係

生活保護について	50
法外援護について	50
災害弔慰金の支給	50
災害援護資金の貸付	50
生活困窮者自立相談支援事業	50

生活保護について

概 要	この制度は、憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。 この制度による保護は、年齢、世帯員の数などにより異なります。 ◇保護の種類 生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助
対 象 者	生活に困窮するすべての国民を対象としています。保護を受けるには、その利用できる資産、能力その他あらゆるものを生活維持のために活用し、さらに、私的扶養、他の法律による給付を優先して活用することが必要とされています。
問 い 合 せ 先	生活支援課 220-2292

法外援護について

概 要	生活に困窮している生活保護法の適用を受けるに至らないもの（教育援護およびその他の援護の一部については被保護者を含む。）に対し必要な援護を行い、その自立を助長することを目的としています。 ◇援護の種類 教育援護・療養援護（療養の給付）・新規就労援護・その他の援護（旅行困窮者、夏季・歳末見舞金ほか）
対 象 者	金沢市に住所を有する者（旅行困窮者を除く）
問 い 合 せ 先	生活支援課 220-2292

災害弔慰金の支給

概 要	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定められた地震、風水害などの自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神または身体に著しい障害を受けた方に災害障害見舞金を支給します。
対 象 者	災害を受けて死亡した遺族または障害を受けた方
問 い 合 せ 先	生活支援課 220-2292

災害援護資金の貸付

概 要	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定められた地震、風水害などの自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。貸付限度額は被害の程度に応じそれぞれ定められています。
対 象 者	災害を受けた世帯の世帯主
問 い 合 せ 先	生活支援課 220-2292

生活困窮者自立相談支援事業

概 要	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行う。
対 象 者	生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方
問 い 合 せ 先	金沢自立生活サポートセンター（金沢市社会福祉協議会） 231-3720

障 害 福 祉 課 関 係

身体障害者手帳の交付	52
療育手帳の交付	52
障害者総合支援法のあらまし	52
生活の保障	
障害基礎年金（国民年金）の支給	58
障害厚生年金の支給	58
特別障害給付金の支給	58
特別障害者手当の支給	58
障害児福祉手当の支給	59
福祉手当（経過措置）の支給	59
特別児童扶養手当の支給	59
心身障害者扶養共済の加入	59
心身障害者扶養共済加入者助成	60
暮らしを支える制度など	
補装具の交付	60
日常生活用具の給付	60
日常生活用具の貸与（福祉電話）	60
人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成	60
中軽度難聴児補聴器購入・修理費用の助成	61
紙おむつの給付	61
寝具乾燥消毒サービス	61
理髪・美容カットサービス	61
訪問入浴サービス	61
手話通訳者、要約筆記者派遣	62
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	62
障害者生活訓練事業	62
車いすの貸出し	62
福祉バスの利用	63
聴覚障害者相談事業	63
点字図書・録音図書の貸出し	63
盲導犬の給付	63
選 挙	
郵便等による不在者投票	64
点 字 投 票	64
代 理 投 票	64

税 金	
所得税及び市民税・県民税の障害者控除	64
自動車にかかる諸税の減免	65
その他の税の控除等	65
運賃等の割引、減免、移動の支援など	
JRの旅客運賃等の割引	66
北鉄等のバス、電車運賃の割引	66
航空運賃の割引	66
有料道路の運行料金割引	67
NHK放送受信料の減免	67
福祉タクシーの利用助成	67
自動車改造費の助成	67
タクシー運賃心身障害者割引	68
自動車免許取得費の助成	68
駐車禁止の除外指定	68
介助用自動車改造費の助成	68
金沢メルシーキャブサービス	68
福祉有償運送サービス	69
健康と医療	
ほほえみスポーツフェスタ金沢	69
温 泉 療 養	69
歯 科 治 療	69
就労と職業訓練	
雇用奨励金の支給	70
職場適応訓練	70
障害者職業能力開発校	70
障害者就労支援援助	70
施 設	
「金沢市松ヶ枝福祉館」の利用	71
障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」の利用	71
障害児通園施設「ひまわり教室」	71
地域活動支援センター	72

身体障害者手帳の交付

概 要	法律で定められた援助を受けたり、各種制度を利用するために必要であり、身体に障害のある方であることを証明するために交付
対 象 者	身体障害者福祉法で定める程度の障害がある方
申請に必要な書類等	・印鑑 ・顔写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm） ・申請書 ・診断書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

療育手帳の交付

概 要	知的障害のある方（児）が、各種の援助を受け易くするために手帳を交付
対 象 者	「石川県知的障害者更生相談所」「金沢市児童相談所」等で知的障害と判定された方
申請に必要な書類等	・印鑑 ・顔写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm） ・申請書 ・生活現状調査票等
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

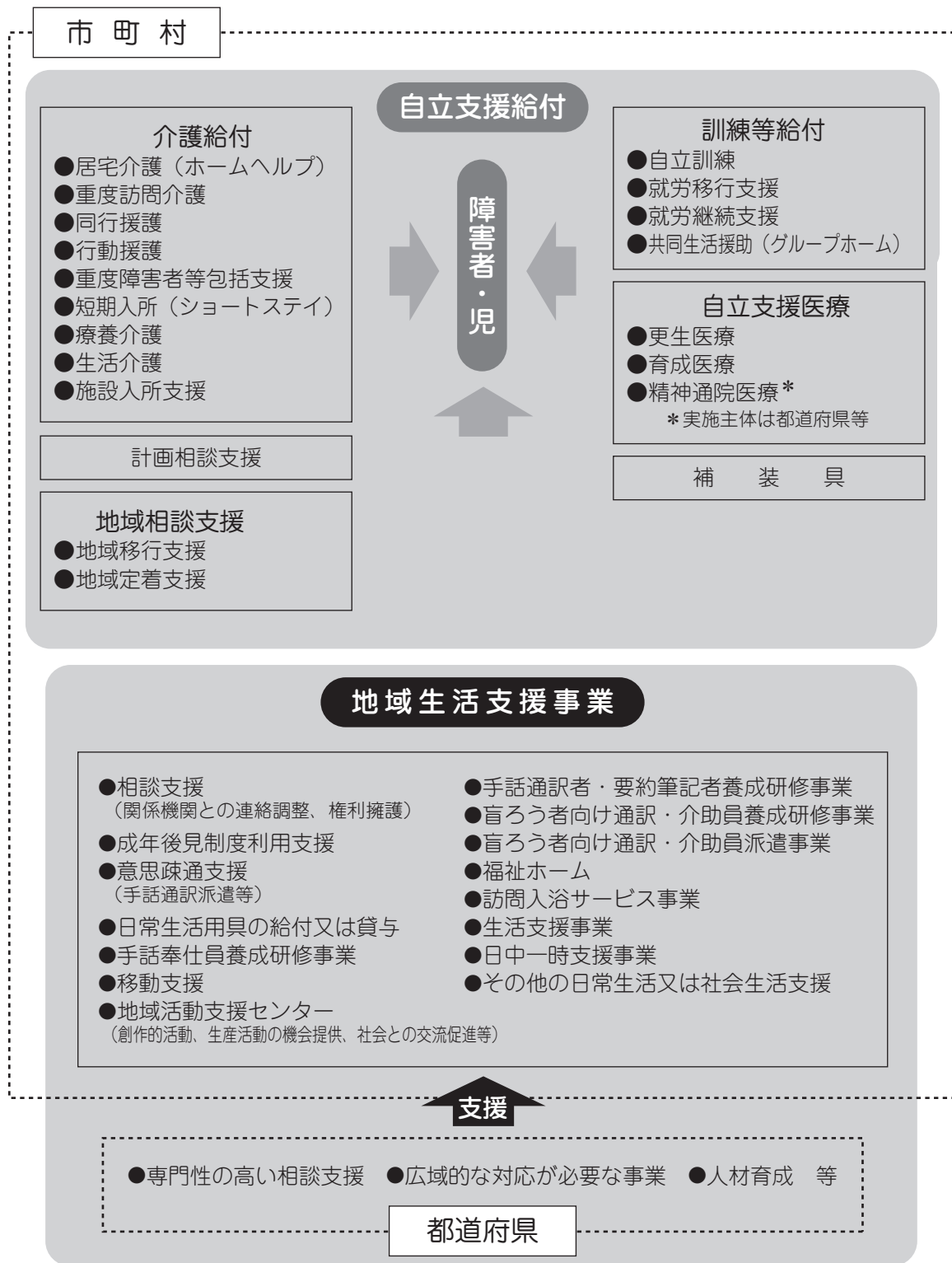
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者総合支援法は、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病患者等）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるようにする制度です。

障害者総合支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある方の地域での生活を支援します。

サービス名称	内 容
介 護 給 付	障害の程度が一定以上の人に、生活上または療養上必要な支援を行います。
訓 練 等 給 付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
地 域 相 談 支 援	入所施設または精神科病院等からの退所・退院にあたって地域生活へ移行する人への支援や地域で単身生活をする人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。
計 画 相 談 支 援	上記3つのサービスを利用する場合でのサービス等利用計画の作成や日常生活での不安や悩みの相談の受付をします。
自 立 支 援 医 療	精神通院及び更生・育成医療の3つの公費負担医療があります。
補 装 具	補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。
地 域 生 活 支 援 事 業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行います。



1. 利用者負担について

世帯の収入状況に応じ、下記のとおり1ヶ月の負担上限月額が設定されます。
通所施設、入所施設を利用している場合は、食費や光熱水費が自己負担となります。
(負担上限月額に達するまではサービス費用の1割が利用者負担となります。)

○ 負担上限月額の設定

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市民税非課税世帯	0円
一 般 1	市民税課税世帯で所得割16万円未満	9,300円
一 般 1 (児 童)	市民税課税世帯で所得割28万円未満	4,600円
一 般 2	市民税課税世帯で、上記以外の方	37,200円

○ 世帯範囲

種 分	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方(施設に入所する18、19歳を除く)	障 害 の あ る 方 と そ の 配 偶 者
障害のある児童(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

2. 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟に事業を実施することを目的としています。

金沢市が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

事業名		事業の内容
(1)	理解促進研修・啓発事業	障害のある方に対する理解を深めるための研修や啓発を行う。
(2)	① 基幹相談支援センター事業	相談支援事業所等への専門的指導・助言など(平成28年10月設置予定)
	② 相談支援事業	障害のある方の相談に応じ、情報の提供や必要な支援を行う。
	ア. 障害者相談支援事業	障害のある方の生活相談やサービスに関する調整を行う。
	イ. 障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)の療育相談を行う。
(3)	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的、精神に障害のある方を対象に、家庭裁判所への申し立てを支援する。
(4)	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害のある方を対象に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。
(5)	日常生活用具給付等事業	障害の種類、程度に応じた日常生活用具の給付を行う。
	① 介護・訓練支援用具	特殊寝台、移動用リフト、訓練いすなど
	② 自立生活支援用具	入浴補助用具、つえ、火災警報器など
	③ 在宅療養等支援用具	透析液加温器、たん吸引器など
	④ 情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器など
	⑤ 排泄管理支援用具	ストマ用装具など
	⑥ 居宅生活動作補助用具	住宅改修費
(6)	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な語彙及び表現技術を習得した者を養成し、障害のある方の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
(7)	移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚に障害のある方や両上下肢に重度障害のある方、知的、精神に障害のある方などに外出の支援を行う。
(8)	地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の提供や社会交流の促進などを行う。
(9) その他の事業	① 福祉ホーム事業	身体に障害のある方に管理人から日常生活の支援を受けることができる低額な居室を提供する。
	② 訪問入浴サービス事業	施設に通所することも困難な重度障害の人を対象に、入浴車による入浴サービスを提供する。
	③ 生活支援事業	日常生活上必要な訓練を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。 ・視覚障害者歩行訓練士派遣 ・盲ろう者生活訓練 ・重度視覚障害者生活訓練 ・聴覚障害者生活訓練 ・障害者社会参加支援 ・精神障害者就労促進
	④ 日中一時支援事業	障害のある方の日帰りの短期入所事業。
	⑤ 社会参加支援	スポーツ・芸術文化活動を行うことで、障害のある方の社会参加を促進することを目的とする。
	ア. レクリエーション活動等支援	・ふれあい運動会 ・ほほえみスポーツフェスタ金沢
	イ. 芸術文化活動振興	・障害のある方の作品展 ・ふれあいコンサート
	ウ. 障害者自動車運転免許取得費助成事業	運転免許取得のために要した費用を助成する。
	エ. 自動車改造助成事業	身体に障害のある方が所有する自動車の改造費用を助成する。

○地域生活支援事業の利用者負担について

金沢市の地域生活支援事業の利用者負担については、次のとおりです。

事業名	事業の内容
相談支援事業 意思疎通支援事業 地域活動支援センター 社会参加促進事業 (自動車改造・免許取得助成は除く)	無 料
移動支援事業 重症心身障害児・者送迎支援事業 訪問入浴サービス 日常生活用具給付 日中一時支援事業	負担能力に応じて負担(負担上限月額までは1割負担) ただし、重 度……全額免除 その他……市が定める負担上限月額 ※重度は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A、 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。
生活支援事業	無 料(交通費・食材料費などは実費)
自動車改造助成事業 障害者自動車運転免許取得費助成事業	所得制限あり
福祉ホーム事業	各福祉ホームが定める家賃・光熱水費などの負担あり

○高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合や補装具の交付をうけた場合など、負担上限月額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。

○補足給付（負担上限月額の区分が、生活保護又は低所得の方）

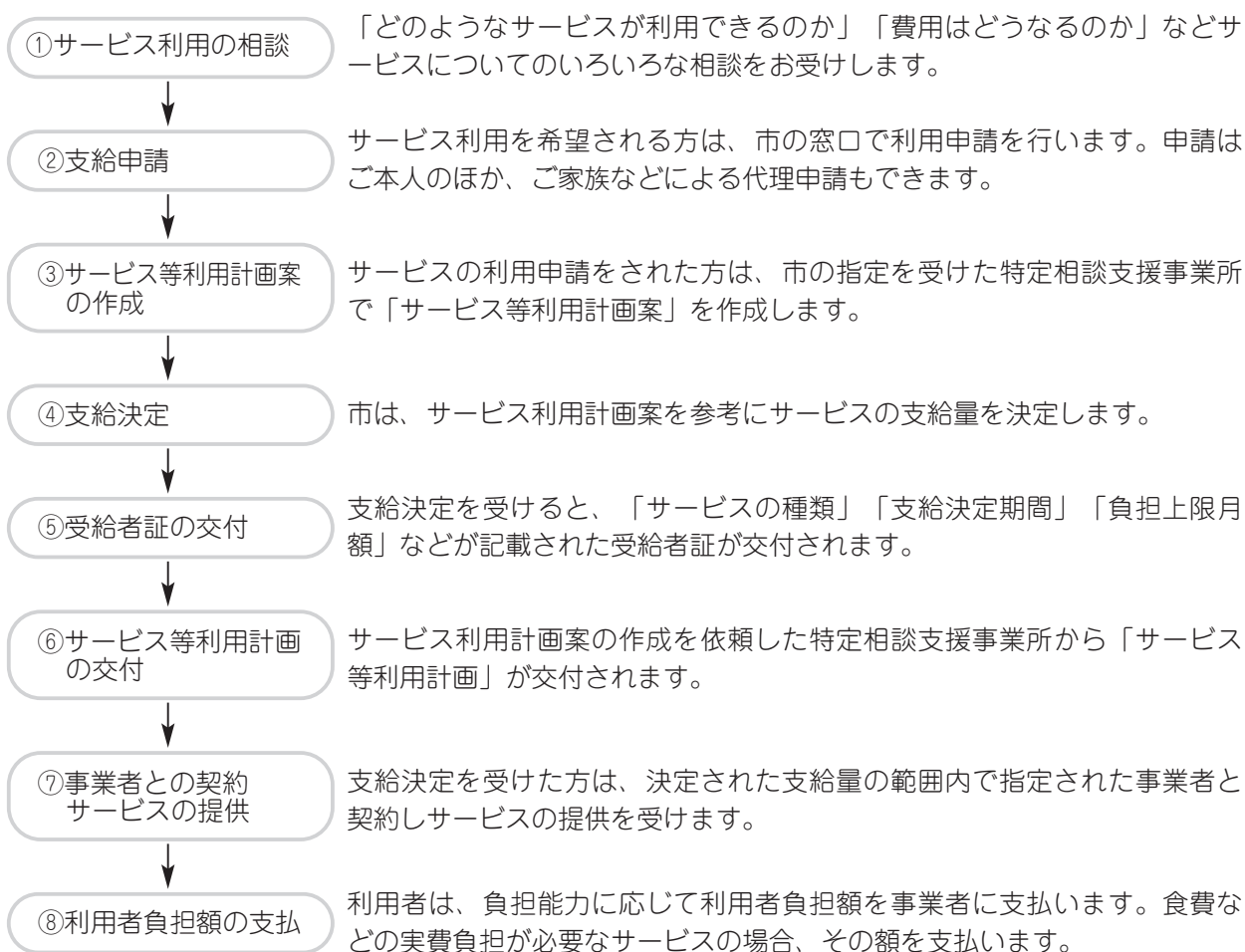
- ・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行います。
- ・グループホーム入居の方の家賃負担の軽減を行います。

○通所施設利用者の食費実費負担軽減

（負担上限月額の区分が、生活保護、低所得又は一般1（市民税所得割16万円未満）の方）

- ・通所施設利用者の方の食費実費負担のうち、人件費相当分を軽減します。

3. サービス利用の流れ



★サービスの利用にあたって

- 希望されるサービスによっては、市に支給申請をされた後、障害支援区分判定のための認定調査を行い、障害支援区分認定審査会にて判定を受けることになります。
- サービスの支給決定をするためには、原則として指定特定相談支援事業者に「サービス等利用計画案」を作成してもらう必要があります。

障害者総合支援法に関することや障害福祉サービスのことについては、障害福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先 障害福祉課 TEL 220-2289 FAX 232-0294

障害基礎年金（国民年金）の支給

概 要	国民年金に加入中（原則）に病気やケガのため障害者になったとき支給 1 級 年額 975,125円＋子の加算 2 級 年額 780,100円＋子の加算
対 象 者	法律で定める程度の障害があり、一定の保険料納付条件を満たす方（20歳前に初診日がある方は所得制限あり）
申請に必要な書類等	・印鑑 ・預金通帳 ・戸籍・住民票謄本 ・申請書 ・診断書 等
問 い 合 せ 先	市民課（国民年金係 71番窓口） 220-2295 FAX 220-2776

障害厚生年金の支給

概 要	障害基礎年金の支給対象となる障害が、厚生年金加入中の病気やケガによって生じたとき、障害基礎年金に上乗せする形で支給 ただし、障害基礎年金に該当しない障害でも、厚生年金独自の年金等が支給される場合がある。
対 象 者	厚生年金独自の年金を除き、障害基礎年金の受給資格を満たす者
申請に必要な書類等	・印鑑 ・預金通帳 ・戸籍・住民票謄本 ・申請書 ・診断書 等
問 い 合 せ 先	金沢北（南）年金事務所 233-2021（245-2311） FAX 263-9333（243-4933）

特別障害給付金の支給

概 要	国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金 1, 2 級相当の障害のある方に支給 支給月額 1 級 51,450円 2 級 41,160円 ※本人の所得制限および老齢年金等との支給調整があります。
対 象 者	①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金等加入者の配偶者
申請に必要な書類等	・印鑑 ・預金通帳 ・戸籍謄本 ・申請書 ・診断書 等
問 い 合 せ 先	市民課（国民年金係 71番窓口） 220-2295 FAX 220-2776 金沢北年金事務所 233-2021 FAX 263-9333

特別障害者手当の支給

概 要	常時特別の介護を要する障害のために生じる特別の負担の一助として支給 月 額 26,830円（28年4月現在） 支給月 2月、5月、8月、11月
対 象 者	おおむね2つ以上の重度の障害がある在宅の20歳以上の方（所得制限あり）
申請に必要な書類等	・印鑑 ・銀行預金通帳 ・認定請求書 ・診断書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照） 等
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

障害児福祉手当の支給

概要	要	常時介護を要する障害のために生じる特別の負担の一助として支給 月 額 14,600円（28年4月現在） 支給月 2月、5月、8月、11月
対象者		施設に入所していない20歳未満の者で、おおよその目安として、身体障害者手帳1級、2級の一部または療育手帳Aの一部の方（所得制限あり）
申請に必要な書類等		・印鑑 ・銀行預金通帳 ・認定請求書 ・診断書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照） 等
問い合わせ先		障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

福祉手当（経過措置）の支給

概要	要	重度の障害のために生じる特別の負担の一助として支給 月 額 14,600円（28年4月現在） 支給月 2月、5月、8月、11月
対象者		昭和61年3月31日において20歳以上で、従来の福祉手当の受給資格を有する方のうち、特別障害者手当および障害基礎年金を受給できない方（転入者で以前の居住地において受給していた者のみ受付）
申請に必要な書類等		・印鑑 ・銀行預金通帳 ・前居住地で手当を受給していたことを証明するもの ・住所変更届（市外転入用） ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問い合わせ先		障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

特別児童扶養手当の支給

概要	要	障害のある児童を養育している方に支給 1 級 月額 51,500円（28年4月現在） 2 級 月額 34,300円（28年4月現在） 支給月 4月、8月、12月
対象者		（支給対象となる障害のある児童） 施設に入所していない20歳未満の方で、おおよその目安として、身体障害者手帳1～3級、4級の一部または療育手帳A、Bの一部の方（所得制限あり）
申請に必要な書類等		・印鑑 ・口座申出書 ・戸籍謄本、住民票（世帯全員のもの） ・認定請求書 ・診断書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照） 等
問い合わせ先		障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

心身障害者扶養共済の加入

概要	要	障害のある方（児）の保護者が掛金を積み立て、保護者が死亡または重度障害になった場合、残された障害のある方（児）に、年金を終身支給 掛 金 加入者の年齢等により異なる 年金額 月額20,000円（1口につき）
対象者		(1)身体障害者手帳1～3級までに該当する障害のある方、(2)知的障害のある方、(3)精神または身体に永続的な障害を有する方で、その障害の程度が前2号と同程度と認められる方のいずれかの方を保護扶養する65歳未満の方
申請に必要な書類等		・印鑑 ・住民票 ・加入等申込書等
問い合わせ先		障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

心身障害者扶養共済加入者助成

概 要	2口目加入者について掛金年額の3割を助成。
対 象 者	心身障害者扶養共済2口目加入者
申請に必要な書類等	・加入者援護申請書
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

補装具の交付

概 要	身体に障害のある方（児）の失われた機能を補うための用具（車いす、補聴器、下肢装具等）の交付および修理
対 象 者	身体に障害のある方（児） （品目ごとに対象となる障害の部位が決められている。） （原則1割の自己負担あり）
申請に必要な書類等	・印鑑 ・身体障害者手帳 ・申請書 ・補装具意見書 ・業者の見積書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

日常生活用具の給付

概 要	日常生活を容易にするための用具（特殊寝台、便器、エアーマット等）を給付
対 象 者	在宅の心身に障害のある方（児） （品目ごとに対象となる障害の部位、等級等が決められている。） （原則1割の自己負担あり）
申請に必要な書類等	・印鑑 ・業者の見積書 ・カタログ ・申請書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

日常生活用具の貸与（福祉電話）

概 要	緊急連絡の手段として、福祉電話（加入権）を貸与
対 象 者	在宅の外出困難な重度身体障害者で所得税非課税世帯に属する方
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書 ・重度身体障害者日常生活用具貸与契約書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成

概 要	人工内耳を装用している聴覚に障害のある方の音声信号処理装置（体外器）の購入を助成
対 象 者	金沢市に住所を有する聴覚の身体障害者手帳を所持している方で、現在人工内耳を装用している方（経過年数・所得等に制限があります）
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

中軽度難聴児補聴器購入・修理費用の助成

概要	身体障害者手帳の取得要件に満たない難聴児の方に補聴器の購入・修理費用を助成。
対象者	金沢市内に住所を有する18歳未満の方で、両耳の聴力が原則として30dB以上70dB未満の方（所得に制限があります）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

紙おむつの給付

概要	ねたきりの障害のある方の衛生を保ち、経済的負担を軽減するために、紙おむつを配達給付 支給枚数 平型3～5枚（1日当り） パンツ型1～2枚（1日当り）
対象者	在宅の18歳以上65歳未満の3ヵ月以上ねたきり状態にある身体に障害のある方で手帳1、2級の方（所得制限あり）
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

寝具乾燥消毒サービス

概要	敷き布団等の寝具の乾燥消毒を年9回（水洗いは年3回）巡回実施 対象寝具 敷き布団又はベッドパッド、掛け布団、毛布
対象者	在宅の65歳未満の方で、寝たきり状態にある下肢、体幹障害1、2級の方
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

理髪・美容カットサービス

概要	在宅寝たきりの身体に障害のある方で容易に理容・美容店まで出かけることのできない状態にある方に対し、理容・美容組合に加盟する理容・美容師が利用者宅を訪問し理髪サービスを行う。（特殊加工は除く。）利用回数 年2回
対象者	65歳未満の在宅寝たきりの身体に障害のある方で、容易に理容・美容店へ出かけることのできない下肢または体幹の1、2級の方
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

訪問入浴サービス

概要	在宅での入浴及び通所介護が困難な身体に障害のある方のために訪問入浴サービスを実施
対象者	他の方法では入浴が不可能な身体に障害のある方で介護保険適用とならない1、2級の方
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書 ・診療情報提供書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

手話通訳者、要約筆記者派遣

概 要	聴覚に障害のある方が日常生活を営む上でコミュニケーションをスムーズに行うため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣
対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方、または聴覚に障害のある方と接する方
問 い 合 せ 先	金沢市聴力障害者福祉協会 TEL 233-7729 FAX 233-9011 メールアドレス mail@k-deaf.sakura.ne.jp

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

概 要	視覚と聴覚に障害を併せ持つ方の日常生活をサポートするため、通訳・介助員を派遣
対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方（視覚と聴覚に障害を併せ持つ方）
問 い 合 せ 先	石川盲ろう者友の会 TEL 232-5205 FAX 232-5206

障害者生活訓練事業

概 要	障害部位別に日常生活を営む上で必要とされる情報提供、生活相談、コミュニケーション手段などの訓練を行うことによって自立心を促し、生きがいのある豊かな生活を送れるよう支援する。 ①聴覚障害者生活訓練 問い合わせ先 金沢市聴力障害者福祉協会 TEL 233-7729 FAX 233-9011 対 象 者 聴覚に障害のある方及びその家族など ②盲ろう者生活訓練事業 問い合わせ先 石川盲ろう者友の会 TEL 232-5205 FAX 232-5206 対 象 者 聴覚・視覚に障害のある方及びその家族など ③視覚障害者歩行訓練士派遣事業 問い合わせ先 （社福）石川県視覚障害者協会 TEL 222-8781 FAX 222-1821 対 象 者 視覚に重度の障害のある方 ④重度視覚障害者生活訓練事業 問い合わせ先 金沢市視覚障害者協会 TEL 222-8782 FAX 222-1831 対 象 者 視覚に重度の障害のある方及びその家族など 訓練内容についての詳しいことはお問い合わせ先へご連絡ください。
-----	---

車いすの貸出し

概 要	けが、病気、車いすの修理等のため、一時的に車いすが必要となったとき貸出し 貸出し期間 7日間以内
申請に必要な書類等	・申請書
問 い 合 せ 先	金沢市身体障害者団体連合会 262-6660（TEL・FAX）

福祉バスの利用

概 要	障害のある方の社会参加促進および障害のある方を構成員とする団体等の活動の育成を図るためリフト付バスを運行（ただし、金沢市事業等で使用している場合を除く。）
対 象 者	障害のある方（児）または障害のある方とその保護者・ボランティアを構成員とする団体
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

聴覚障害者相談事業

概 要	日常生活上の各種相談に応じ適切な助言、情報提供を行う。 実施場所 金沢市聴力障害者福祉協会（高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内）
対 象 者	聴覚に障害のある方
問 い 合 せ 先	金沢市聴力障害者福祉協会 233-7729 FAX 233-9011

点字図書・録音図書の貸出し

概 要	一般図書を読書することが困難な視覚に障害のある方に対して情報手段の確保と教養文化活動を助長させる。
対 象 者	視覚に障害のある方
問 い 合 せ 先	石川県視覚障害者協会 222-8781 FAX 222-1821

盲導犬の給付

概 要	視覚に障害のある方の就労等社会活動参加促進のため、盲導犬を給付
対 象 者	就労または就労予定の石川県内に1年以上居住している満18歳以上の視覚障害1級および2級の方
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書等（詳しくはお問い合わせください。）
問 い 合 せ 先	特定非営利活動法人 アイメイトクラブ石川 269-8944 FAX 269-8943

郵便等による不在者投票

概要
対象者

身体の障害等により投票所へ行けない方が、郵便等により投票対象となるのは、以下の方です。

交付手帳等名	障害の種類	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	1級または3級
	免疫または肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、または体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5	

申請に必要な書類等

- ・郵便等投票証明書交付申請書
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証（選挙の都度、投票用紙請求書の提出が必要です。）

問い合わせ先

選挙管理委員会 220-2077 FAX 261-7755

点字投票

概要

目の不自由な方のために点字により投票

問い合わせ先

選挙管理委員会 220-2077 FAX 261-7755

代理投票

概要

手が不自由な方または心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を書くことができない方のために投票事務従事者が代理で記載し投票

問い合わせ先

選挙管理委員会 220-2077 FAX 261-7755

所得税及び市民税・県民税の障害者控除

概要

所得金額から一定金額を控除

対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・障害者控除対象者認定書の交付を受けた方（認定申請については26ページ参照）

控除を受ける方法

- 1 勤務先での年末調整
- 2 公的年金等の受給者の扶養親族等申告
- 3 確定申告
- 4 市民税・県民税申告（1～3の手続きをされた方は不要）

申告に必要な書類等

- ・手帳または認定書 ・印鑑

問い合わせ先

市民税課 220-2162 FAX 220-2154

自動車にかかる諸税の減免

概要 障害のある方が所有する自動車について、障害のある方本人および障害のある方と生計を一にするご家族等（常時介護者含む）が、障害のある方の継続的な通院等のために運転する場合で、障害のある方一人につき一台の自動車税等を減免

対象者 身体障害者手帳等をお持ちで、その等級が減免の対象となる等級の方
障害の部位により減免の対象となる等級の範囲が異なります。
※運転者が本人、家族、常時介護者いずれの場合でも減免の対象となる等級の範囲は同じです。
※常時介護者の証明については、市障害福祉課へ問い合わせください。
障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294
※減免に該当するかどうかや申請方法等については、下記へ問い合わせください。

〔自動車取得税、自動車税について〕

申請に必要な書類等

- ・身体障害者手帳等、運転される方の運転免許証、納税通知書または車検証
- ・家族全員の続柄が記載されている住民票（家族運転、常時介護者による運転の場合）※マイナンバーの記載は不要
- ・通院等の使用目的証明書（家族運転、常時介護者運転の場合）
- ・運転計画書、証明書（常時介護者運転の場合）

問い合わせ先 石川県総務部税務課 225-1273 FAX 225-1275

〔軽自動車税について〕

申請に必要な書類等

- ・身体障害者手帳等 ・運転する方の運転免許証 ・印鑑 ・納税通知書
- ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証、保険証など）

※精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方は、自立支援医療の受給者証（精神通院医療に限る）が必要

問い合わせ先 税務課 220-2147 FAX 220-2154

その他の税の控除等

〔相続税について〕

概要 相続税額の障害者控除

問い合わせ先 金沢税務署 261-3221

〔個人事業税について〕

概要 視覚に障害のある方（両眼の矯正視力0.06以下）が、あん摩・マッサージ・指圧・はり、きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業を営む場合は非課税

問い合わせ先 石川県金沢県税事務所 263-8832 FAX 263-8864

JRの旅客運賃等の割引

- 概要** JRの鉄道を利用する場合、運賃を割引
割引率 5割
- 対象者** 第1種または第2種に該当する身体に障害のある方ならびに知的障害のある方
(精神障害は除く)
- 申請に必要な書類等** ・身体障害者手帳 ・療育手帳
- 問い合わせ先** JR西日本金沢支社 254-3017 FAX 254-3018
・割引になるのは次の種類の乗車券類です。

種 類	第1種身体障害者 及び知的障害者	第2種身体障害者 及び知的障害者
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗る場合。ただし単独で乗る場合は片道100kmをこえないと割引にならない。	単独で片道100kmをこえて乗る場合
急行券	介護者とともに乗る場合	割引にならない
普通回数乗車券	〃	〃
定期乗車券	〃	12歳未満の障害のある方が介護者とともに乗る場合

(特別急行列車に対する特別急行券は除かれます。)
 ※第1種身体障害者及び知的障害者が、介護者とともに乗る場合は、介護者についても割引になります。
 ※乗車券購入の際、乗車中には必ず手帳を保持し、求められたら提示してください。
 ※乳幼児(6歳未満)が第1種の身体障害者及び知的障害者で介護者とともに乗る場合、本人は無料で、介護者は割引になります。ただし1人で指定席や寝台車を利用する場合は、割引のこども運賃等が必要です。

北鉄等のバス、電車運賃の割引

- 概要** 北鉄等のバス・電車等を利用する場合、運賃を割引
割引率 5割(バスの定期は3割)
※北陸鉄道ICカード乗車券ICaの割引についてはお問い合わせください。
- 対象者** (バス)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
(電車)身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
- 申請に必要な書類等** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(乗車時、降車時等に手帳提示)
- 問い合わせ先** 北陸鉄道テレホンサービスセンター 237-5115 FAX 237-6961

航空運賃の割引

- 概要** 航空会社の航空運賃を割引
- 対象者** 第1種に該当する満12歳以上の身体に障害のある方ならびに知的障害のある方
およびその介護者と、第2種に該当する満12歳以上の身体に障害のある方ならびに知的障害のある方
- 申請に必要な書類等** 身体障害者手帳または療育手帳(航空券購入時に呈示)
- 問い合わせ先** 航空会社の支店、営業所 等

有料道路の運行料金割引

概 要	北陸自動車道等の通行料金を割引 割引率 5割以内
対 象 者	障害者手帳所持者が自ら運転する場合。または、第一種の手帳若しくは療育手帳Aを所持している方を乗せ、介助者が運転する場合。（手帳に登録された車に限る）
申請に必要な書類等	・運転免許証（本人運転のみ） ・車検証 ・身体障害者手帳または療育手帳 ※ETC登録を行う場合 ・本人名義のETCカード ・ETC車載器セットアップ申込書、証明書
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

NHK放送受信料の減免

概 要	テレビの受信料を全額免除または半額減免。ただし、証明が必要 証明書発行 駅西福祉健康センター 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 障害福祉課 生活支援課
対 象 者	（全額免除）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、その世帯全員が市民税非課税の場合 生活保護法に規定する扶助を受けている場合（生活支援課） （半額減免）視覚、聴覚に障害のある方、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方で世帯主でかつ受信契約者
申請に必要な書類等	・印鑑 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
問 い 合 せ 先	NHK金沢放送局営業部 264-7010 FAX 264-7019

福祉タクシーの利用助成

概 要	公共交通機関の利用が困難な障害のある方に、タクシー利用料金の一部を助成 助成額 小型車初乗り運賃相当額以内 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は年間36回分 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は年間24回分 （年度の途中で新規申請の場合月割した枚数）
対 象 者	下肢障害の1・2級、視覚、体幹障害の1～3級、内部障害1級、療育手帳の程度Aの方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で市町村民税所得割16万円未満の方。ただし、施設入居中の方、運転免許証の交付を受け自ら自動車を運転する方は除く。
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書（前年度の福祉タクシー乗車券綴） ・身体障害者手帳もしくは療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

自動車改造費の助成

概 要	就労等のため取得する自動車のハンドル、アクセル等の改造に要する費用の一部を助成 助成額 100,000円以内
対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害1～3級の方（世帯の所得制限あり） （改造対象自動車）障害のある方が自ら所有し運転するもの
申請に必要な書類等	・印鑑 ・見積書 ・申請書 ・身体障害者手帳 ・免許証 ・カタログ ※自動車の改造前に申請してください。
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

タクシー運賃心身障害者割引

概要	要	割引後の運賃の額は、タクシーメーター器表示額に0.9を乗じ10円未満の端数を切捨てた額になります。
対象者		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（タクシー事業者によってできない場合があります）をお持ちの方
申請に必要な書類等		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を運転手に提示
問い合わせ先		石川県タクシー協会 254-1348 FAX 268-1349

自動車免許取得費の助成

概要	要	自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成 助成額 取得費用の3分の2（100,000円を限度）
対象者		身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者（所得制限あり）
申請に必要な書類等		・申請書 ・印鑑 ・免許証 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・自動車学校の発行する領収書 ※免許取得後6ヶ月以内に申請してください。
問い合わせ先		障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

駐車禁止の除外指定

概要	要	止むを得ず駐車禁止の場所に駐車する必要がある場合、あらかじめ除外指定を受ける
対象者		歩行困難な障害のある方（お問い合わせください）
問い合わせ先		住所地を管轄する警察署

介助用自動車改造費の助成

概要	要	車いす使用の障害のある方を介助する方が、障害のある方の外出を容易にするために自動車改造を必要とする場合にその経費の一部を助成。（改造車購入含む） （注）改造内容については、お問い合わせください。 助成額 改造費用の2分の1 ※改造内容ごとに限度額あり
対象者		車いす使用の障害のある方のために自動車改造の必要のある方（所得制限あり）
申請に必要な書類等		・申請書 ・税調査同意書 ・身体障害者手帳 ・見積書 ・カタログ ・介助する者の運転免許証の写し ・印鑑 ※自動車の改造・購入前に申請してください。
問い合わせ先		障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

金沢メルシーキャブサービス

概要	要	日常的に車いすを使用している方を福祉車両で目的地まで送迎します。
対象者		市内在住の日常的に車いすを使用している方で、会員として登録された方
問い合わせ先		金沢市社会福祉協議会 231-3571 FAX 231-3560

福祉有償運送サービス

対 象 者

要介護者、要支援者、障害のある方等で単独では公共交通機関の利用が困難な方。（あらかじめ会員登録が必要です。）

利 用 料

タクシー運賃の概ね2分の1

問 い 合 せ 先

各運送主体へお問い合わせください。

運送主体	法人種別	電話番号	運送主体	法人種別	電話番号
アカシヤの里	社福	282-9874	鳥越福祉会	社福	256-0878
いしかわ介護ボランティアセンター	NPO	222-3337	はくさん会	社福	259-2117
石川かほく農業協同組合	農協	289-3432	はなや	一般	229-7008
内灘町社会福祉協議会	社福	286-6953	馬場福祉会	社福	213-3717
映寿会	医療	225-7107	ブーブ	NPO	275-5055
金沢医療生活協同組合	生協	264-0698	佛子園	社福	241-1200
生活協同組合コープいしかわ	生協	292-3390	ふれあい	NPO	241-0575
材木善隣館	社福	222-1389	ボランティアサービス石川	NPO	249-4181
サポート24	NPO	251-0150	瑞穂会	医療	252-0416
清風会	社福	269-0680	みんなの力駅西	NPO	263-8883
扇翔会	医療	298-5027	洋裕会	社福	241-2107
世代間交流サロン・オアシス	NPO	249-0061	洋和会	医療	248-7575
たすけ愛	NPO	253-1691	輪生会	医療	242-3355
津幡町福祉会	社福	288-8921	WAC輝き	NPO	256-3641

ほほえみスポーツフェスタ金沢

概 要

スポーツやレクリエーションを通じて交流を深める。

対 象 者

身体に障害のある方・知的障害のある方・精神に障害のある方およびその家族等

問 い 合 せ 先

障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

温 泉 療 養

概 要

障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る。
（利用施設数） 25施設（助成額）1,000円

対 象 者

身体障害者手帳、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者

申請に必要な書類等

・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

問 い 合 せ 先

障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

金沢市身体障害者団体連合会 262-6660（TEL・FAX）

金沢手をつなぐ親の会 261-7840 FAX 261-7830

歯 科 治 療

概 要

障害のある方（児）および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方に対し、歯科治療、歯科相談を施すことにより、在宅におけるQOLの維持増進に寄与します。

対 象 者

障害のある方（児）および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方

問 い 合 せ 先

石川県口腔保健医療センター 255-3887 FAX 253-1277
center@ida1926.or.jp

雇用奨励金の支給

概 要	障害のある方を雇用している事業主に対し奨励金を支給 支給月額 重度 24,000円以内（2年目は12,000円以内） 軽度 22,000円以内（2年目は11,000円以内） 支給期間 2年間
対 象 者	公共職業安定所を通じて就労し国の助成金支給期間満了後も引き続きその障害のある方を雇用する事業主
申請に必要な書類等	・印鑑 ・申請書 ・賃金台帳等の写し
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

職場適応訓練

概 要	障害のある方の就職を容易にするため、職場環境に適応させる訓練を事業主に委託
対 象 者	障害のある方で公共職業安定所へ求職申し込、適当と認められた方 求職の相談後、必要書類を交付
問 い 合 せ 先	金沢公共職業安定所 253-3033 FAX 200-6029

障害者職業能力開発校

概 要	身体に障害のある方又は知的障害のある方等に対して、各人の能力に適応する職種についての職業訓練を行う 訓練期間 1年間 訓練科目 ・機械製図科 ・電子機器科 ・製版科 ・陶磁器製造科 ・一般事務科 ・生産実務科 授 業 料 無料
対 象 者	身体に障害のある方又は知的障害のある方等で、職業訓練に支障のない方
応募に必要な書類等	・入校願書 ・健康診断書 ・写真
問 い 合 せ 先	各公共職業安定所 石川障害者職業能力開発校 248-2235 FAX 248-2236

障害者就労支度援護

概 要	特別支援学校などを卒業して新たに就労する場合に支度経費の一部として20,000円を支給
対 象 者	特別支援学校等を卒業し、新たに就労する心身に障害のある方
問 い 合 せ 先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

「金沢市松ヶ枝福祉館」の利用

概 要	障害のある方とその家族、ボランティアの会議、講習、機能訓練あるいはレクリエーションの場として利用。各種相談事業もある。 所在地 高岡町7-25 利用時間 午前9時～午後10時 休館日 12月29日～1月3日 使用料 無料
対 象 者	高齢者、障害のある方、児童及びその家族
申請に必要な書類等	・利用承認申請書
問 い 合 せ 先	金沢市社会福祉協議会 231-3571 FAX 231-3571

障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」の利用

概 要	障害のある方および高齢者の健康の保持、増進を図るための施設 所在地 駅西本町2-3-27 利用時間 午前10時～午後9時（日曜、祝日午前9時～午後7時） 休館日 毎週水曜日、祝日の翌日等 使用料 無料
対 象 者	障害のある方および60歳以上ならびにその介護者および一緒にスポーツを行う方。 ただし、これらの方の利用に支障のない限り、一般の方も有料で利用可。
問 い 合 せ 先	障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」 221-9065 FAX 221-9065

障害児通園施設「ひまわり教室」

概 要	障害のある児童に通園の方法により日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行い早期療育を図る。 所在地 十一屋町4-34
対 象 者	障害のある児童（児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定を受けることが必要です。）
問 い 合 せ 先	ひまわり教室 243-6786（FAX兼） 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

地域活動支援センター

概

要

障害のある方に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る施設。

(市内の施設)

ピアサポートいしびき	石引 2-1-2	電話231-3316
地域活動支援センターあるふぁ	増泉 1-20-17	電話280-9147
金沢市社会福祉協議会	高岡町 7-25	電話231-3571
地域活動支援センター泉野苑	泉野町 6-15-5	電話226-1155
医王病院	岩出町 273-1	電話258-1180
金沢市視覚障害者協会文化交流センター	芳斉 1-15-26	電話222-8782
ハートワーキングセンター	御影町 8-32	電話242-1172
フリーマーケットAJU	平和町 2-13-10	電話244-6372
ろうあハウス	野町 2-25-6	電話242-1105 (FAX兼)
六ツ星作業所	芳斉 1-15-26	電話222-8782
クリエーションけやき	藤江北 1-425	電話266-1898
NPO法人いずみの	泉野町 1-1-25	電話280-5503
ことじ作業所	末町 9-47-17	電話229-1520
泉の家	城南 2-43-18	電話224-4425

問 い 合 せ 先

各施設

※利用を希望される際は、障害福祉課（220-2289）に利用申請をして下さい。

こども政策推進課関係

保育所・認定こども園	74
地域子育て支援センター	77
金沢こども広場	77
幼児相談室	77
一時預かり事業	78
児童ショートステイ事業	78
児童トワイライトステイ事業	78
病児一時保育事業	79
こども総合相談センター	79
こども家庭支援センター金沢	80
児 童 館	80
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	81
児童クラブを実施している児童館	82
城北児童会館	83
かなざわ子育てすまいるクーポン	83
ファミリーサポートセンター	83
産前・産後ママヘルパーの派遣	83

● 保育所・認定こども園 ●

金沢市には、公私立あわせて115か所の保育所・認定こども園があります。共働きや保護者が病気等のため家庭で保育することができない就学前のお子さんをお預かりします。

認定こども園は保育の必要がない満3歳以上のお子さんも利用できます。

近年の子育て家庭のさまざまなニーズに応えるため、次のような事業を実施し、子育てと仕事の両立を支援しています。

◎申し込みおよび問い合わせ先

最寄りの施設または金沢市役所こども政策推進課 ☎220-2299・保育利用支援員 ☎220-2538

●延長保育

認定を受けた利用可能時間を超えても預けることができます。ほとんどの施設が19時までの延長を実施しています。22時まで預かる保育所もあります。

☆利用料 通常保育料とは別に、延長保育料が必要です。詳しくは各施設へおたずねください。

●夜間保育

夜間働いている保護者の方々のため、深夜までお預かりします。（野町夜間保育園、双葉第二保育園）

☆利用料 通常保育料とは別に、延長保育料等が必要です。詳しくは各施設へおたずねください。

●休日保育

休日も働いている保護者の方々のため、日曜・祝日もお預かりします。（石川県済生会保育園、双葉保育園、双葉第二保育園、認定こども園ひょうたん、第一善隣館保育所、愛育保育園、キッズみなと園）

●年末保育

施設によって、年末も働いている保護者の方々のため、12月29日、30日の両日にお預かりします。

☆利用料 通常保育料とは別に、年末保育料が必要です。詳しくは各施設へおたずねください。

●育児相談

各施設では、育児の悩みや不安の相談に応じています。また、地域子育て支援センターや金沢子育て夢ステーションとして、親子ふれあい教室や妊婦教室等を行っている施設もあります。

●保育利用支援

保護者の方々の保育等の利用ニーズに応えるため、各種保育サービスから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

●保 育 料

ご家庭の市町村民税の額に応じて定められています。

保育所・認定こども園一覧表

保 育 所 名	定員	住 所	電 話
中 村 町 保 育 所	95	中村町15-7	241-3437
三 馬 保 育 所	135	久安6丁目83	247-0010
光 が 丘 保 育 所	132	光が丘2丁目104	298-1153
大 桑 保 育 所	50	大桑町平42-48	247-4630
八 日 市 保 育 所	120	八日市2丁目465	242-0411
矢 木 保 育 所	100	矢木1丁目40	249-2518
金 石 保 育 所	98	金石北3丁目3-38	267-0779
八 田 保 育 所	106	八田町東572	258-0333
花 園 保 育 所	70	岸川町に46	258-0158
森 山 保 育 所	105	元町1丁目7-7	252-0448
双 葉 保 育 所	81	吉原町ヨ1	258-0332
薬 師 谷 保 育 所	79	堅田町丙86-3	258-0721
宮 野 保 育 所	40	宮野町ホ79	257-5404
双 葉 保 育 園	90	香林坊2丁目5-24	231-3456
聖 霊 保 育 所	120	長町1丁目5-30	263-5906
長 土 堀 保 育 園	90	長町3丁目11-17	264-1900
ま こ と 保 育 園	60	尾張町2丁目16-86	231-5474
石 川 県 済 生 会 保 育 園	90	本町1丁目2-16	233-1649
愛 育 保 育 園	69	小将町8-23	221-0984
さ く ら 保 育 園	100	桜町8-17	231-4045
聖 ヨ ハ ネ 乳 児 保 育 園	40	石引4丁目3-1	264-2006
梅 光 保 育 園	120	石引4丁目6-1	222-2405
上 野 保 育 園	90	小立野1丁目15-23	262-1001
小 立 野 善 隣 館 愛 児 園	90	小立野5丁目1-5	261-2755
わ く な み 保 育 園	100	涌波2丁目7-35	264-1419
あ ゆ み 保 育 園	60	笠舞3丁目8-41	262-5016
永 井 善 隣 館 保 育 所	70	菊川2丁目8-13	231-3429
つ く し ん ぼ 保 育 園	60	宝町13-1	222-0277
か さ ま い 保 育 園	90	笠舞2丁目27-20	222-5915
旭 町 保 育 園	130	旭町2丁目13-1	222-5647
野 町 保 育 園	60	野町3丁目24-32	244-6458
第 一 善 隣 館 保 育 所	70	野町3丁目1-15	241-4030
子 供 の 家 保 育 園	60	若草町5-32	241-0104
み ど り が 丘 保 育 園	120	緑が丘19-8	241-1574
の ぞ み 保 育 園	60	若草町22-1	241-0078
す み れ 保 育 園	50	寺町4丁目1-2	241-1932
平 和 保 育 園	90	平和町2丁目6-6	241-2539
め ぐ み 保 育 園	90	平和町2丁目4-5	241-0580
富 樫 中 央 保 育 園	117	山科1丁目7-5	241-6456
ひ ば り 保 育 園	90	額新町2丁目124	298-7611
ひ ま わ り 保 育 園	90	横川3丁目33	247-2103
神 田 保 育 園	100	神田1丁目14-10	244-0680
弥 生 乳 児 保 育 園	20	泉1丁目2-3	244-2266
伏 見 台 保 育 園	160	窪4丁目511	243-6745
西 泉 保 育 園	130	西泉5丁目103	243-3420
お し の 保 育 園	130	押野2丁目525	242-6660
額 扇 台 保 育 園	80	馬替2丁目204-1	298-8181
米 丸 保 育 所	120	東力町ニ157-3	291-1174
し ら ゆ り 保 育 園	110	西金沢3丁目508	249-3620
安 原 保 育 園	230	下安原町東1521-1	249-2548
ミ ド リ 保 育 園	90	南塚町233	249-6339
ミ ド リ 第 二 保 育 園	90	みどり3丁目23-2	249-5524
く る み 保 育 園	145	入江3丁目215	291-2717
め ば え 保 育 園	120	八日市3丁目229	249-8266
こ ま ど り 保 育 園	130	上荒屋6丁目428	249-8511
米 丸 わ か た け 保 育 園	110	高島1丁目381	291-5574
あ お ば 保 育 園	120	豊徳町195	240-0050
正 美 保 育 園	325	二口町イ30	261-8815
大 野 町 保 育 園	90	大野町4丁目甲18-11	267-0136

保 育 所 名	定員	住 所	電 話
粟 崎 保 育 園	180	粟崎町1丁目4	238-3720
く ら 月 保 育 園	130	南新保町口126-1	237-6756
双 葉 町 子 供 の 家 保 育 園	100	駅西新町1丁目30-9	262-9012
あ け ぼ の 保 育 園	90	戸水1丁目12	237-7036
西 念 保 育 園	130	西念3丁目7-21	265-6116
北 安 江 保 育 園	160	北安江3丁目12-22	231-1400
二 コ ニ コ 保 育 園	230	松村2丁目20	268-4120
弓 取 保 育 園	150	三口町火236	237-7800
わ ら べ 保 育 園	300	畝田東4丁目1164	268-6737
あ か し あ 保 育 園	120	粟崎町3丁目243-1	238-1100
か た つ 保 育 園	60	須崎町ト49	238-5705
松 寺 保 育 園	160	松寺町丑47	238-1414
ま ど か 保 育 園	80	南森本町又139	258-0758
み ず き 保 育 園	160	みずき4丁目1	258-2120
浅 野 保 育 所	95	京町3-43	252-1550
小 金 保 育 園	60	小坂町ケ120-4	252-6800
未 来 の ひ ろ ば	140	田上の里2丁目220	261-4522
犀 川 保 育 園	60	末町16-30	229-1681
東 浅 川 保 育 園	60	袋板屋町西29	229-2030
末 保 育 園	60	末町21-22	229-0033
湯 涌 保 育 園	20	湯涌荒屋町23	235-1258
み ず ほ 保 育 園	20	二俣町ハ5-1	236-1044
野 町 夜 間 保 育 園	40	野町3丁目24-32	244-6458
双 葉 第 二 保 育 園	30	香林坊2丁目5-24	231-3456

認定こども園名	定員	住 所	電 話
さ い び 園	63	長土堀1-2-9	231-5460
認 定 こ ど も 園 ひ ょ う た ん	76	瓢箪町8-22	221-6611
キッズアカデミー太陽丘こども園	109	太陽が丘3-247-1	254-5210
末 広 保 育 園	110	三口新町3-19-10	222-0129
田 上 こ ど も 園	136	田上本町4-151	262-4014
み や こ の も り こ ど も 園	100	材木町13-40	221-6588
む つ み え ん ふ れ ん ど は う す	80	石引2-4-23	221-5206
泉 の 台 幼 稚 舎	165	泉野町4-4-3	243-6775
泉 こ ど も 園	99	泉1-3-63	242-5880
金 沢 泉 丘 こ ど も 園	129	富樫2-5-35	247-4150
額 小 鳩 こ ど も 園	225	三十苅町乙156	298-5253
額 小 鳩 第 二 こ ど も 園	135	三十苅町乙154	298-5216
龍 雲 寺 学 園 ・ バ ウ デ ア 学 舎	99	寺町5-12-40	243-8008
わ か ば こ ど も 園	105	西大桑町7-5	243-4522
す ず ら ん 保 育 園	160	西金沢4-617	249-4988
ふ た つ か 認 定 こ ど も 園	105	北塚町西100-2	249-0454
か み や ち こ ど も 園	160	神谷内町ハ29	251-1250
見 真 こ ど も 園	126	弥勒町力112	257-1260
山 王 こ ど も 園	140	山王町2-85	252-0135
千 坂 こ ど も 園	142	疋田町ハ302	258-1321
東 金 沢 こ ど も 園	188	三池町145	252-7814
ひ が し や ま こ ど も 園	79	東山3-29-22	252-1414
光 こ ど も 園	159	神宮寺1-11-15	252-9750
か も め こ ど も 園	75	粟崎町タ1-1	238-2061
キ ッ ズ ス ク ー ル オ オ ウ ラ	129	大浦町又75-1	238-2734
大 徳 学 園	155	畝田中1-97	267-0961
広 岡 こ ど も 園	135	広岡2-8-26	261-3759
み な と こ ど も 園	160	寺中町リ10	268-2743
キ ッ ズ み な と 園	129	木曳野2-126	266-1711
川 上 幼 稚 園 (幼)	80	幸町17-34	231-1521
長 町 幼 稚 園 (幼)	55	片町2-10-23	231-4881
馬 場 幼 稚 園 (幼)	104	小橋町4-12	252-3902

※認定こども園のうち(幼)は幼稚園型認定こども園

● 地域子育て支援センター ●

保育所に親子でのびのび遊べる場を設け、育児に関する情報を交換したり、親子で一緒に遊んだり、育児の指導を受けたりしながら、子育てに自信が持てるよう支援しています。

また、電話相談も行っています。

◎問い合わせ先 各子育て支援センター

施設名	住所	電話
石川県済生会保育園	本町1-2-16	233-1649
むつみえんふれんどはうす	石引2-4-23	221-5206
龍雲寺学園・パウデア学舎	寺町5-12-40	243-8008
泉の台幼稚園	泉野町4-4-3	243-6775
安原保育園	下安原町東1521-1	249-2548
光こども園	神宮寺1-11-15	252-9750

● 金沢こども広場 ●

金沢こども広場は親子が一緒に遊びながらコミュニケーションを深めるところです。また、家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、お子さんとのかかわり方がスムーズになるよう遊びの指導や子育ての情報を提供し、様々な相談に応じます。

◎問い合わせ先 各こども広場

施設名	住所	電話
金沢駅こどもらんど	本ノ新保町1-1 (金沢駅あんと内)	260-4150
駅西こども広場	西念3-4-25 (駅西福祉健康センター2階)	234-5136
泉野こども広場	泉野町6-15-5 (泉野福祉健康センター5階)	226-1154
元町こども広場	元町1-12-12 (元町福祉健康センター2階)	251-2258
教育プラザ富樫子育て広場	富樫3-10-1 (教育プラザ富樫3号館)	243-1054
近江町交流プラザちびっこ広場	青草町88 (近江町いちば館3階)	260-6724

● 幼児相談室 ●

言葉や身体の発達が心配と思われるおおむね1歳から就学前までの乳幼児と保護者を対象に、「親子の遊び」を通して、こどもとのかかわり方、育児方法などを指導、助言しています。

◎問い合わせ先 各幼児相談室

施設名	住所	電話
富樫幼児相談室	富樫3-10-1 (教育プラザ富樫内)	243-6415
此花幼児相談室	此花町2-7 (教育プラザ此花内)	224-5250
八日市幼児相談室	八日市2-465 (八日市保育所内)	280-1171

● 一時預かり事業 ●

保護者の病気や看護、一時的または断続的就労、冠婚葬祭、育児リフレッシュのため、一時的に児童の世話が困難になった場合にお預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、各施設へおたずねください。

施設名	住所	電話
保育所・認定こども園	最寄りの施設または金沢市役所こども政策推進課 ☎220-2299へおたずねください。	
近江町交流プラザちびっこ広場	青草町88（近江町いちば館3階）	260-6724
金沢21世紀美術館託児室	広坂1-2-1	220-2815
駅西一時預かり施設おひさまる一む	西都1-5（ドコモ金沢西都ビル1階）	267-2330

● 児童ショートステイ事業 （短期入所生活援助事業） ●

保護者が病気や出産、出張のため、児童の養育が一時的に困難になった場合お預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、下記の施設または金沢市こども総合相談センター ☎243-4158へおたずねください。

施設名	住所	電話
聖霊乳児院	長町1-5-30	223-2878
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5	243-8341

● 児童トワイライトステイ事業 （夜間養護等事業） ●

保護者が恒常的に夜間にわたって働いているため、児童の養育が困難になった場合お預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、下記の施設または金沢市こども総合相談センター ☎243-4158へおたずねください。

施設名	住所	電話
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5	243-8341
野町保育園	野町3-24-32	244-6458

● 病児一時保育事業 ●

保育所・認定こども園に通所されている児童等が軽い病気で、保護者の勤務の都合で世話ができない場合、お預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、下記の施設または金沢市役所こども政策推進課 ☎220-2299へおたずねください。

施設名	住所	電話
聖 霊 乳 児 院 病児デイサービスセンター	長町1-5-30	223-2980
健 生 ク リ ニ ッ ク ム 病児保育室ほっとルーム	平和町3-5-2	241-9062
城 北 病 院 病児保育室はっぴ〜	京町20-3	253-0561
横 井 小 児 科 内 科 医 院 病児保育室こりすの里	菊川1-10-3	262-8551
金 沢 大 学 病児保育室たんぽぽルーム	宝町13-1	265-2990
松 田 小 児 科 医 院 ひまわりるーむ	片町2-13-13	231-1260
石 川 県 立 中 央 病 院 病児保育室ひよこ	鞍月東2-1	238-7868

● こども総合相談センター ● (児童相談所)

育児や発達に関する悩み、養育に関する不安、虐待等、こどもに関するあらゆる相談に専門の職員が対応、総合的な支援を行います。

実施場所	住所・電話	相談時間
こども総合相談センター (児童相談所)	富樫3-10-1 (教育プラザ富樫) ☎243-1081 (代表) ☎243-4158 (児童相談所)	月～金 9:00～17:45
	電話相談 ☎243-0874	月～金 9:00～21:00 土・日・休日 9:00～17:00
	いじめ電話相談 ☎243-1019	
	こども専用相談ダイヤル (フリーダイヤル) ☎0120-92-8349	
	青少年相談 (児童相談所) ☎243-4158	月～金 9:00～17:45
	虐待通報 ☎243-8348	24時間対応

● こども家庭支援センター金沢 ●

こども家庭支援センター金沢は、児童福祉法に基づき児童養護施設享誠塾に設置された相談機関です。専門の職員（相談員、心理療法担当者）が、お子さんを中心とする家庭の問題について相談を受けます。

実施場所	住所・電話	相談時間
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5 ☎243-8341	月～金 9:00～17:30 (土日祝・年末年始休み)

● 児 童 館 ●

金沢市内には、現在、県立1か所、市立32か所の児童館があります。だれでも自由に利用できる児童厚生施設として、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かにする目的で、季節を通じた遊びや伝承遊び、スポーツや工作、料理教室等が行われています。

また、下記の児童館では、2歳児とその保護者を対象とした『かんがるー教室』の開設など、金沢子育て夢ステーションを実施しています。

◎地区児童館一覧

館名	住 所	電 話	館名	住 所	電 話
長 町	長町2-2-16	232-9221	鞍 月	直江町92街区2	237-8957
芳 斎	芳斎2-3-29	222-7477	瓢 箪	彦三町2-10-5	221-1518
花 園	今町チ41	258-0028	金 石	金石西4-5-30	266-1125
馬 場	東山3-29-22	253-1255	安 原	福増町北1067	249-8930
大野町	大野町1-8-5	268-1277	森 山	森山2-11-13	251-4332
平和町	平和町2-8-7	241-4851	弥 生	弥生1-29-13	243-7588
大 徳	畝田中2-234	268-2533	新神田	新神田1-1-18	291-4496
小 坂	小坂町北312	251-6055	浅野町	浅野本町2-13-12	252-5664
材 木	材木町13-11	223-7765	二 塚	北塚町西98	269-0272
米 丸	間明町2-346	291-5535	千 坂	千木1-235	258-3969
富 樫	山科1-6-8	242-4252	長田町	長田1-5-50	235-2180
三 和	上荒屋4-82	249-2908	扇 台	馬替1-29-1	296-1180
押 野	八日市2-464	247-3220	杜の里	若松町3-281	222-7759
小立野	小立野4-7-51	233-1780	西南部	八日市出町815	240-3878
中 村	中村町10-35	247-4456	戸 坂	戸坂1-2	231-5145
栗 崎	栗崎町1-3	237-3837			

● 放課後児童健全育成事業 ● (児童クラブ)

金沢市には88の児童クラブがあります。

共働き等により、放課後、児童を保護する方がいない家庭の小学生をお預かりし、遊びを中心とする健全育成活動を行っています。

◎申し込みおよび問い合わせ先 各児童クラブ

クラブ名	住 所	電 話
杉 の 木 ホ ー ム	材木町13-40	222-9030
仲 よ し ホ ー ム	野町3-1-15	241-0994
た ん ぼ ぼ く ら ぶ	涌波2-6-14	264-3743
三 馬 っ 子 ク ラ ブ	久安6-83	247-6425
第 2 三 馬 っ 子 ク ラ ブ	久安5-298	247-6424
す み れ ク ラ ブ	小立野4-2-24	222-8550
き り ん 児 童 ク ラ ブ	みどり1-192-2	249-4782
あ す な ろ ク ラ ブ	しじま台2-1-8	298-2185
菊 川 児 童 ク ラ ブ	菊川1-2-15	264-2723
が ん ば り っ こ ク ラ ブ	田上本町3-180-1	222-0922
い ず み の ク ラ ブ	若草町3-16	241-7734
ど ん ぐ り ク ラ ブ	東長江町に17	251-5417
大 浦 ひ ま わ り 児 童 ク ラ ブ	木越2-4-1	258-5544
戸 板 児 童 ク ラ ブ め い げ つ	戸板1-1	232-5772
戸 板 児 童 ク ラ ブ き く ざ く ら	戸板1-1	232-5772
戸 板 児 童 ク ラ ブ き き ょ う	出雲町イ130-1	260-1608
内 川 学 童 ク ラ ブ	三小牛町20-1-10	247-2263
木 曳 野 学 童 ク ラ ブ	木曳野4-284	268-8025
ひ か り 学 童 園	小立野4-5-1	231-4593
た い よ う ク ラ ブ	長坂1-7-5	242-5051
や ま び こ ク ラ ブ	末町21-25-2	229-1522
米 泉 っ 子 ク ラ ブ	米泉町4-133-2	242-3703
長 土 堀 児 童 ク ラ ブ	長町3-11-17	261-0294
西 念 保 育 園 学 童 ク ラ ブ	西念3-7-21	265-6116
ふ た ば 児 童 ク ラ ブ	駅西新町1-30-9	262-9012
梅 光 学 童 ク ラ ブ	石引4-6-1	232-1071
マ ー ヤ ク ラ ブ	南森本町又130	257-4457
マ ー ヤ 第 2 ク ラ ブ	南森本町ル54	255-6616
不 動 寺 児 童 ク ラ ブ	不動寺町イ33	257-4350
お お ぞ ら ク ラ ブ	長坂3-14-1	245-3447
浅 野 川 ぴ ょ ん ぴ ょ ん ク ラ ブ	須崎町チ43-3	237-0099
若 竹 児 童 ク ラ ブ	馬替2-150	298-7557
伏 見 台 児 童 ク ラ ブ	窪5-335	245-0205
第 二 伏 見 台 児 童 ク ラ ブ	窪5-623	244-8873
げ ん き ク ラ ブ	小坂町中164-7	252-6013
花 園 児 童 ク ラ ブ	二日市町チ90	258-6665
味 噌 蔵 児 童 ク ラ ブ	小将町8-23	090-3765-3917
ほ し ぞ ら ク ラ ブ	円光寺1-1-8A棟	280-0630
東 浅 川 児 童 ク ラ ブ	上中町へ14甲	229-3146
な が た 児 童 ク ラ ブ	長田1-5-40	233-9120
わ か ば ク ラ ブ	芝原町イ59	235-1852
に こ に こ ク ラ ブ I	松村6-176-3	266-2561
に こ に こ ク ラ ブ II	松村6-176-3	266-2561

クラブ名	住 所	電 話
大 浦 保 育 園 児 童 ク ラ ブ	大浦町又75-1	238-2734
か も め 児 童 ク ラ ブ	栗崎町タ1-1	238-2061
川 北 さ く ら 児 童 ク ラ ブ	松寺町寅88-1	090-6275-4376
諸 江 け や き 児 童 ク ラ ブ 宙 組	北安江2-25-1	231-7475
諸 江 け や き 児 童 ク ラ ブ 花 組	北安江2-25-1	231-7475
第 2 諸 江 け や き 児 童 ク ラ ブ	諸江町28-1	090-2032-1630
か み や ち 児 童 ク ラ ブ	神谷内町へ33-3	251-1250
ア リ ス こ ど も の 国	円光寺本町8-50	280-1001
ふ た つ か 児 童 ク ラ ブ	稚日野町南58	267-5208
め い せ い 児 童 ク ラ ブ	此花町2-7	221-0938 (社協)
た が み っ こ ク ラ ブ	田上町二9-2	224-6711
す ず か け ク ラ ブ	東兼六町2-10	261-7840
四 十 万 児 童 ク ラ ブ	四十万町イ135-1	298-4524
第 2 四 十 万 児 童 ク ラ ブ	しじま台2-26-11	296-3567
ば ば 児 童 ク ラ ブ	東山3-9-30	252-8494
し ん た て 児 童 ク ラ ブ	新竪町3-25	222-8611
三 和 キ ッ ズ ク ラ ブ	上荒屋4-79-2	249-7908
三 谷 児 童 ク ラ ブ	宮野町二277	254-1266
中 村 児 童 ク ラ ブ	中村町13-21	280-4137
よ つ ば く ら ぶ	涌波2-6-10	255-2029
わ か ま つ 児 童 ク ラ ブ	若松町南24	232-9966
太 陽 丘 キ ッ ズ カ レ ッ ジ	太陽が丘2-1	223-5531
安 原 第 二 こ じ か 児 童 ク ラ ブ	福増町北1067	249-8930
大 野 町 児 童 ク ラ ブ	大野町1-8-1	268-1277
S h a r e 金 沢 放 課 後 自 然 教 室	若松町セ104-1	225-8155

● 児童クラブを実施している児童館 ●

館 名	住 所	電 話
平 和 町	平和町2-8-7	241-4851
富 樫	山科1-6-8	242-4252
安 原	福増町北1067	249-8930
森 山	森山2-11-13	251-4332
鞍 月	直江町92街区2	237-8957
押 野	八日市2-464	247-3220
浅 野 町	浅野本町2-13-12	252-5664
栗 崎	栗崎町1-3	237-3837
三 和	上荒屋4-82	249-2908
新 神 田	新神田1-1-18	291-4496
弥 生	弥生1-29-13	243-7588
千 坂	千木1-235	258-3969
米 丸	間明町2-346	291-5535
小 坂	小坂町北312	251-6055
金 石	金石西4-5-30	266-1125
大 徳	畝田中2-234	268-2533
杜 の 里	若松町3-281	222-7759
西 南 部	八日市出町815	240-3878

● 城北児童会館 ●

小坂町西8-11 ☎251-0444

◆開館時間 午前9時30分～午後6時

◆休館日 毎週月曜日

国民の祝日（5月5日を除く）

年末年始（12月29日～1月3日）

◆入場料 無料

◆事業 各種教室、クラブを随時開催し、展示コーナーも併設しています。

● かなざわ子育てすまいるクーポン ●

小学校に入学する前のお子さんを対象に、文教、スポーツ、県立施設等を親子で利用するときの利用券、一時預かり等の助成券、絵本の交換券等の冊子を支給します。

※平成27年7月以降に生まれたお子さんが対象です。平成27年6月末までに生まれたお子さんは「かなざわ子育て虹色クーポン」の対象となり、県立施設の利用券、絵本の交換券は含まれません。

◎問い合わせ先 金沢市役所こども政策推進課 ☎220-2299

● ファミリーサポートセンター ●

ファミリーサポートセンターに登録し必要な講習を修了した会員が、保護者の仕事や疾病の際の保育所等の送迎や預かりなど、個別の要望にあった育児支援を行います。

◎問い合わせ先

金沢市ファミリーサポートセンター

富樫3-10-1 ☎243-3410

（教育プラザ富樫 親子ふれあい館内）

● 産前・産後ママヘルパーの派遣 ●

（保健・衛生関係に記載されている内容と同じです。88ページをご覧ください。）

◎問い合わせ先 金沢市役所こども政策推進課 ☎220-2299

保 健 ・ 衛 生 関 係

母と子の健康

妊娠の届出および母子健康手帳の交付	87
妊産婦および乳幼児の健康診査	87
元気に育て！赤ちゃん訪問および乳幼児の健康相談	88
産前・産後ママヘルパーの派遣	88

成人の健康

健康診査	89
健康相談	89
健康教育	90
訪問指導	90
機能訓練	90
こころの健康相談	91

高齢者への介護予防

介護予防事業	92
--------	----

精神に障害のある方の社会復帰への援助

地域活動支援センター	93
障害福祉サービス事業所	93
職場適応訓練	93
精神障害者保健福祉手帳の交付	94

医療費の公費負担

精神に障害のある方の医療費公費負担	95
結核患者の医療費公費負担	95
指定難病の医療費の公費負担	96
特定疾患の医療費の公費負担	97
子育て支援医療費助成	97
ひとり親家庭等医療費助成	97
未熟児養育医療	98
小児慢性特定疾病医療	98
自立支援医療（育成医療）	98
自立支援医療（更生医療）	99
心身障害者医療費助成	99
不妊治療費助成	100

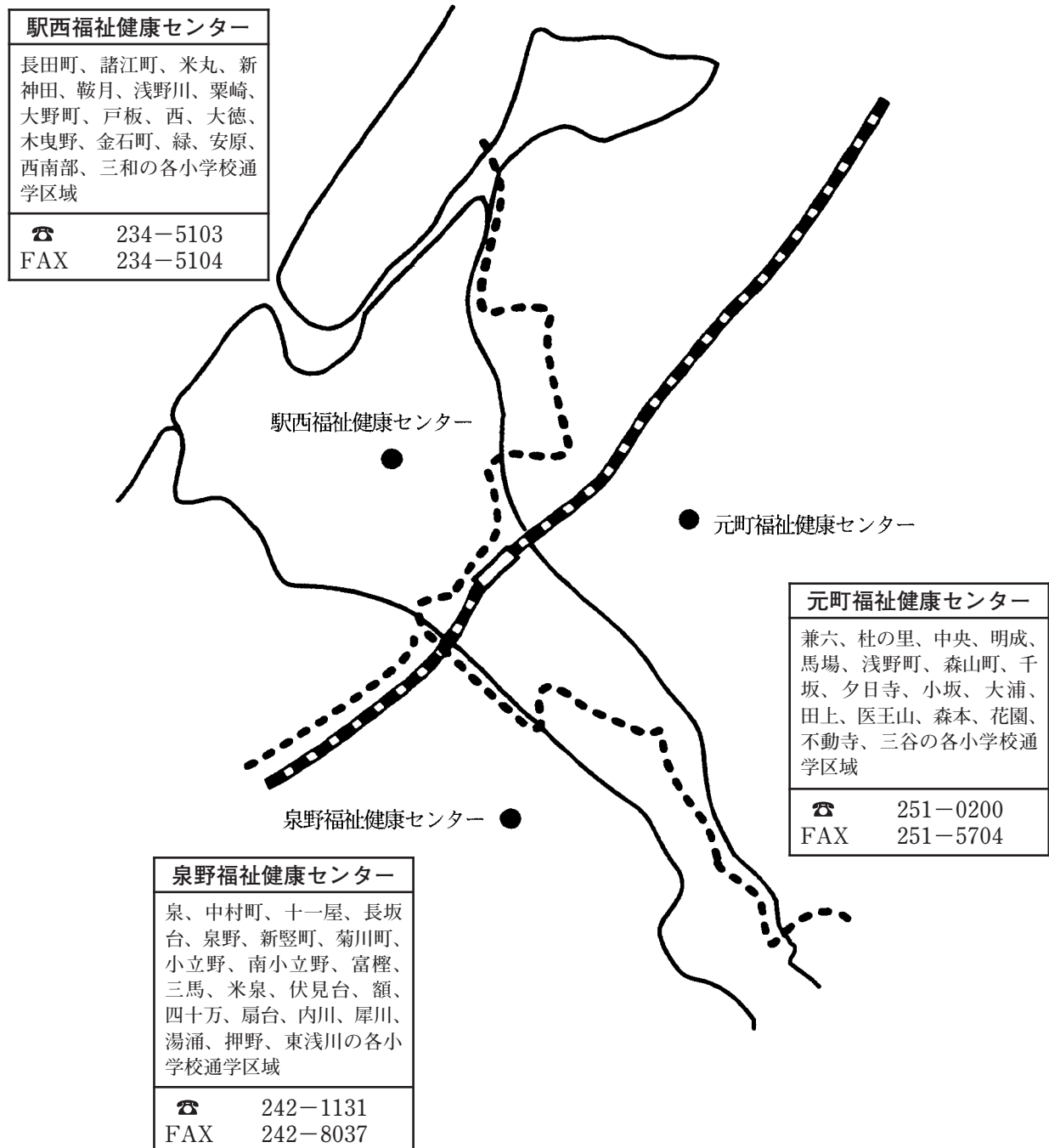
救急・休日診療

夜間急病診療所	101
休日当番医	101
休日歯科診療	101
休日当番薬局	101

はり、きゅう、マッサージの助成

助成券の交付	102
--------	-----

福祉健康センター管内別小学校通学区域名一覧



【母と子の健康】

妊娠の届出および母子健康手帳の交付

概要

妊娠された方は、できるだけ早く妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳には、お子さんを健やかに産み育てるための大切なことが書かれています。また、妊娠、出産の状態、生まれてくるお子さんの発育の過程などお母さんとお子さんの健康状態を詳しく記録しておくもので、お子さんの健康記録として大切なものです。

金沢市内に住所（住民票）のある方には母子健康手帳とあわせて別冊の「母子保健のしおり」もお渡ししています。

「母子保健のしおり」は妊産婦、乳幼児の健康の保持増進を目的とした、健康診査の受診券などが綴られています。

母子健康手帳交付時に、窓口で妊娠中の日常生活についての助言や健康相談を行っています。

交付場所 福祉健康センター、健康政策課

対象者

妊娠された方

問い合わせ先

健康政策課	220-2233	FAX 220-2231
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

妊産婦および乳幼児の健康診査

概要

医療機関で受診する健康診査（個別健診）と福祉健康センターで受ける健康診査（集団健診）があります。

健康診査の種類	実施場所	必要な物等
妊婦歯科健康診査	金沢市内の歯科診療所	母子健康手帳・受診票（母子保健のしおりに綴じ込み）を持参し直接受診
妊産婦健康診査	石川県内の医療機関※	
乳幼児（1か月・6か月・1歳・2歳）健康診査		
3か月児健康診査	福祉健康センター	母子健康手帳 健診案内通知に同封されている問診票（個別に健診日の案内が通知されます）
1歳6か月児健康診査		
3歳児健康診査		

※ 妊産婦健康診査および乳児（1か月）健康診査については、県外へ里帰りされた場合も助成制度があります。

※ 妊婦健康診査の一部は、助産所でも受診できます。

対象者

妊婦および産婦 乳幼児

問い合わせ先

健康政策課	220-2233	FAX 220-2231
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

元気に育て！赤ちゃん訪問および乳幼児の健康教室・健康相談

概要

- ・元気に育て！赤ちゃん訪問
赤ちゃんが生まれた全世帯を保健師、助産師が訪問し、お子さんの発育、発達、育児について助言すると共に、お母さん自身の相談に応じています。
- ・健康教室および健康相談
福祉健康センターでは、乳幼児の健康教室や健康相談を行っています。

ハッピーファミリー教室	育児教室	しっかり食べよう教室
未熟児教室	多胎児教室	
父と子のふれあい教室	乳幼児健康相談	乳幼児整形外科相談
遺伝相談	幼児ことばの相談	ダウン症児発達相談
ヘルシー食生活相談	子どもの歯の健康づくり相談	

対象者

妊婦および産婦、乳幼児とその保護者

問い合わせ先

泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

産前・産後ママヘルパーの派遣

概要

妊娠中や出産後、育児・家事の支援を必要とする家庭に、ヘルパーを派遣することにより、安心して育児や日常生活を営めるよう支援する制度です。

援助内容 〔育児援助〕 沐浴の手伝い、授乳の手伝い、おむつ交換
 〔家事援助〕 調理、食事の片づけ、洗濯、掃除、買い物
 〔兄弟・姉妹の世話〕 在宅における兄弟・姉妹の育児の手伝い

派遣時間 月～金午前9時から午後5時 1回／1日、1回につき2時間
 ※土日祝、年末年始除く

派遣回数 産前（母子手帳交付以降）20回まで
 出産・退院後2か月以内に20回まで（多胎児を出産した場合は1年以内に25回まで）

料 金 1回につき1,000円（産後、おためしクーポン使用の場合1回につき500円）
 （所得税非課税世帯は250円、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料）

対象者

市内に在住されている方で、育児や家事などを手伝ってくれる人がいない産前（母子手帳交付以降）または、出産・退院後2か月以内（多胎児を出産した場合は1年以内）のお母さん

申請に必要な書類等

産前・産後ママヘルプサービス利用申込書（場合によっては非課税証明書）

問い合わせ先

こども政策推進課	220-2299	FAX 220-2360
公益財団法人金沢市福祉サービス公社	260-0071	FAX 260-5706

申請先

公益財団法人金沢市福祉サービス公社	260-0071	FAX 260-5706
-------------------	----------	--------------

【成人の健康】

健 康 診 査

概 要

糖尿病やがん、心疾患、脳血管疾患等の予防のため年1回健康診査を実施
特定健康診査とは？

各医療保険者に義務付けされた40歳から74歳の方を対象とした健康診査です。
金沢市国民健康保険、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている
方、生活保護受給中の方には、金沢市から受診券をお送りします。上記以外の
健康保険に加入されている方には加入されている医療保険者からご案内があり
ます。

・すこやか検診

場 所 すこやか検診担当病院、医院、歯科医院

期 間 5月～10月に実施

内 容 ・特定健康診査（老健施設等の入居者は対象外です。）
・肝炎ウイルス検査、結核検診、前立腺がん検診、肺がん検診、
胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、歯科
検診、聴力検診、骨粗しょう症検診、緑内障検診、もの忘れ健診

・集団検診

場 所 公民館、小学校、福祉健康センター等

期 間 5月～12月に各地区巡回

内 容 ・特定健康診査（老健施設等の入居者は対象外です。）
・肝炎ウイルス検査、結核検診、前立腺がん検診、肺がん検
診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検
診、骨粗しょう症検診、若年者健康診査

対 象 者

・すこやか検診

特定健康診査は40歳以上で受診券が送付された方（70、73、76歳の方には、
もの忘れ健診の受診券も送付されます。）

その他の検診は40歳（子宮頸がん検診は20歳、歯科検診は35歳）以上の
お勤めでない特定年齢の方で、受診券が送付された方

・集団検診

特定健康診査は40歳以上で受診券が送付された方

40歳（若年者健康診査は18歳～39歳、肝炎ウイルス検査は40、45、50、55、
60歳、子宮頸がん検診は20歳以上の女性、骨粗しょう症検診は30、35、40、45、
50歳の女性、前立腺がん検診は55歳以上の男性）の方ですこやか検診対象外
の方や職場等で受診機会のない方

申請に必要な書類等

・すこやか検診

受診券、健康保険証、健康手帳を持参し、すこやか検診担当医療機関で直
接受診

もの忘れ健診は、受診券に同封されている一次調査票を記入し、特定健康
診査にあわせて受診してください。

・集団検診

特定健康診査は、受診券、健康保険証、健康手帳を持参し、直接会場で受診
その他の検診は、健康手帳を持参し直接会場で受診

胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診は、予約申込はがきで事前予約が必要

問 い 合 せ 先

健康政策課 220-2730 FAX 220-2231

健 康 相 談

概 要

福祉健康センターで健康相談を実施

内 容 生活習慣病予防相談、ヘルシー食生活相談、もの忘れ相談、喫煙習慣改
善相談、介護家族支援相談

対 象 者

希望者

問 い 合 せ 先

泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

健 康 教 育

概 要 福祉健康センターでは高齢者栄養教室、出前健康講座の各種健康教室、こころの健康づくり教室などを開催しています。
地域の公民館等でも健康教室（いきいき健康教室等）を随時開催しています。

対 象 者 希望者等

問 い 合 せ 先 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037
元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704
駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

概 要 金沢総合健康センターで、健康に関する様々な教室を開催
内容 ①すっきり！メタボ解消教室、健康ウォーキング、50代からの筋力トレーニング教室、からだところのリラックス教室、身近な薬草教室、健康スタジオ開放、ヘルシークッキング、女性のための健康教室
②歩いてみまっし健康長寿教室、なるほど、なっとく！健康講習会、高齢者健康づくり体力増進教室

対 象 者 ①希望者 ②65歳以上の希望者

問 い 合 せ 先 金沢総合健康センター 222-0102 FAX 222-4366

訪 問 指 導

概 要 保健師・管理栄養士が訪問して生活習慣の改善や健康管理についての保健指導を行っています。

対 象 者 おおむね40歳以上の生活習慣改善や健康管理に関しての保健指導が必要な方およびその家族

問 い 合 せ 先 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037
元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704
駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

機 能 訓 練

概 要 機能の維持、回復と日常生活の自立のため、かかりつけの医師の指示により、通所による日常生活動作訓練等を実施しています。

場 所 石川県社会福祉会館別館（金沢市八田町東1025番地）

日 時 年間32回 送迎あり

対 象 者 40歳以上の疾病、外傷その他の原因による身体または精神機能の障害または低下している方で介護保険の認定を受けていない方。

問 い 合 せ 先 健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

こころの健康相談

概 要

こころの健康に関する相談は随時保健師が行っていますが、下記のようなこころの健康相談（精神科医師・心理士）による相談も受け付けています。

・こころの健康相談（精神科医師）

内 容 ストレス、不安、精神疾患などこころの健康に関する相談

日 時 泉野福祉健康センター

第4火曜日 13:30～15:30

元町福祉健康センター

第3木曜日 13:30～15:30

駅西福祉健康センター

第3水曜日 13:30～15:30

・アルコール依存相談（精神科医師）

内 容 習慣的な飲酒によっておこる心身の問題に関する相談

日 時 駅西福祉健康センター

奇数月の第3または第4木曜日

15:00～17:00（予約時に確認ください）

・心理士によるこころの相談（臨床心理士）

内 容 考え方の癖や抱えている悩みを一緒に整理するなどの相談

日 時 月2回

9:00～11:00または13:30～15:30

詳細は各福祉健康センターへお問い合わせください。

・ひきこもり相談（保健師）

内 容 ひきこもりに関する相談

日 時 泉野福祉健康センター

第4火曜日 13:30～15:30

元町福祉健康センター

第2火曜日 13:30～15:30

駅西福祉健康センター

第3水曜日 13:30～15:30

対 象 者

相談をご希望の方

申請に必要な書類等

事前予約制

問 い 合 せ 先

泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

【高齢者への介護予防】

介護予防事業

概

要

いつまでも健康でいきいきと過ごせるよう、日常生活に必要な心身の機能の維持・向上を目的とした事業です。

1. シニア元気プログラム

対象者 生活機能に低下がみられる65歳以上の方（要支援・要介護認定を受けていない方）

参加するためには

①「からだ」と「こころ」のチェックリスト（質問票）をご記入の上、市へご提出ください。

・チェックリストは、市役所1階「福祉と健康の総合窓口」、福祉健康センター等の窓口にあります。

・セルフチェックでご自身の生活機能を確認しましょう。

・ご本人の了解を得てご家族がチェックしていただいてもかまいません。

②チェックリスト（質問票）の判定結果で、生活機能の低下に該当された方には、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターから教室参加などについて連絡します。生活機能低下に該当されなかった方には連絡はありません。「2. 介護予防のための各種教室」にご参加ください。

シニア元気プログラムの内容

●運動プログラム

マシンなどを使用して筋力トレーニングを行います。（通いの教室）

●栄養プログラム

栄養相談、調理体験を行います。（自宅へ訪問）

●口腔プログラム

口と歯の健康づくりの講話、口の手入れを行います。（通いの教室・自宅へ訪問）

2. 介護予防のための各種教室

対象者 すべての65歳以上の方

内容 すこやか筋力トレーニング教室、初歩のマシン筋力トレーニング教室、転ばん元気な体づくり教室、すこやか栄養教室、お口の元気アップ出前講座 など

問 い 合 せ 先

健康政策課 TEL 220-2233 FAX 220-2231

泉野福祉健康センター TEL 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター TEL 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター TEL 234-5103 FAX 234-5104

金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

【精神に障害のある方の社会復帰への援助】

地域活動支援センター

概 要	軽作業などの訓練を通して、対人関係の改善や作業意欲の向上を図り、精神に障害のある方の社会的自立を目指す。		
	泉の家	城南 2-43-18	224-4425
	ことじ作業所	末町 9-47-17	229-1520
	NPO法人いずみの	泉野町 1-1-25	280-5503
	クリエーションけやき	藤江北 1-425	266-1898
	ピアサポートいしびき	石引 2-1-2	231-3316
	地域活動支援センターあるふぁ	増泉 1-20-17	280-9147
対 象 者	地域で生活しており、精神科に通院している方		
問 い 合 せ 先	障害福祉課	220-2289	FAX 232-0294
利 用 相 談	各施設		
申 請 先	障害福祉課		

障害福祉サービス事業所

概 要	障害福祉サービスには介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、各給付には以下のものがあります。 介護給付……居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援など 訓練等給付…自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）など		
対 象 者	身体障害（難病患者等を含む）、知的障害または精神障害（発達障害を含む）に該当する方		
問 い 合 せ 先	障害福祉課	220-2289	FAX 232-0294
利 用 相 談	各施設		
申 請 先	障害福祉課		

職場適応訓練

概 要	個々の精神に障害のある方の能力に適した職場に雇用されるよう、事業主に委託して6か月から1年間訓練を行い、職場への適応を図るものです。		
対 象 者	病気から回復された方で、就労を希望している方		
問 い 合 せ 先	金沢公共職業安定所	253-3033	FAX 200-6029

精神障害者保健福祉手帳の交付

概 要	精神に障害があるため長期にわたり日常生活または社会生活への制約（障害）がある方に、申請により交付 障害の程度により、1級から3級に級別され、税法上の各種控除、体育施設等一部市営施設の使用料の減免が受けられます。		
対 象 者	精神に障害を有する方で、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方		
申請に必要な書類等	申請書、診断書または年金証書の写し（精神障害が事由であるもの）、 写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚、印鑑、 マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）		
問 い 合 せ 先	障害福祉課	220-2289	FAX 232-0294
	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

【医療費の公費負担】

精神に障害のある方の医療費公費負担

- 概要** ・ 自立支援医療（精神通院医療）
精神に障害のある方の通院医療費の自己負担は原則として1割ですが、世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限が認定されます。
- 対象者** ・ 自立支援医療（精神通院医療）
通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

自立支援医療の申請に必要な書類等

申請書、印鑑、診断書、健康保険証、
マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

- 問い合わせ先**
- | | | |
|------------|----------|--------------|
| 障害福祉課 | 220-2289 | FAX 232-0294 |
| 泉野福祉健康センター | 242-1131 | FAX 242-8037 |
| 元町福祉健康センター | 251-0200 | FAX 251-5704 |
| 駅西福祉健康センター | 234-5103 | FAX 234-5104 |

結核患者の医療費公費負担

- 概要** ・ 一般患者
結核患者が指定医療機関で医療を受ける場合は、公費負担の対象として認められた医療費について、自己負担は5%となり、残りが健康保険の医療給付と公費負担になります。
- ・ 勧告または措置による入院患者
結核のまん延を防止するため必要があると認める場合は、保健所長が、入院勧告または措置をすることができます。
医療費は加入されている健康保険の種類にかかわらず、自己負担分の全額または一部を公費で負担します。

- 申請に必要な書類等**
- | | |
|------------------|--|
| ・ 一般患者 | 申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、診断書、X線写真 |
| ・ 勧告または措置による入院患者 | 申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、X線写真
自己負担額を決定するために必要な書類 |

- 問い合わせ先** 金沢市保健所地域保健課 234-5102 FAX 234-5104

指定難病の医療費の公費負担

概

要

つぎの指定難病にかかる1ヶ月の治療費（通院および入院時の保険診療にかかる自己負担額）の一部を公費で負担

【対象疾病】 球脊髄性筋萎縮症 筋萎縮性側索硬化症 脊髄性筋萎縮症 原発性側索硬化症 進行性核上性麻痺 パーキンソン病 大脳皮質基底核変性症 ハンチントン病 神経有棘赤血球症 シャルコー・マリー・トゥース病 重症筋無力症 先天性筋無力症候群 多発性硬化症／視神経脊髄炎 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー 封入体筋炎 クロウ・深瀬症候群 多系統萎縮症 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー ミトコンドリア病 もやもや病 プリオン病 亜急性硬化性全脳炎 進行性多巣性白質脳症 HTLV-1関連脊髄症 特発性基底核石灰化症 全身性アミロイドーシス ウルリッヒ病 遠位型ミオパチー ベスレムミオパチー 自己貪食空胞性ミオパチー シュワルツ・ヤンベル症候群 神経線維腫症 天疱瘡 表皮水疱症 膿疱性乾癬(汎発型) スティーヴンス・ジョンソン症候群 中毒性表皮壊死症 高安動脈炎 巨細胞性動脈炎 結節性多発動脈炎 顕微鏡的多発血管炎 多発血管炎性肉芽腫症 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 悪性関節リウマチ パージャール病 原発性抗リン脂質抗体症候群 全身性エリテマトーデス 皮膚筋炎／多発性筋炎 全身性強皮症 混合性結合組織病 シェーグレン症候群 成人スチル病 再発性多発軟骨炎 ベーチェット病 特発性拡張型心筋症 肥大型心筋症 拘束型心筋症 再生不良性貧血 自己免疫性溶血性貧血 発作性夜間ヘモグロビン尿症 特発性血小板減少性紫斑病 血栓性血小板減少性紫斑病 原発性免疫不全症候群 IgA 腎症 多発性嚢胞腎 黄色靱帯骨化症 後縦靱帯骨化症 広範脊柱管狭窄症 特発性大腿骨頭壊死症 下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性TSH分泌亢進症 下垂体性PRL分泌亢進症 クッシング病 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモ分泌亢進症 下垂体前葉機能低下症 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 甲状腺ホルモン不応症 先天性副腎皮質酵素欠損症 先天性副腎低形成症 アジソン病 サルコイドーシス 特発性間質性肺炎 肺動脈性肺高血圧症 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症 慢性血栓性肺高血圧症 リンパ管筋腫症 網膜色素変性症 バッド・キアリ症候群 特発性門脈圧亢進症 原発性胆汁性肝硬変 原発性硬化性胆管炎 自己免疫性肝炎 クローン病 潰瘍性大腸炎 好酸球性消化管炎 慢性特発性偽性腸閉塞症 巨大膀胱小結腸腸管蠕動不全症 腸管神経節細胞減少症 ルビンシュタイン・テイビ症候群 CFC症候群 コステロ症候群 チャーシ症候群 クリオビリン関連周期熱症候群 全身型若年性特発性関節炎 TNF受容体関連周期性症候群 非典型性溶血性尿毒症候群 ブラウ症候群 先天性ミオパチー マリネスコ・シェーグレン症候群 筋ジストロフィー 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 遺伝性周期性四肢麻痺 アトピー性脊髄炎 脊髄空洞症 脊髄髄膜瘤 アイザックス症候群 遺伝性ジストニア 神経フェリチン症 脳表ヘモジリン沈着症 脳と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 ベリー症候群 前頭側頭葉変性症 ピッカースタッフ脳幹炎 痙攣重積型(二相性)急性脳症 先天性無痛無汗症 アレキサンダー病 先天性核上性球麻痺 メビウス症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシアン症候群 アイカルディ症候群 片側巨脳症 限局性皮質異形成 神経細胞移動異常症 先天性大脳白質形成不全症 ドラベ症候群 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん ミオクロニー欠伸てんかん ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん レノックス・ガストー症候群 ウエスト症候群 大田原症候群 早期ミオクロニー脳症 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 環状20番染色体症候群 ラスマッセン脳炎 PCDH19関連症候群 難治頭回部分発作重積型急性脳炎 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 ランドウ・クレフナー症候群 レット症候群 スタージ・ウェバー症候群 結節性硬化症 色素性乾皮症 先天性魚鱗癬 家族性良性慢性天疱瘡 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。) 特発性後天性全身性無汗症 眼皮膚白皮症 肥厚性皮膚角膜炎 弾性線維性仮性黄色腫 マルフアン症候群 エーラス・ダンロス症候群 メンケス病 オクシタル・ホーン症候群 ウィルソン病 低ホスファターゼ症 VATER症候群 那須・ハコラ病 ウィーバー症候群 コフィン・ローリー症候群 有馬症候群 モワット・ウィルソン症候群 ウィリアムズ症候群 ATR-X症候群 クルーゾン症候群 アペール症候群 ファイファー症候群 アントレー・ピクスラー症候群 コフィン・シリズ症候群 ロスマンド・トムソン症候群 歌舞伎症候群 多脾症候群 無脾症候群 鰓腎症候群 ウェルナー症候群 コケイン症候群 ブラダー・ウィル症候群 ノーナン症候群 ヤング・シンボソン症候群 1p36欠失症候群 4p欠失症候群 5p欠失症候群 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 アンジェルマン症候群 スミス・マギニス症候群 22q11.2欠失症候群 エマヌエル症候群 脆弱X症候群関連疾患 脆弱X症候群 総動脈幹遺残症 修正大血管転位症 完全大血管転位症 単心室症 左心低形成症候群 三尖弁閉鎖症 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 ファロー四徴症 両大血管右室起始症 エプスタイン病 アルポート症候群 ギャロウェイ・モフト症候群 急速進行性糸球体腎炎 抗糸球体基底膜腎炎 一次性ネフローゼ症候群 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 紫斑病性腎炎 先天性腎性尿崩症 間質性膀胱炎(ハンナ型) オスラー病 閉塞性細気管支炎 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) 肺胞低換気症候群 α 1-アンチトリプシン欠乏症 カーニー複合 ウォルフラム症候群 ペルオキシゾーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) 副甲状腺機能低下症 偽性副甲状腺機能低下症 副腎皮質刺激ホルモン不応症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 フェニルケトン尿症 高チロシン血症1型 高チロシン血症2型 高チロシン血症3型 メーブルシロップ尿症 プロピオン酸血症 メチルマロン酸血症 イソ吉草酸血症 グルコーストランスポーター1欠損症 グルタル酸血症1型 グルタル酸血症2型 尿素サイクル異常症 リジン尿性蛋白不耐症 先天性葉酸吸収不全 ボルフィリン症 複合カルボキシラーゼ欠損症 筋型糖原病 肝型糖原病 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 シトステロール血症 タンジール病 原発性高カイロミクロン血症 脳髄黄色腫症 無 β リポタンパク血症 脂肪萎縮症 家族性地中海熱 高IgD症候群 中條・西村症候群 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 慢性再発性多発性骨髄炎 強直性脊椎炎 進行性骨化性線維異形成症 肋骨異常を伴う先天性側弯症 骨形成不全症 タナトフォリック骨異形成症 軟骨形成症 リンパ管腫症/ゴーハム病 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変) 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 先天性赤血球形成異常性貧血 後天性赤芽球癆 ダイアモンド・ブラックファン貧血 ファンconi貧血 遺伝性鉄芽球性貧血 エプスタイン症候群 自己免疫性出血病XIII クロンカイト・カナダ症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型) 総排泄腔外反症 総排泄腔遺残 先天性横隔膜ヘルニア 乳幼児肝巨大血管腫 胆道閉鎖症 アラゾール症候群 遺伝性脾炎 嚢胞性線維症 IgG4関連疾患 黄斑ジストロフィー レーベル遺伝性視神経症 アッシュャー症候群 若年発症型両側性感音難聴 遅発性内リンパ水腫 好酸球性副鼻腔炎

申請に必要な書類等

申請書、同意書、臨床調査個人票、住民票、健康保険証、市町村住民税課税証明書、印鑑、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問 い 合 せ 先

泉野福祉健康センター	242-1131	FAX	242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX	251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX	234-5104
石川県健康推進課	225-1448	FAX	225-1444

特定疾患の医療費の公費負担

概 要	つぎの特定疾患にかかる医療費（入院・通院）は、加入されている健康保険の種類にかかわらず、自己負担の一部または全額を公費で負担 【対象疾病】 スモン 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 重症急性膵炎（継続申請のみ受付）			
申請に必要な書類等	申請書、臨床調査個人票、健康保険証、住所を証明する書類、印鑑			
問 い 合 せ 先	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX	242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX	251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX	234-5104
	石川県健康推進課	225-1448	FAX	225-1444

子育て支援医療費助成

概 要	1 か月の治療費（通院および入院時の保険診療にかかる自己負担額）の一部を助成。ただし、生活保護を受けておられる方は助成対象外です。
対 象 者	中学校3年生まで
助 成 方 法	現物給付対応の医療機関で医療証を提示すると、窓口でのお支払いは次のとおりとなります。（現物給付に対応しているかどうかは、受診の前に医療機関にご確認ください。） 通院：1 医療機関当たり 1 日500円（500円未満のときはその額） 入院：1 医療機関当たり 1 月1,000円 調剤：無料（保険薬局における保険調剤） 窓口負担額の一か月分の合計が1,000円を超えた場合は、超えた額を指定の口座にお振り込みします。（申請手続きは不要です。） 現物給付にならなかった場合は、金沢市へ助成金の請求手続きをしてください。 【申請に必要なもの】 ①子ども医療証 ②領収書（原本） ③健康保険証 ④印鑑 ⑤保護者名義の銀行口座がわかるもの（振込口座の登録がない方）
問 い 合 せ 先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

ひとり親家庭等医療費助成

概 要	1 ヶ月の治療費（通院および入院時の保険診療にかかる自己負担額）の一部を助成。ただし、児童扶養手当と同様の所得制限が有り、児童扶養手当全部停止の方は受けられません。また、生活保護を受けておられる方も対象外となります。
対 象 者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害の有る児童は20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の母・父およびその児童、父母のいない児童、父または母が重度の障害にある児童および父または母、ただし、未就学児については、子育て支援医療費助成制度で助成。（中学校3年生まで子育て支援医療費助成制度で助成）
助 成 方 法	父、母又は扶養者については、市内の指定医療機関で医療証を提示し、窓口で健康保険適用の本人負担額を支払った場合、後日、指定の口座に振り込まれます（自動償還）。児童については、現物給付となります。（助成方法は上記子育て支援医療費助成を参照ください） 自動償還や現物給付にならなかった場合は、金沢市へ助成金の請求手続きをしてください。 【申請に必要なもの】 ①ひとり親家庭等医療費受給資格証 ②領収証（原本） ③健康保険証 ④印鑑
問 い 合 せ 先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

未熟児養育医療

概 要	入院養育を必要とする未熟児の医療を給付 保護者の所得税額等に応じ、別途一部負担が必要		
対 象 者	未熟児（1歳未満）		
申請に必要な書類等	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、印鑑、養育医療意見書、承諾書、健康保険証、世帯調書、所得税額を証明する書類等		
問 い 合 せ 先	金沢市保健所	234-5102	FAX 234-5104
	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

小児慢性特定疾病医療

概 要	次の定められた疾病にかかる18歳未満の児童の医療費を支給 保護者の市民税額に応じ、一部自己負担が必要 ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患（ぜんそく疾患含む） ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患		
対 象 者	18歳未満の小児慢性特定疾病にかかっている児童 ただし、18歳到達時において引き続き治療が必要な場合は、20歳未満まで延長可能		
申請に必要な書類等	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、医療意見書、同意書（2種類）、市民税額を証明する書類等、印鑑、健康保険証等		
問 い 合 せ 先	金沢市保健所	234-5102	FAX 234-5104
	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

自立支援医療（育成医療）

概 要	身体に障害を有する児童に対し、自立支援医療費（育成医療）を支給 保護者の市民税額に応じ、一部自己負担が必要 対象 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸または肝臓の機能の障害、先天性の内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
対 象 者	18歳未満の身体障害児（保護者の方が一定所得以上の場合は対象外）		
申請に必要な書類等	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、印鑑、育成医療意見書、世帯調書、同意書、健康保険証、市民税額を証明する書類等		
問 い 合 せ 先	金沢市保健所	234-5102	FAX 234-5104
	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

自立支援医療（更生医療）

概要

身体障害者の障害の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むため、指定自立支援医療機関で行われる医療をいいます。

原則として医療費の1割を自己負担しますが、世帯の所得水準に応じて、1か月あたりの負担に上限額が設定されます。

対象者

身体障害者で、身体障害者更生相談所の判定の結果、更生医療を必要とするとして認められた方（重度から継続に該当しない方で一定所得以上の方は対象外）

申請に必要な書類等

健康保険証、印鑑、更生医療要否意見書、身体障害者手帳（既にお持ちの方）障害年金や遺族年金の前年中の振込額のわかるもの、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問い合わせ先

健康政策課	220-2233	FAX 220-2231
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

心身障害者医療費助成

概要

健康保険を用いて医療を受けたときの自己負担額または一部負担金を助成

対象者

（65歳未満）
身体障害者手帳1～3級および療育手帳（ただし程度Bは入院分のみ）もしくはIQ35以下の方。所得制限あり

（65歳以上）
上記対象者のほか、身体障害者手帳4級の音声機能・言語機能の著しい障害、4級の下肢機能障害の一部の方。所得制限あり

申請に必要な書類等

印鑑、高齢者医療費受給者証（藤色）または障害者医療費受給者証（黄色）、健康保険証

身体障害者手帳または療育手帳、医療機関の証明書または領収書

問い合わせ先

健康政策課	220-2233	FAX 220-2231
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

不妊治療費助成

概 要	特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用の一部を助成 (特定不妊治療) 体外受精、顕微授精 (男性不妊治療) 特定不妊治療の一環として行われた精子を精巣または精巣上体から摂取する手術 (一般不妊治療) タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など
対 象 者	(特定不妊治療) 金沢市内に住所を有し、金沢市指定医療機関において治療を受けた戸籍上の夫婦 (一般不妊治療) 不妊治療を開始した日の1年以上前から石川県内に住所を有し、不妊治療を受けた戸籍上の夫婦(医療保険に加入していること) どちらの治療も、所得制限あり
助 成 内 容	(特定不妊治療) 治療1回につき15万円(初回治療のみ30万円、凍結胚移植等については治療1回につき7万5千円)を限度 ・43歳未満の方 ・通算6回(初回40歳以上3回) ・第2子以降の不妊治療にかかる助成回数の拡充 (男性不妊治療) 治療一回につき15万円を限度 (一般不妊治療) 自己負担額の2分の1で、年5万円限度(連続2年間助成)
申 請 期 限	(特定不妊治療、男性不妊治療) 治療が終了した日の属する年度内(年度とは4月1日から3月31日まで)、男性不妊治療に特定不妊治療と同時申請 (一般不妊治療) 治療を受けた日の翌月から2年以内
申請に必要な書類等	(特定不妊治療、男性不妊治療) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書、治療費の領収書、治療費の明細が分かるもの、印鑑、銀行の預金通帳、戸籍謄本 (一般不妊治療) 一般不妊治療医療機関受診等証明書、印鑑、保険証、銀行の預金通帳 ※場合により、住民票、所得証明書等
問 い 合 せ 先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231 ・申請は以下の窓口でもできます 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

【救急・休日診療】

夜間急病診療所

概 要	金沢健康プラザ大手町（西館 1 階）で夜間の診療を実施 所在地 大手町 3 番 23 号 TEL 222-0099 FAX 222-5566 診療科目 内科、小児科 診療時間 午後 7 時～午後 11 時 毎日（年中無休） 医療機関案内 午後 7 時～翌朝午前 9 時（診療時間終了後は自動応答）
対 象 者	急病患者等
申請に必要な書類等	健康保険証（コピーでの受付不可）、各種受給者証（お持ちの方）、現在服用中の薬と薬剤情報提供書（ある方）

休日当番医

概 要	診療所等が交替で在宅当番医として、休日の診療を実施 診療科目 内科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚・泌尿器科、眼科、外科、整形外科 診 療 日 日曜日、祝日、年末年始 午前 9 時～午後 6 時
対 象 者	急病患者等
申請に必要な書類等	健康保険証
問 い 合 せ 先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

休日歯科診療

概 要	歯科医院が交替で休日昼間の歯科救急診療を実施 診 療 日 日曜日、祝日、年末年始 午前 9 時～午後 5 時
対 象 者	歯科救急患者等
申請に必要な書類等	健康保険証
問 い 合 せ 先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

休日当番薬局

概 要	保険薬局が交替で休日昼間の処方箋調剤を実施 診 療 日 日曜日、祝日、年末年始 午前 9 時～午後 6 時
対 象 者	休日診療を受診し、処方箋の交付を受けた方
申請に必要な書類等	処方箋
問 い 合 せ 先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

【はり、きゅう、マッサージの助成】

助成券の交付

概 要	保険適用外のはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき 1回1,200円を助成
対 象 者	満70歳以上の方、または満65歳以上で一定の障害認定者（身体障害者手帳1～3級・4級の一部など）
助 成 内 容	1回1,200円の助成券を1年度18枚を限度に交付（枚数は月割）
申請の手続きについて	健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、または身体障害者手帳など 申請は市役所の福祉と健康の総合窓口、各市民センター、泉野・元町・駅西福祉健康センターの窓口へ
問 い 合 せ 先	健康政策課 220-2233

医療保険関係

国民健康保険

国民健康保険に入るとき・やめるとき	104
保険料の算定	105
保険料の納付	106
国保からの給付	107

後期高齢者医療制度

被保険者証について	110
保険料について	110
保険料の納付	111
給付について	112

国民健康保険

こんなときは14日以内に届出を

届出や申請の際には「マイナンバー（個人番号）確認書類」（詳細は11、12ページ参照）が必要になります。

国保に入るとき

必要なもの

- ★他の市区町村から転入してきたとき …… 印鑑、他の市区町村の転出証明書
- ★職場の健康保険をやめたとき …… 印鑑、職場の健康保険をやめた日付のわかる証明書
- ★職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき …… 印鑑、被扶養者でなくなった日付のわかる証明書
- ★子どもが生まれたとき …… 印鑑、保険証、母子健康手帳
- ★生活保護を受けなくなったとき …… 印鑑、生活保護廃止（停止）決定通知書

【加入の届出がおくれると】

国保に加入しなければならないのに届出がおくれると、前の保険が切れたときにさかのぼって加入することになるため、その間の保険料も納めなければなりません。（最長2年分）

国保をやめるとき

必要なもの

- ★他の市区町村へ転出するとき …… 印鑑、保険証、（高齢受給者証）
- ★職場の健康保険に入ったとき …… 印鑑、国保と職場の両方の保険証、（高齢受給者証）
- ★職場の健康保険の被扶養者になったとき …… 印鑑、国保と職場の両方の保険証、（高齢受給者証）
- ★死亡したとき …… 印鑑、保険証、（高齢受給者証）、死亡を証明するもの
- ★生活保護を受けることになったとき …… 印鑑、保険証、（高齢受給者証）、生活保護開始決定通知書

【やめる届出がおくれると】

国保の資格がなくなったのに届出がおくれると、保険証が手もとにあるため、うっかりと使って診療を受けることがあります。このようなときは、市で負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

その他

必要なもの

- ★保険証をなくしたとき（または破損して使えなくなったとき） …… 世帯主の印鑑、（窓口に来る方の印鑑）
- ★住所、氏名、世帯主などが変わったとき …… 印鑑、保険証、（高齢受給者証）
- ★修学のため、子どもが他の市区町村に住所を定めるとき …… 印鑑、保険証、在学証明書等

- 上記の届出の際には、住所・保険資格などに変更のある方の保険証をお持ちください。ただし、世帯主が変更となった場合は、世帯の全員の保険証が必要です。
- 75歳に到達したことにより後期高齢者医療制度に移行する場合は手続不要です。

☆お問い合わせは ☎220-2256

保 険 料 の 算 定

平成28年度の保険料について

国民健康保険料は、一世帯にかかる「平等割額」と被保険者の人数に応じてかかる「均等割額」、そして所得に応じてかかる「所得割額」を合計したものです。

各世帯の年間保険料

保険料率（年額）	被保険者全員		40～64歳までの方
区 分	医 療 分	支 援 分	介 護 分
① 所 得 割	被保険者全員の旧ただし書き所得（※1）の 8.72%	被保険者全員の旧ただし書き所得（※1）の 2.19%	介護第2号被保険者全員の旧ただし書き所得（※1）の 3.11%
② 平 等 割 （1世帯につき）	24,000円【据置】※2	9,120円【据置】※2	7,320円【据置】
③ 均 等 割 （被保険者1人につき）	24,000円【据置】	9,480円【据置】	11,520円【据置】
①＋②＋③＝年間の保険料			
賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

※1 旧ただし書き所得とは、総所得金額等から33万円の基礎控除を差し引いた金額です。

※2 同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、被保険者が1人になる世帯については、移行後5年目までは医療分・支援分の世帯別平等割額が2分の1軽減、移行後6年目から8年目までは4分の1軽減となります。

●75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療制度に移行される方には、別途保険料についてお知らせします。

また、国保の被保険者が複数いる世帯については、75歳の誕生日を迎える方の誕生日の前月分までの保険料と他の国保被保険者の年間保険料を合わせた額を当該年度末まで各月均等にならして納めます。

☆お問い合わせは ☎220-2256

保 険 料 の 納 付

保険料の納付義務者は世帯主

世帯に国保の被保険者がいる場合、世帯主本人が国保の被保険者であるなしにかかわらず、世帯主が保険料の納付義務者となります。

保険料の納入通知書

新たに加入された場合、郵便または地域の保健委員を通じてお届けします。また、加入月からの保険料は原則として当該年度末までの月数で除した額で御案内します。指定金融機関、コンビニエンスストア等または地域の納付組合で月末の納期までに納付していただき、便利な口座振替またはゆうちょ銀行の自動払込のご利用をおすすめします。

保険料の特別徴収について

国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料は、原則、世帯主の年金から天引きになります。申出書と口座振替依頼書の提出により、年金からの天引きを口座振替に変更することができます。

市外から転入された方の保険料

前住所地での所得等がわかるまで、基本料金（平等割・均等割）のみで計算してお知らせしますが、前住所地の所得等がわかり次第、改めて保険料をお知らせします。

保険料の減額、減免

- 前年の所得が条例で定める所得基準を下回る世帯については、保険料（平等割、均等割）を減額（7割、5割、2割）する制度があります。
- 災害等により、保険料を納めることが困難になったときは、申請により減免する制度があります。
- 同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した世帯の場合
保険料の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。
- 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65～74歳）が国保に加入する場合
新たに国保に加入し、保険料を納めることとなった方については、申請により、減免する制度があります。
- 原則65歳未満で、リストラなどで職を失った方の保険料を届出により、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、軽減できる場合があります。

保険料の納付済通知書

1月から12月までの納付済額を翌年1月に「納付済額のお知らせ」として送付いたします。確定申告などの際にご利用ください。

【保険料を滞納すると】

- ①延滞金がかかります。
- ②滞納処分を受けることがあります。
- ③保険証に代わって資格証明書が交付されることがあります。

（この場合医療機関で一旦医療費を全額支払わなければなりません。なお、災害等の特別の事情がある場合、公費医療を受けることになった場合などは適用されません。）

☆お問い合わせは ☎220-2258

国保からの給付

届出や申請の際には「マイナンバー（個人番号）確認書類」（詳細は11、12ページ参照）が必要になります。

療養の給付

病気やけがをしたときは、必要な医療を受けることができます。この場合、医療費の一部負担金は次のようになります。

一部負担金（医療機関窓口での負担額）

（H28.4.1現在）

被保険者の種類	負担割合	定額負担
70歳以上の被保険者（高齢受給者証対象者）*	1～3割	入院時食事療養費標準負担額
義務教育就学～70歳未満の被保険者	3割	
義務教育就学前の被保険者	2割	

*平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方の窓口負担割合は2～3割となります。

療養費

急病などで保険証をもたずに治療を受けたときや、コルセット、ギプスなどの治療用装具を購入した場合には、費用の全額を支払ったあとで申請により一部負担金を除いた額が払戻しされます。

高額療養費

- 70歳以上の方
高齢受給者証を医療機関窓口に提示することにより、一部負担金の支払いは自己負担限度額までとなります。（市民税が非課税の方については、予め医療機関窓口に限度額適用認定証を提示することにより、支払うべき自己負担限度額が課税されている方より低額となります。限度額適用認定証の交付を受けるには申請が必要です。）
- 70歳未満の方
予め医療機関窓口に限度額適用認定証を提示することにより、一部負担金の支払いを世帯の所得状況に応じた自己負担限度額までに止めることができます。限度額適用認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

限度額適用認定書を提示しなかったときや、高額療養費の対象が複数の医療機関となるときなど、窓口での支払いが、自己負担限度額を超える場合は、申請により後から払戻しされます。

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して高額になったときは、一定の自己負担限度額（年額）を超えた金額が、申請によりあとから払戻しされます。

出産育児一時金、葬祭費

被保険者の方が出産または死亡された場合は、申請により出産育児一時金または葬祭費が支給されます。出産育児一時金については、妊娠12週目（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

入院時食事療養費の減額

市民税非課税世帯の方が入院されたとき、減額の制度があり、申請により「標準負担額減額認定証」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

市民税課税世帯で指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方が入院されたときにも、減額の制度があります。

☆お問い合わせは ☎220-2257

【海外療養費】

海外の医療機関で治療を受けた場合は、申請により保険診療相当分が支給されます。

【交通事故にあったときは届出を】

交通事故など他人の行為によってケガをしたときは、加害者が医療費を支払うこととなりますが、やむを得ず保険証で治療を受けた場合は「第三者行為による被害届」を提出してください。

☆お問い合わせは ☎220-2257 (海外療養費について
交通事故の届出について)

【健康保険等の被扶養者について】

現在国保に加入している方のうち、「健康保険等被扶養者認定基準」に該当する方は、職域健康保険（健康保険・船員保険・各種共済組合）の被扶養者に概ね認定可能な方です。その方の配偶者・子・孫の方で健康保険等の被保険者の方がいれば、勤務している事業所を通じて、管轄の年金事務所（日本年金機構）・健康保険組合・各種共済組合へ相談してください。

●健康保険等被扶養者認定基準

■被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の老年者または厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満）であって、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当します。

■被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満（60歳以上の老年者または厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合は、原則として被扶養者に該当します。

なお、認定基準については条件等によって異なる場合があります。

☆お問い合わせは 職域健康保険の被保険者が勤務している事業所へ
(健康保険等被扶養者認定基準について)

国民健康保険料のお支払いは便利な口座振替（自動払込）で

【口座振替（自動払込）とは】

あなたが指定金融機関等またはコンビニエンスストアに出向いて直接支払うわずらわしさがありません。一度手続きされたあとは、口座から自動的に納付されるしくみです。

【お申し込み手続きは】

口座のある指定金融機関等・ゆうちょ銀行へ納入通知書と預金通帳に使用の印鑑をご持参のうえ、口座振替依頼書（自動払込利用申込書）によりお申し込みください。

※口座振替依頼書（自動払込利用申込書）は指定金融機関等・ゆうちょ銀行にもおいてあります。

【振替（自動払込）開始は】

原則として月末までに申し込まれますと、翌月より口座振替（自動払込）が開始されます。

【振替（自動払込）による保険料は】

当月末日に振替（自動払込）します。ただし、指定金融機関等・ゆうちょ銀行が休業日の場合には、その次の営業日に振替（自動払込）します。

☆お問い合わせは ☎220-2258

後期高齢者医療制度

被保険者証について

対 象 者

- 75歳（一定の障害がある65歳）以上の方
1. 75歳の誕生日から資格を取得します。（届出は不要）
 2. 一定の障害のある65歳以上75歳未満の方は、申請して後期高齢者医療広域連合より認定を受ける必要があります。
 3. 生活保護を受けている方を除きます。

被 保 険 者 証

被保険者ひとりに1枚交付されます。

病院にかかる場合

被保険者証を病院の窓口へ提示してください。
一部負担金としてかかった費用の1割（現役並み所得者は3割）をお支払いください。

☆お問い合わせは ☎220-2256

保険料について （保険料は被保険者全員に納めて頂きます）

保 険 料 率

平成28年度・29年度	
所得割額	9.33%
均等割額	47,520円
賦課限度額	570,000円

保 険 料 の 算 定

年間保険料額＝均等割額（47,520円）＋所得割額※

※所得割額は、前年中の基礎控除後の総所得金額等×所得割率（9.33%）
基礎控除後の総所得金額等とは、収入金額から必要経費を差し引いた額です。

〈計算例〉

収入が年金だけの場合の所得割額

→ {(年金収入－公的年金控除)－33万円(基礎控除)}×9.33%

保 険 料 の 軽 減

- ①所得の低い方への軽減措置
- ・世帯の所得に応じて、保険料（均等割額）の9割・8.5割・5割・2割が軽減されます。
 - ・所得割を負担する方のうち所得の低い方（基礎控除（33万円）後の総所得金額が58万円以下）については、所得割額が5割軽減されます。
- ②被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置
- 被用者保険の被扶養者として、保険料を負担してこなかった方については、後期高齢者医療制度加入後、保険料の所得割額は賦課されず均等割額が9割軽減されます。

☆お問い合わせは ☎220-2256・2258

保 険 料 の 納 付

① 特 別 徴 収 (年金からの天引き)

■年額18万円以上の年金を受給している方は、原則年金から保険料が天引きされます。(ただし、介護保険料と合わせた額が、年金額の1/2を超える場合は対象となりません。)
申出書と口座振替依頼書の提出により、年金からの天引きを口座振替に変更できます。

■保険料の年額は、年金支払月の年6回に分けて天引きされます。

② 普 通 徴 収

特別徴収(年金天引き)に該当しない方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

保険料を滞納すると

短期被保険者証、被保険者資格証明書を交付する場合があります。

■保険料を滞納した場合は、有効期限の短い「短期被保険者証」の交付対象となる場合があります。

■また、納期限から1年以上滞納した場合は、災害などの特別な理由がある場合を除き、被保険者証を返還してもらい「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。

資格証明書で病院にかかるときには、医療費がいったん全額自己負担になります。

◇事情があって保険料の納付が困難になった場合は医療保険課までご相談ください。

☆お問い合わせは ☎220-2258

給 付 に つ い て

届出や申請の際には「マイナンバー（個人番号）確認書類」（詳細は11、12ページ参照）が必要になります。

入院時一部負担金の月額上限の引き下げ・ 入院の食事の標準負担額の減額について

市民税非課税の世帯に属する方

- | | |
|-------------|--|
| いつから受けられるか | 申請のあった日の属する月の初日から。なお、毎年8月に更新となります。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持 参 す る も の | 後期高齢者医療被保険者証、印鑑 |
| 病院にかかる場合 | 入院時一部負担金の月額上限が24,600円となります。
入院時にかかる食事の標準負担額が1食につき210円となります。 |

上記の方で過去1年の入院が90日を超える方

- | | |
|-------------|---|
| いつから受けられるか | 申請日の属する月の翌月の初日から。なお毎年8月に更新となります。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持 参 す る も の | 後期高齢者医療被保険者証、印鑑
上記の他に
・「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・領収書など入院が90日を超えることを証明できる書類 |
| 病院にかかる場合 | 入院時にかかる食事の標準負担額が1食につき160円となります。 |

市民税非課税の世帯に属する方で世帯員全員が一定の所得以下の方

- | | |
|-------------|--|
| いつから受けられるか | 申請のあった日の属する月の初日から。なお、毎年8月に更新となります。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持 参 す る も の | 後期高齢者医療被保険者証、印鑑 |
| 病院にかかる場合 | 入院時一部負担金の月額上限が15,000円となります。
入院時にかかる食事の標準負担額が1食につき100円となります。 |

特定疾病（血友病・人工透析・後天性免疫不全症候群）の認定について

- | | |
|-------------|--------------------------|
| いつから受けられるか | 特定疾病の認定を受けた月の初日から。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持 参 す る も の | 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、医師の証明書 |
| 病院にかかる場合 | 一部負担金の月額上限が10,000円となります。 |

☆お問い合わせは ☎220-2257

補装具（コルセット）

要件（対象）について

医師が治療遂行上、治療用装具装着の必要があると認めて、治療用装具を患者に装着させた場合、その治療用装具購入に要した費用の額から、その額の1割（一定以上所得者は3割）に相当する額を控除した額を支給します。

申請の方法・内容について

医師の補装具の装着を必要とする旨の証明書、補装具に要した費用の領収書を添付のうえ申請してください。
他に持参するもの
後期高齢者医療被保険者証、本人名義の預金通帳、印鑑

柔道整復

要件（対象）について

保険者と都道府県の柔道整復師会との間の協定により医療費の委任払の方式を取り入れています。

申請の方法・内容について

柔道整復師の施術を受けた場合は、柔道整復師に保険診療相当分から一部負担金を控除した額を支払います。

あん摩、マッサージ

要件（対象）について

医療上、必要があって行われたと認められるマッサージが対象で主として麻痺に対するものが多い。脳出血等による片麻痺、神経痛、関節リウマチについては医療費の支給対象となるものは少なく、本来は一般診療に含まれます。

申請の方法・内容について

あん摩、マッサージ師において、施術料金の算定方法により算定した額のうち、保険診療相当分から一部負担金を控除した額を支払います。

はり 灸

要件（対象）について

保険医療機関における療養の給付を受けても効果が得られなかったもの、いままで受けた治療の経過からみて治療効果があらわれていないと判断されるもので医師の同意書により、はり、灸の施術が適当と思われるもの。

申請の方法・内容について

はり、灸師において、施術料金の算定方法により算定した額のうち、保険診療相当分から一部負担金を控除した額を支払います。

移 送

要件（対象）について

移動困難な患者であって医師の指示により治療のため緊急に転医をする場合で、私的な事情による場合は対象になりません。

申請の方法・内容について

医師の意見書および移送に要した額の領収書を添付して申請していただきますが、支給範囲、必要書類の詳細については、お問い合わせ下さい。

☆お問い合わせは ☎220-2257

高額療養費

要件（対象）について

医療機関で支払われた1ヵ月の入院、外来等の一部負担金を合計して、その額が自己負担限度額を超えた場合は、申請により超えた分があとから高額療養費として払い戻しになります。自己負担額のなかには、病院、診療所、歯科、調剤薬局、柔道整復師にかかるものなどが含まれます。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代など保険の対象にならないものは、含みません。

自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額	
	外来の限度額	入院および世帯ごとの限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100 + 1% (注) (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

(注) 総医療費が267,000円を超える場合は、超えた分の1%を加算します。

()内は、過去1年間の高額医療費の回数が4回以上該当したとき（多数該当）の4回目からの限度額

申請方法

該当と思われる方には、市から支給申請書を送付します。届いたら、申請をしてください。

☆お問い合わせは ☎220-2257

高額医療・高額介護合算療養費

要件（対象）について

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合で、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合は、申請により超えた分があとから高額医療・高額介護合算療養費として払い戻しになります。

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額

年額（8月1日～翌年7月31日）

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

☆お問い合わせは

☎220-2257 (医療保険課)

☎220-2264 (介護保険課)

※医療費の支給申請書の中で、申請手続の必要なものは、上記のうち補装具、移送、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費の場合です。

国民年金関係

国民年金の加入者	116
国民年金の届出	116
国民年金の保険料（第1号被保険者）.....	116
保険料の納付方法	116
保険料の免除	116
若年者納付猶予制度	116
学生納付特例制度	116
国民年金（基礎年金）の支給	116
特別障害給付金の支給	116

国民年金の加入者

国民年金の加入者は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人たちで、次の3種類があります。

1. 第1号被保険者……自営業、自由業、学生、無職の人など。
2. 第2号被保険者……厚生年金および共済組合の加入者（会社員、公務員など）
3. 第3号被保険者……第2号被保険者に扶養されている配偶者（会社員の妻など）

国民年金の届出

国民年金の加入脱退、請求等の届出は、市民課、市民センターでお取り扱いしております。

国民年金の保険料（第1号被保険者）

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）

定 額（月額） 16,260円 付 加 16,660円

定額前納（12ヶ月分）191,660円 付加前納 196,370円

口座振替だけのお得な
割引制度もあります

なお、第2号および第3号被保険者の保険料は、本人または配偶者の加入している厚生年金、共済組合から支払われます。

保険料の納付方法

1. 口座振替
2. 日本年金機構から送付される納付書で各金融機関・郵便局・コンビニエンスストア（一部取扱いを行っていないところがあります）などで納めてください。クレジットカード納付も可能です。
保険料の納期限は、翌月末です。保険料が割引される有利な前納制度があります。

保険料の免除

保険料を納めることが困難な方には、免除制度（全額・ $\frac{3}{4}$ ・半額・ $\frac{1}{4}$ ）があります。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方には、保険料を後払いにできる若年者納付猶予制度があります。

学生納付特例制度

学生の方には、保険料を後払いにできる納付特例制度があります。

国民年金（基礎年金）の支給

国民年金（老齢基礎年金）は、保険料の納付・免除期間、厚生年金・共済組合の加入期間、任意加入できたが未加入の期間（カラ期間）など合わせて25年以上あれば受給できます。（満額を受け取るためには40年の保険料納付期間が必要です。）また、国民年金加入中や20歳前に病気やケガなどにより障害が残った時には、障害基礎年金が受けられます。（一定の納付要件等があります。）ほかに遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

特別障害給付金の支給

次のいずれかの方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害のある方に支給される特別障害給付金があります。

- ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金等加入者の配偶者
※所得によって支給制限となる場合があります。
※老齢年金等を受給されている場合は、支給調整となります。

お気軽にご相談ください。

☆金沢市市民課国民年金係 ☎220-2295

そ の 他

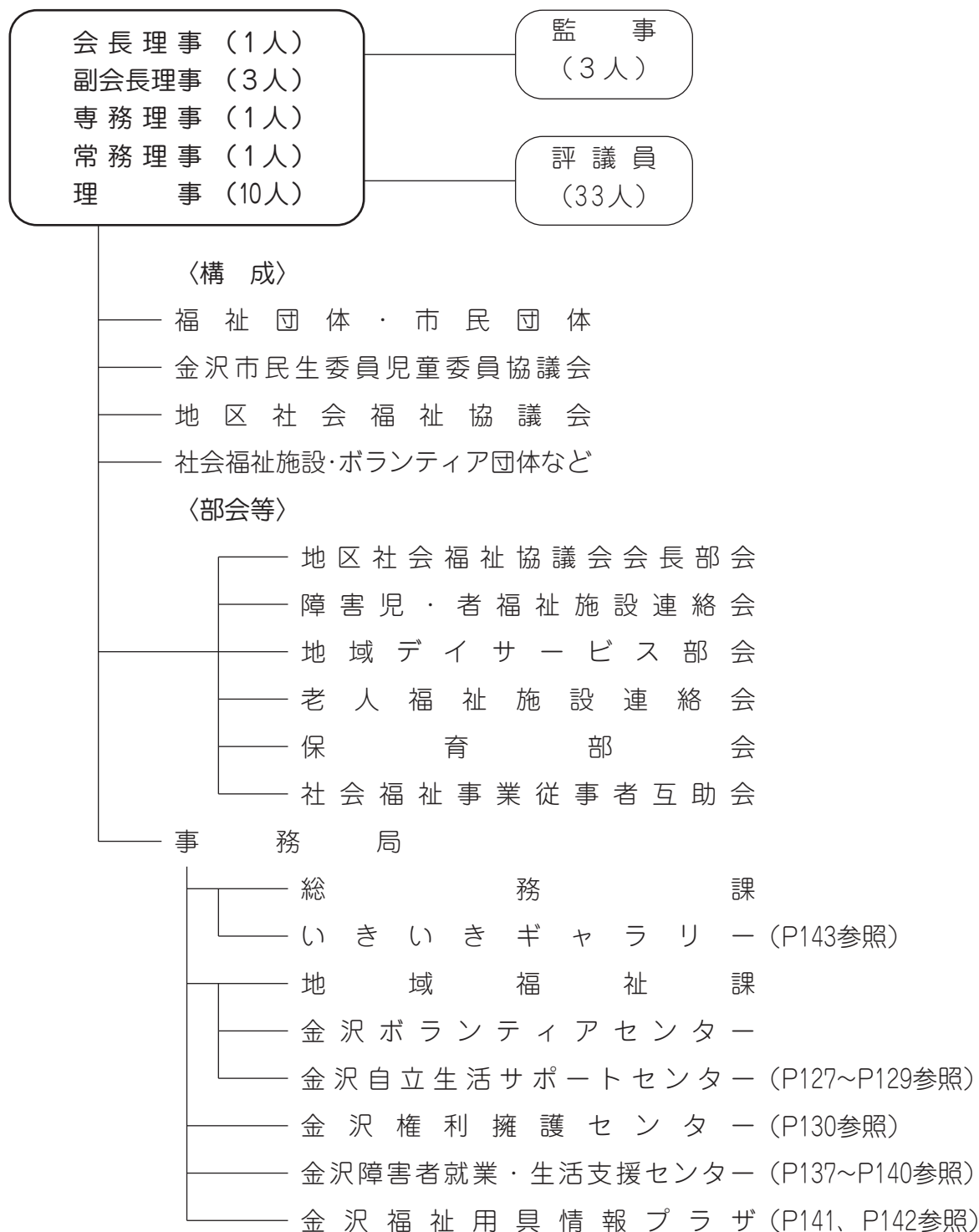
社会福祉法人金沢市社会福祉協議会組織図	118
社会福祉法人金沢市社会福祉協議会事業計画	119
金沢自立生活サポートセンター	127
金沢権利擁護センター	130
金沢障害者就業・生活支援センター	137
金沢福祉用具情報プラザ	141
いきいきギャラリー	143
生活福祉資金貸付制度	144
公益財団法人金沢市福祉サービス公社	147
社会福祉関係施設等一覧	148
地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧	158
地区別人口	160
地区別高齢者数の割合	164
福祉局・保健局	165

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

所在地：金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内

電話231-3571 FAX231-3560

組 織



平成28年度社会福祉法人金沢市社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

我が国では少子高齢化が進んでおり、加えて、人や地域の絆が弱まり、地域における見守り支援・子育て支援など市民の福祉ニーズは増加し多様化している。また、雇用・経済情勢は、明るい兆しが見えるとはいえ依然として厳しい状況が続いている。

国においては、社会福祉法人制度の改革等を進めるための社会福祉法改正に向けた検討、障害者差別解消法の施行、子どもの貧困対策の推進など、様々な制度改正や新たな取り組みが進められている。金沢市においても、それぞれの福祉計画等に基づく取り組みが進められている。

このような中で、金沢市社会福祉協議会は、平成24年度に策定した活動指針（5ヶ年計画）に基づき、地域福祉の推進を基本理念におき、市民（地区社会福祉協議会の役職員や民生委員児童委員・ボランティア・町会関係者等）の参加と協力のもと、福祉サービス提供事業者（福祉施設等）や福祉団体・専門機関・行政等と密接に連携し、社会福祉協議会の有する専門的機能や公共性の高い非営利の民間組織としての特性を活かし、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりをさらに推進する。

II. 重点目標

- 1 社会的孤立により起こる諸問題に対応するため、市民や関係機関・団体、専門職などとの連携を強化し、地域で支えあう仕組みや見守りネットワークを構築する。
- 2 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めるため、判断能力の低下した人や障害のある人、生活に困窮する人等の相談支援体制を充実する。
- 3 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため、社会福祉事業推進に関する調査研究、福祉人材の養成・確保及び質の向上に取り組む。
- 4 福祉活動への市民の参加を促進するため、ボランティアセンター機能や市民への情報発信機能を充実する。
- 5 災害時における支援体制を築くため、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練、支援関係機関・団体のネットワークづくりに取り組む。
- 6 事業の目的を達成するため、関係機関との連携強化、職員研修体制の整備、事務の効率化、財政基盤の強化に取り組み、法人の基盤及び機能の強化を図る。

III. 事業内容

（1）地域福祉の推進

① 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援

〔地区社協会長部会と連携して実施〕

ア 情報交換・課題協議

- ・地区社協会長部会役員会（毎月）
- ・地区社協会長会議（4月、7月）
- ・地区社協・民児協ブロック会議（ブロックごとに開催）
- ・地区社協事務担当者会議（5月）

イ 研修

- ・地区社協会長研修会（2月）
- ・地区社協職員研修会（2月）

ウ 活動支援

- ・市社協ブロック担当職員による相談対応・情報提供等
- ・地区社協実施事業（市民・地域福祉関係者を対象とした講座、地域サロン、子育てサロン等）実施に係る支援
- ・地区社協活動の市民への紹介・PR（ホームページ等により）

② 民生委員児童委員活動の支援

〔市民生委員児童委員協議会（市民児協）と連携して実施〕

ア 情報交換・課題協議

- ・市民児協役員会（毎月）
- ・市民児協正副会長会議（随時）
- ・市民児協総会（3回）
- ・地区民児協会長定例会（8月を除く毎月）
- ・主任児童委員連絡会理事会（4回）
- ・主任児童委員連絡会全体会議（2～3回）
- ・ブロック別地区社協・民児協会議（各ブロック1回）

イ 研修

- ・地区民児協会長研修会（1回）
- ・民生委員児童委員実務研修会（7回 ※うち、中堅民生委員児童委員研修1回、新任民生

- 委員児童委員研修4回)
 - ・主任児童委員研修会(2～3回)
 - ・ブロック別研修会(各ブロック1回)
- ウ 活動支援
 - ・市社協ブロック担当職員による相談対応・情報提供等
 - ・民生委員児童委員活動の市民への紹介・PR(街頭PR活動、ホームページ等により)
 - ・民生委員児童委員活動保険への加入
 - ・全国民生委員児童委員互助共励事業
 - ・対応困難ケースの検討
 - ・民生委員児童委員活動事例集の活用
- ③ 地域の見守り・相談・支援体制の充実
- 拡充ア 地域安心生活支えあい事業
 - ・市内10地区(新規着手8地区)において、地域住民主体の見守り・相談・支援体制を構築
 - ・地域支え合い推進マニュアルの活用
 - ・地域支え合い実務者研修会の開催
- イ まちぐるみ福祉活動推進事業
 - ・「まちぐるみ福祉活動ガイドブック」の作成、関係機関等への配布
 - ・「すこやか長寿」(パンフレット)の作成、関係機関等への配布
 - ・まちぐるみ福祉活動推進員のボランティア活動保険への加入
 - ・各地区で実施するまちぐるみ福祉活動推進員研修会への支援(講師派遣・参加)
 - ・まちぐるみ福祉活動推進員・民生委員児童委員が対応する困難ケースへの助言、ケース検討会実施の支援等
 - ・退任感謝状の贈呈
 - ・まちぐるみ福祉活動推進員の改選に向けた準備
- ウ 地域サロン
 - ・地域サロンの設置、新規開設の支援
 - ・地域サロンの調査研究
 - ・ふれあいいきいきサロン全国研究交流集会への参加
 - ・地域サロン運営担当者研修
 - ・地域サロン運営支援(巡回訪問、広報、情報提供、課題に対する助言)
- エ 子育てサロン
 - ・子育てサロンの設置、新規開設の支援
- オ 児童クラブ
 - ・児童クラブの運営(71ヶ所)
- カ 虐待防止、認知症等に関する市民への啓発・研修
 - ・金沢市や児童相談所、地域包括支援センター等の関係機関と協力した虐待防止に向けた取り組み
 - ・社会福祉士会等の専門職団体と連携した地域福祉関係者等の研修会開催
- キ 地域包括支援センターとの連携強化
 - ・地域福祉関係者とのネットワークづくりの支援
 - ・介護サービス事業者とのネットワークづくりの支援
- 拡充ク 地域福祉座談会の開催(「地域あんしん支え合い会議」から名称変更)
 - ・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協働し、住民の生活上の課題の把握及び対応策の検討を行うための地域ネットワーク会議の開催(38→54地区)
- ④ 共同募金運動の支援
 - ア 情報交換・課題協議
 - ・共同募金会地区分会事務担当者会議(5月)
 - イ 研修
 - ・共同募金会地区分会長・事務担当者研修会(9月)
 - ウ 活動支援
 - ・市社協ブロック担当職員による相談対応・情報提供等
- ⑤ 関係機関との連携強化
 - ・地域福祉推進についての情報交換や協議を行うため、市町会連合会、市公民館連合会、市校下婦人会連絡協議会、市地区社会福祉協議会会長部会、市民生委員児童委員協議会、共同募金会市支会、市老人連合会等の地域福祉推進関係団体との連携を強化する。
- (2) 判断能力の低下した人や生活に困窮する人への相談支援の充実
 - ① 金沢権利擁護センターの運営
 - ア 高齢者等の権利擁護に関する相談・支援

- ・成年後見制度の利用に関する相談・支援
- ・ひとり親家庭に対する経済的安定のための養育費相談
- イ 日常生活自立支援事業の実施
 - ・相談、連絡調整、ケース検討会の開催
 - ・生活支援員の養成及び研修
 - ・生活支援員の資質向上のための連絡会を開催
 - ・専門員の研修
- ウ 権利擁護に関する人材育成
 - ・権利擁護セミナーの開催（２回）
 - ・講師派遣（随時）
- エ 研究事業
 - ・運営委員会の開催（２回）
 - ・法人成年後見の試行
 - ・市民後見人養成に向けた調査・研究
- オ 広報啓発
- カ 関係機関との連携
 - ・職能団体との連携（成年後見制度連絡協議会、石川県高齢者・障害者虐待対応専門職チームなど）
 - ・地域包括支援センター、相談支援事業所との連携
 - ・介護支援専門員、相談支援専門員との連携
 - ・金沢市関係部局、家庭裁判所との連携
 - ・その他、日常生活自立支援事業基幹的社協連絡会など
- ② 金沢自立生活サポートセンターの運営（生活困窮者自立支援制度）
 - ア 自立相談支援事業の実施
 - ・生活困窮者の包括的な相談・支援（電話・来所・訪問）
 - ・支援計画（プラン）の作成とそれに基づくサービスの提供
 - ・支援調整会議の開催
 - イ 住居確保給付金の相談対応・申請受付
 - ウ 子どもの学習支援事業の実施
 - ・学習支援教室の開催（毎週金曜日、隔週土曜日他）
 - 中学生の学習支援と居場所づくり
 - 高校進学後の学習支援と居場所づくり
 - 子どもと保護者に対する相談・支援
 - ・学習支援ボランティア（大学生）の研修の実施
 - ・企画・運営ミーティングの開催（隔月）
 - ・交流イベントの開催
 - エ 生活困窮者自立支援連絡協議会の開催
 - ・生活困窮者支援団体・関係機関等との連携・情報交換
 - ・地域の課題及びその対応、不足する社会資源等の検討
 - オ 関係機関の会議等への出席
 - ・日本司法支援センター金沢地区地方協議会
 - ・金沢市多重債務問題対策庁内連絡会・合同研修会
 - ・刑務所出所者等福祉関係事務担当者連絡協議会 等
- ③ 生活福祉資金貸付事業
 - ア 生活福祉資金の相談対応・申請受付
 - イ 貸付調査委員会の開催（月１回）
 - ウ 臨時特例つなぎ資金（住居を喪失した失業者世帯の自立支援）
 - エ 研修会等への講師派遣
- ④ 生活つなぎ資金貸付事務
 - ア 貸付業務（随時）
- ⑤ 多重債務の未然防止や生活保護に至らないための相談活動
- ⑥ 認知症のひとと家族の会石川県支部、裁判所職員OB会等と連携した相談活動
 - ア 認知症に関する介護相談（月曜日（年末年始、祝祭日を除く））
 - イ 民事・家事に関する法律相談（金曜日（年末年始、祝祭日を除く））
 - ウ 福祉なんでも相談（火・水・木曜日（年末年始、祝祭日を除く））
- ⑦ 社会福祉士会等専門職団体と連携した住居喪失者等支援活動
 - 住居喪失や失業等による生活困窮者が生活している場に出向いての相談対応や資金貸付等による支援を、専門職団体が行う活動（見守り、安否確認、食糧・支援物資の提供等）と連携して実施

(3) 障がいのある人の地域生活及び就労支援の推進

① 金沢障害者就業・生活支援センター／障害者雇用定着促進事業

ア 相談・支援の充実

- ・就職に向けた相談支援、準備支援（職場実習または職業準備訓練の斡旋等）
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援（職場訪問による適応状況の把握等）
- ・障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ジョブコーチ支援
- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言

イ 在職者の交流活動事業の実施（スッキリ会6回、ワイワイ会4回）

ウ 就職活動支援セミナーの開催（9月）

エ 関係機関との連携

- ・就労支援連絡会議の開催（2回）
- ・特別支援学校生徒への支援
- ・関連会議への出席（金沢市障害者自立支援協議会、石川県高次脳機能障害支援関係者連絡会、石川県発達障害者支援体制推進会議など）
- ・講師派遣

② 金沢福祉用具情報プラザ

ア 展示事業

- ・最新の福祉用具と住宅改修モデルの展示（常時）
- ・展示福祉用具選定部会の開催（11月）
- ・新規追加福祉用具の特設展示（1月）

イ 相談事業

- ・福祉用具、住宅改修、介護、福祉制度に関する相談
- ・衣服リフォーム相談（リフォームボランティアとの連携）
- ・訪問相談
- ・適切な福祉用具入手・選定のための福祉用具貸出
- ・相談員としての質の向上を図るため、職員研修の実施および積極的な外部研修への参加

ウ 情報事業

- ・プラザ機能を広く知らせるためのホームページ、広報誌による情報発信
- ・福祉用具開発のための展示福祉用具試用貸出状況データの情報発信
- ・福祉に関する図書の貸出

エ 学習事業

- ・介護・医療従事者対象の研修会の開催（10回）
- ・介護技術職場定着モデル研修会（9月～2月）
- ・住宅改修基礎講習（全2回）
- ・福祉用具専門相談員指定講習会の開催（1回）

オ 市民交流事業

- ・市民が集えるイベントの開催（6月）
- ・市民の関心を集めるための催事展示（随時）
- ・市民対象の福祉関連教室の開催
- ・地域の福祉活動支援としての体験学習器具の貸出と職員派遣

③ 介護保険住宅改修適正化事業

介護保険制度における住宅改修の適正化を図るため、金沢福祉用具情報プラザの専門職（作業療法士等）が、住宅改修の申請をした被保険者（利用者）宅に訪問し、現地確認やアドバイスをを行う。

ア 利用者の身体状況に即した改修内容の確認

イ 改修内容の改善アドバイス

④ 地域活動支援センター

ア 各種教室の実施

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ・機能訓練（月4回） | ・介護訓練（月4回） | ・料理教室（月1回） |
| ・書道教室（月2回） | ・絵手紙教室（月1回） | ・手芸教室（月2回） |
| ・陶芸教室（月2回） | ・生花教室（月2回） | |

イ 広報活動

- ・作品展の実施（1回）
- ・体験教室の実施（1回）

ウ 情報交換、連絡調整

- ・講師等連絡会の開催（1回）

- ⑤ いきいきギャラリーの運営
 - ア 高齢者・障害のある方の手作り品の展示・販売
 - イ 市民教室の実施（１回）
 - ウ 研修室・展示室の貸出
 - エ アンテナショップ（金沢福祉用具情報プラザ内）の管理・運営
- ⑥ 金沢メルシーキャブサービス（車いす使用者の送迎サービス）
 - ア 利用会員への対応
 - ・予約の受付及び利用に関する相談（随時）
 - イ 運転協力会員（ボランティア）への対応
 - ・ボランティア活動のコーディネート（随時）
 - ・新規運転協力会員への講習（随時）
 - ウ 広報
 - ・新規利用会員及び運転協力会員募集の広報

（４）福祉人材の養成・確保及び福祉サービスの質の向上

- ① 介護サービス事業者連絡会
 - 〔金沢市と連携して実施〕
 - ア 事業者相互の情報交換・課題協議
 - ・理事会（１回）
 - ・総会（１回）
 - ・部会会議（随時）
 - ・正副部会長会議（随時）
 - イ 研修
 - ・全体研修会（１回）
 - ・部会別研修会（随時）
 - ウ 調査研究
 - ・介護保険制度改正に向けた検討、調査・研究
 - ・事業所情報一覧の作成、アンケート調査等
 - エ 情報の提供
 - ・行政情報の提供（随時）
 - ・介護支援専門員および各事業者等への事業者情報の提供
 - オ 関係機関との連携
 - ・金沢市医師会、金沢市歯科医師会、金沢市薬剤師会等の関係機関との連携強化
- ② 介護職員人材定着促進事業
 - ア 介護職員の相談・交流の場の設置
 - ・ケアワーカーカフェの実施（会場：金沢市松ヶ枝福祉館、年36回）
 - ・出張ケアワーカーカフェの実施（会場：市内公民館、地域密着型介護老人福祉施設等12回）
 - イ 介護人材の定着に関する電話相談
 - ウ 介護人材の定着に関する専門相談（専門相談員：弁護士、社会保険労務士、臨床心理士）
 - エ SNSのコミュニティ機能の活用による広報活動
 - 新オ ケアワーカーカフェプラス「アンガーマネジメント（怒りの感情コントロール）」などについての講演会
- ③ 社会福祉事業従事者互助会の運営
 - ア 退職手当金の支給
 - イ 貸付（貸付要件の緩和）
 - ウ 理事会（２回）、代議員会（２回）の開催
 - エ 法改正、制度改正についての調査及び研究
 - オ 資産運用
- ④ 福祉サービス第三者評価事業
 - ア 保育所（園）、認定こども園等の第三者評価の実施
 - イ 介護サービス情報の公表に係る訪問調査の実施
 - ウ 保育所（園）及び認定こども園利用者調査の実施
- ⑤ 介護相談員派遣事業
 - ア 介護相談員の養成（新規養成 ５名）
 - イ 介護相談員の派遣（特養、老健、療養型、認知症高齢者グループホーム）
 - ウ 受入事業所への事務局職員の訪問（随時）
 - エ 介護相談員連絡会・受入事業所との意見交換会の開催（６回。内１回は受入事業所との意見交換会）
 - オ 研修

- ・介護相談員研修会の実施（２回）
- ・介護相談員現任研修への参加（２名）
- カ 調査・研究、広報
 - ・介護相談員派遣等事業実態調査への協力
 - ・広報（受入事業所掲示用ポスターの作成）
 - ・活動状況報告書の作成（毎月）
- ⑥ 専門部会（保育部会、老人福祉施設連絡会、地域デイサービス部会、障害児・者福祉施設連絡会）及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体と協力しての研修の実施
- ⑦ 実習の受け入れ
 - 社会福祉士養成課程「相談援助実習」等の受け入れ

（５）ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンター機能の充実
 - ア 相談と調整
 - ・ボランティアに関する相談
 - ・演芸ボランティアの登録および斡旋
 - イ 活動支援
 - ・金沢市福祉奉仕活動育成事業（６月助成）
 - ・ボランティア活動保険掛金助成（50円）
 - ・ボランティア行事用保険の受付
 - ・使用済み切手の収集
 - ウ ネットワークづくり
 - ・金沢市福祉ボランティア連絡協議会理事会・研修会の開催（年４回）
 - エ 学習／研修
 - ・地域で活動するボランティアを育成するために「地域福祉ボランティア養成講座」を開催
 - ・ボランティア講座等への職員派遣
 - ・ボランティア活動へのきっかけづくりとしての「ボランティア入門講座」の開催
 - オ 石川県社会福祉協議会 ボランティアセンターとの連携
 - ・ジュニアボランティア体験事業への協力
 - ・児童・生徒のボランティア活動普及事業への協力
 - ・保険掛金助成への協力（活動保険200円、行事用保険20円）
- ② 金沢災害ボランティアセンターの体制整備
 - ア 金沢災害ボランティアセンター
 - ・「設置・運営マニュアル（水害編／地震編）」の定期的な見直し
 - ・災害ボランティアセンターの運営に係る団体とのネットワーク会議の開催
 - 拡充 ・災害ボランティアセンター現地支部運営に関する研修等の実施（市民防災訓練との合同実施）
 - ・災害ボランティアセンターの立ち上げに必要な資機材等の確保及び管理
 - ・地区社協・地区民児協等への災害ボランティアセンターの周知
 - イ 発災時の初動対応
 - ・「初動対応マニュアル」の策定及び見直し
 - ・発災時に必要な資機材、備蓄食料等の確保及び管理
 - ・初動対応マニュアルに基づく定期的な初動訓練（職員参集、避難訓練等）の実施
- ③ 市民への情報発信の充実
 - ・「かなざわボランティア情報」の発行（６回）
 - ・ボランティアセンターのホームページによるボランティア情報の提供
 - ・メールマガジンによるボランティア情報の提供、ボランティアセンターホームページへの誘導（毎週第３木曜日発行）

（６）広報啓発の促進

- 拡充① ホームページ
- ・法人のホームページをよりわかりやすい内容に改定し、市民への情報発信機能の強化を図る。
- ② 情報誌
- ・金沢市社協情報（かなざわボランティア情報）の発行（６回）
- ③ 金沢市社会福祉大会、福祉のつどい、障害者ふれあいコンサートの開催
- ア 第62回金沢市社会福祉大会の開催
- ・社会福祉事業関係者表彰
 - ・日時 ９月４日（日）
 - ・場所 金沢市文化ホール

イ 福祉のつどい2016金沢・ふれあいコンサートの開催

・日時 9月4日(日)

・場所 金沢市松ヶ枝福祉館、松ヶ枝緑地

④ 人権・同和問題研修会

ア 人権・同和問題に関する研修会の開催

イ 関係機関が実施する人権・同和問題に関する研修会への参加

改⑤ こどもすくすくランド

・未就園児の保護者に、金沢市内の保育所及び認定こども園の活動や、子どもの生活の様子
の紹介、様々な子育て支援の取り組みについて周知する場を設ける。(会場：石川県産業展
示館から金沢市民芸術村に変更する。)

(7) 金沢市松ヶ枝福祉館・金沢福祉用具情報プラザの管理運営(指定管理事業)

① 金沢市松ヶ枝福祉館の管理運営

ア 自主的活動の支援

・市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体の活動を支援するため、
会議室の貸し出しを行う。

イ 管理運営

・市民が安心して利用できるよう、また、効率的に運営できるよう会館の管理運営を行う。
・利用者の満足度を高め一層の利用促進につなげるため、年1回利用者アンケートを行う。

ウ 相談窓口の設置

・福祉なんでも相談、ボランティアセンターなど、相談窓口を館内に設置し、市民からの福
祉に関する悩みや相談ごとの解決に努める。

② 金沢福祉用具情報プラザの管理運営

ア 自主的活動の支援

・市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体の活動を支援するため、
会議室の貸し出しを行う。

イ 管理運営

・市民が安心して利用できるよう、また、効率的に運営できるよう会館の管理運営を行う。
・利用者の満足度を高め一層の利用促進につなげるため、年1回利用者アンケートを行う。

(8) 法人の基盤及び機能の強化

臨① 活動指針の見直し

平成24年度に策定した活動指針(5ヶ年計画)の評価・見直しを行い、重点事業の明確化等を図
る。

② 専門部会(保育部会、老人福祉施設連絡会、地域デイサービス部会、障害児・者福祉施設連絡会)
及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体における調査研究

ア 保育部会

・理事会(月1回)、総会(2回)
・理事長・所長研修会(4回)
・こどもすくすくランド(1回)
・専門委員会による調査、研究
・子ども・子育て支援制度等に関する調査・研究

イ 金沢市障害児・者福祉施設連絡会

・連絡会議(2回)、幹事会(2回)の開催
・職員研修会(虐待防止の取り組みなど)
・グラウンドゴルフ大会の開催
・障害のある人の作品展の開催
・レクリエーションボッチャ大会の開催

ウ 老人福祉施設連絡会

・役員会(1回)、総会(1回)の開催
・施設長等研修会(1回)、職員研修会(1回)の開催
・施設職員の自主研修費の助成

エ 地域デイサービス部会

・正副会長会議(1回)、部会会議(2回)の開催
・職員研修検討会(1回)の開催
・全体研修会(1回)、職員研修会(1回)の開催
・職場訪問研修の実施
・デイサービス事業の実態調査
・利用者作品展の開催

- ・先進地視察研修の実施
- ③ 職員の研修体制等の充実
 - ア 職員の資格取得支援
 - ・社会福祉士、介護福祉士等国家資格取得に係る費用の一部助成
 - ・社会福祉士、介護福祉士等国家資格取得に係るスクーリング期間の職務専念義務の免除
 - イ 職員研修体制のあり方を検討
- 新ウ** 職員への社会貢献活動への参加の支援
- ④ 将来を見据えた財政基盤の強化
 - 公用車、電子計算機等の固定資産を計画的に導入・更新し、業務の効率化及び安定化を図るため、積立金を設ける。また、会費制度の見直しを行い、財政基盤を強化する。
- ⑤ 公認会計士による外部検査
 - 法人運営の透明性を高めるため、公認会計士による外部検査を実施する。

金沢自立生活サポートセンターの概要

1. 目 的

生活困窮者の自立に向け、生活困窮者自立支援法に基づき、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、就労その他の支援を実施する。

2. 実施主体

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（金沢市委託事業）

3. 事業の対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

- （例）・仕事がなかなか見つからないため生活が苦しい
 ・就職しても長続きしないため生活が苦しい
 ・借金の返済が多く、今の仕事（収入）だけでは生活が苦しい
 ・家賃や公共料金（電気、ガス、水道代など）を滞納している
 ・失業等により住む場所がなくなった
 ・長い間就労していない、引きこもりやニートで悩んでいる など

4. 事業内容

- （1）自立相談支援事業の実施（生活の安定・自立に向けた相談支援）
- （2）住居確保給付金の相談・申請受付（失業した方等への家賃相当額の支給）
- （3）子どもの学習支援事業の実施（中学生の学習支援と居場所の提供）
- （4）生活困窮者自立支援連絡協議会（生活困窮者の包括的な相談支援体制の充実など）

5. 相談（利用）方法

電話や窓口（来所）での相談のほか、ご自宅等を訪問することも可能です。

※相談は無料です。

※ご本人だけでなく、ご家族やお知り合いの方からのご相談もお受けしています。

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
金沢自立生活サポートセンター

電話：076-231-3720 FAX：076-231-3560 E-mail：support@kana-syakyo.jp

金沢市高岡町7-25 松ヶ枝福祉館2階

【開設時間】 月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始は除く）

午前9時～午後5時45分まで

生活困窮者自立支援制度 あなたの生活をサポートします。

自立相談支援事業(生活の安定・自立に向けた相談支援)

- 失業などによって経済的な問題で生活に困っている。
- 働いた経験が少なく、就職に向けて不安がある。
- 引きこもりやニートで悩んでいる。
- 相談したいが、どこに行けばいいのかわからない・・・。

そんな時はお気軽にご相談ください

専門のスタッフ(相談支援員、就労支援員)が支援します。

相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

あなただけの支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

STEP 1

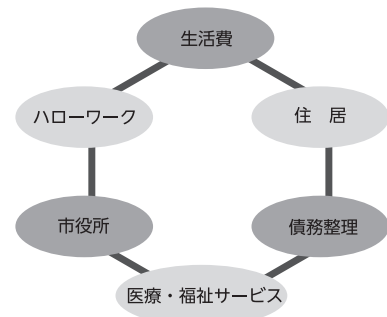
不安や悩み・課題を整理します

- 仕事や生活の困りごと、不安などについて、丁寧にお聞きします。
- 生活状況と課題を整理・分析し、「自立」に向けて支援を行います。

STEP 2

支援プランを作成します

- 希望や思いをお聞きしながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、これからの計画(支援プラン)を一緒に作ります。
- 様々な機関などと連携し、課題の解決に向けて必要なサービスの調整、利用手続き等のサポートを行います。



STEP 3

安定した生活に向けて目標に取り組みます

- 作成した支援プランに基づいて、各種サービスが提供されます。
- 支援プランを確認しながら、就労や生活の安定・自立に向けて一緒に目標に取り組みます。
- 支援終了後も、安定した生活が維持できるよう、一定期間、支援員によるフォローアップを行います。

しごと・住まい・子どもの学習等のサポート

本人の状況に応じた支援

生活困窮者自立支援法の各事業

住居確保給付金の支給（失業した方等への家賃相当額の支給）

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



※離職後2年以内で一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。
※家賃相当額については上限があります。

就労準備支援事業（就労・自立に向けた準備など）

「生活リズムが崩れている」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」等で、直ちに就労が困難な方に生活習慣やコミュニケーションの訓練、就労体験等のプログラムを6か月から1年実施します。一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象となります。
（金沢市が事業所に委託して実施）

子どもの学習支援事業（中学生等の学習支援と居場所の提供）

中学生を対象に高校進学に向けた学習の支援などを行う「学習支援教室」を開催します。教室では大学生のボランティアがそれぞれの子どもに合わせた勉強を教えます。



高校進学等に向け、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

その他の支援

生活福祉資金貸付制度（総合支援資金・緊急小口資金・教育支援資金等）

失業や病気等による一時的に必要な生活費や高校・大学等の教育費等の貸付け。

※資金種類等に応じて貸付条件が異なります。

その他、関係機関と連携した支援等

医療・福祉サービス、ハローワーク、法テラス・弁護士・司法書士、行政などの専門機関などと連携しながら、必要なサービスの調整・利用手続等のサポートを行います。

金沢権利擁護センターの概要 (高齢者等権利擁護窓口)

1. 目 的

認知症や知的障害・精神障害などで、判断能力が十分ではない方が安心して暮らせるよう支援を行うとともに、ひとり親家庭の養育費相談を行う。

2. 実施主体

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

※本事業は、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会が金沢市より「高齢者等権利擁護窓口設置事業」の委託を受けて実施する。ただし日常生活自立支援事業については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会より委託を受けて実施する。

※日常生活自立支援事業についてはP131～P136を参照。

3. 事業の内容

- (1) 高齢者等の成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援
- (2) 権利擁護に関する人材育成
- (3) 広報
- (4) ひとり親家庭に対する経済的安定のための養育費相談

4. 事業の対象地域

金沢市とする

5. 事業の対象者

- (1) 対象者は次のすべてに該当する者とする。
 - ① 金沢市内に居住する者
 - ② 高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な者
- (2) その他市社協が必要と認める者

6. 利用料

無料

日常生活自立支援事業

福祉サービスは、自らの意思と責任で、必要なサービスを選び、サービス事業者と対等な関係で契約を結ぶことが基本です。

しかし、自分の判断能力に不安がある方は、たとえばどんな福祉サービスがあるのか、どうすれば福祉サービスを利用できるのか、さまざまな場面で判断に迷い、適切なサービスを利用できない場合があります。

また、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、訪問販売による過剰な物品の購入などのトラブルに巻き込まれる場合も想定されます。

日常生活自立支援事業は、利用者の自己決定を尊重し、福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理を社会福祉協議会が援助することで、誰もが地域で「あんしん」して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

☆こんな事でお困りの方を応援します☆

ご自分の判断能力に不安があるために、福祉サービスの利用の仕方がわからなかったり、預貯金の出し入れなどにお困りの方を対象としています。

(たとえば高齢者・知的障害者・精神障害者などで判断能力が十分でない方です。)

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします

【サービスの内容】

- ①福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします

【サービスの内容】

- ① 年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いにともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続きおよび預貯金通帳・金融機関届出印の保管

書類等の預かりサービス

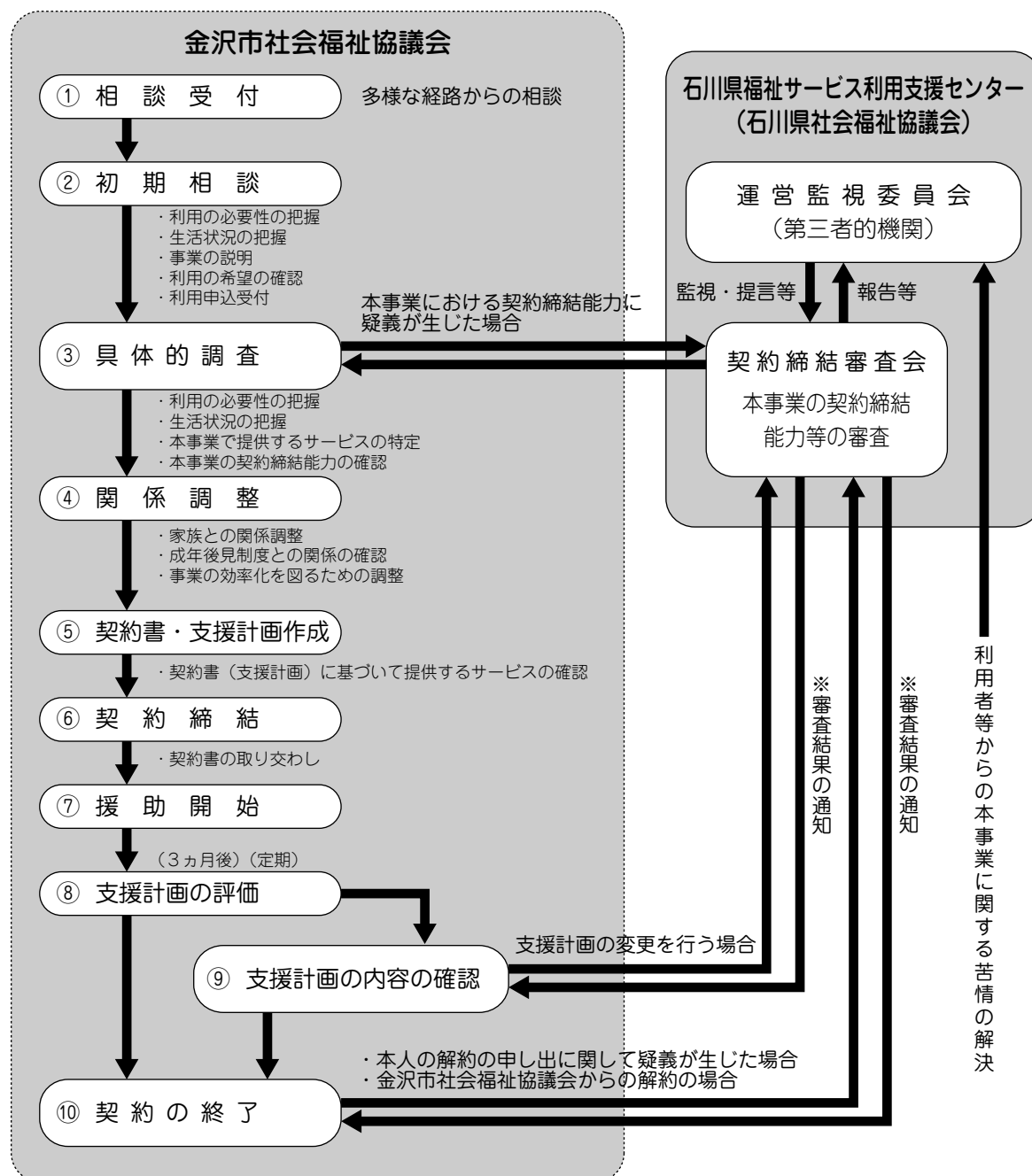
大切な書類等を紛失・盗難や災害から守ります

【サービスの内容】

書類等の保管（例）

- ・ 年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印
- ・ その他、市社協が適当と認めた書類（カードを含む）

日常生活自立支援事業における援助の流れ



- ◆契約に至るまでの相談等は無料です。
- ◆契約に基づくサービスを利用するときの費用は、利用者に負担していただきます。
- 但し、生活保護を受けている方は、公費補助により無料です。
- ◆問い合わせ先 金沢市社会福祉協議会
電話 076-231-3571 FAX 076-231-3560
076-231-3521 (直通)

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業実施要綱

1. 目 的

この要綱は、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が、日常生活自立支援事業（以下、「事業」という。）を金沢市において実施するにあたり、適正かつ効率的な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の趣旨

市社協は、判断能力が不十分な者の福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス等を行い、「あんしん」して生活を送れるよう本人の権利を擁護する。

3. 事業の受託

本事業は、市社協が社会福祉法人石川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）より福祉サービス利用支援事業の委託を受けて実施する。

4. 事業の内容

- (1) 本事業の利用等に関する相談
- (2) 福祉サービスの利用援助
 - ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
 - ② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
 - ③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- (3) 日常的金銭管理サービス
 - ① 年金および福祉手当の受領に必要な手続き
 - ② 医療費を支払う手続き
 - ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
 - ④ 日用品等の代金を支払う手続き
 - ⑤ ①～④の支払いにともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続きおよび預貯金通帳・金融機関届出印の保管
 - ⑥ 施設や病院が行っている金銭管理に対する見守り
- (4) 書類等の預かりサービス（保管できる書類）
 - ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、市社協が適当と認めた書類（カードを含む）

5. 事業の対象地域

金沢市とする。

6. 事業の対象者

- (1) 対象者は次の全てに該当する方とする。
 - ① 前条における事業の対象地域に居住する方
 - ② 高齢者、知的・精神障害のある方などで判断能力が不十分な方
 - ③ 福祉サービス利用援助契約の締結時に意思の確認ができる方
 - ④ 身近な親族等から援助を受けることが困難な方
- (2) その他市社協が必要と認める者。

7. 利用の方法

- (1) 利用を希望する者は、サービス利用申込書により市社協に申込をするものとする。
- (2) 市社協は前項の申込があった場合に、申込者の意思を十分に尊重し、希望する援助の内容、認知症・障害の程度や内容、判断能力の程度、生活状況・経済状況等を調査し把握するとともに、「契約締結判定ガイドライン」に基づき、事業の対象者の要件に該当するかどうかについて判断を行うものとする。
- (3) 前項の判断にあたり疑義が生じた場合には、県社協が設置する契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- (4) 事業の対象者の要件に該当しない場合は、申込者にその旨を通知するものとする。

8. 支援計画の策定

- (1) 市社協は、申込者が対象者の要件に該当する場合、（以下、「利用者」という。）には本人の意向を確認し、援助の内容や援助の実施頻度等を記入した支援計画を作成するものとする。
- (2) 支援計画の援助内容は次のものを基本とする。
 - ① 福祉サービスについての情報提供、助言
 - ② 福祉サービスの手続き援助
 - ③ 福祉サービスの利用料の支払い
 - ④ 苦情解決制度の利用援助
- (3) 前項の援助に付随し、必要に応じて日常的金銭管理サービスと書類等の預かりサービスを行うことができるものとする。
- (4) 支援計画は、利用者の状況に合わせて定期的に見直しを行うものとする。

9. 契約の締結

- (1) 市社協は、作成した支援計画が契約に定めた援助の具体的な計画となることを明らかにしたうえで、利用者にその内容を十分に説明し、理解を得た上で、福祉サービス利用援助契約を締結する。
- (2) 前項の契約は、利用者、市社協、県社協の三者で締結する。
- (3) 支援計画による援助のうち、法律行為に係る代理権を授与されて援助を行う場合は、契約内容に代理権の範囲を明確にするものとする。
- (4) 支援計画の見直しにより、契約の更新をする際、事業の対象者の要件について疑義が生じた場合、県社協の設置する契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。

10. サービスの提供

- (1) 利用者へのサービスは福祉サービス利用援助契約の一部である「支援計画」により提供する。
- (2) 利用者は、いつでも市社協に対し支援計画の内容について変更を求めることができる。
- (3) 利用者の意思を確かめることができない場合、市社協は利用者の生活にふさわしい援助方法について検討する。

11. 利用料

- (1) 契約に至るまでの相談等については無料とする。
- (2) 契約に基づくサービスの利用料は、別表に定めるものとする。
- (3) 1世帯で2名以上の利用者がある場合でも、利用料は1名分とする。
- (4) 生活保護受給世帯は無料とする。
- (5) 利用料は、次のとおり市社協に支払うものとする。なお、支払い方法については、福祉サービス利用援助契約書に別途定めるものとする。
 - ① 福祉サービスの利用援助および日常的金銭管理サービスにかかる利用料については、利用した日の属する月の翌月に支払う。
 - ② 書類等の預かりサービスにかかる利用料については、当該年度分をまとめて支払う。

12. 契約の終了

(1) 市社協は、利用者が次のいずれかに該当する場合、契約を終了することができる。

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 利用者が契約の解除を申し出たとき

(2) 市社協は、利用者が次のいずれかに該当する場合、県社協の同意を得て契約を終了することができる。

- ① 利用者が判断能力を喪失したとき
- ② 利用者が事業の対象地域以外に転出したとき
- ③ その他市社協が必要と認める場合

13. 苦情の申立

利用者は、事業に対する苦情を県社協が設置する運営監視委員会へ直接申立てることができる。

14. 個人情報の保護

市社協は、利用者の個人情報の保護について細心の注意を払い事業を実施しなければならない。

15. 初期相談体制の確保

市社協は、サービスを必要とする本人をはじめ、家族・民生委員児童委員・地域包括支援センター・相談支援事業所・行政機関等からの連絡によるものを含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保する。

16. 補 償

不測の事故等による補償については、市社協が加入した保険の補償の範囲内とする。

17. そ の 他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

サービス内容	利 用 料 金
福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス	1 時間 1,350円 1 時間を越える場合は30分毎に325円を加算 ※生活保護受給世帯は無料です
書類等の預かりサービス	月額250円

金沢障害者就業・生活支援センター事業の概要

1. 目 的

金沢障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、就業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

※障害者就業・生活支援センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく事業で、石川労働局と石川県の委託により、金沢市社会福祉協議会が実施するものです。

3. 事業の対象者

- ① 就職するため、また、継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な障害者
- ② 一旦就職したものの、職場不適応を起こし離職、若しくは休職するおそれがある障害者、又は職場不適応により離職した、若しくは休職している者など、職場定着のために継続的な支援が必要な障害者

4. 事業内容

- イ 障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行うこと。
- ロ 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。
- ハ 障害者に対して地域障害者職業センター、又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんすること。
- ニ 障害者雇用に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- ホ 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、特別支援学校、当事者団体等の関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図ること。

金沢障害者就業・生活支援センター

■ご本人へ

相談

働くことについて、悩みや不安がある人のご相談をお受けしています。
相談内容に応じて、職業相談・情報提供等を行います。

登録・就業支援計画の相談

継続的なサポートが必要な方で当センターの利用を希望される方は、利用登録を行います。
働くことについての希望や、どんな支援があったらよいかなど、一人ひとりにあった今後の取り組みについて一緒に考えて提案します。

仕事を探している方

働くための準備の支援

例

- 職業相談(仕事内容、履歴書の書き方、面接練習等)
- 職業センター利用(職業評価、職業準備訓練等)のあっせん
- 基礎訓練や体験職場実習の実施
- 就労移行支援事業所等のあっせん等



仕事探し・実習

- 就職を目指した実習先や就職先をハローワークと協力して探します。
- 必要に応じ、面接や実習に同行します。
(障がい特性やサポート体制の説明等を行います)



就職

- 職場での悩みや不安について、ご相談をお受けします。
(定期的な職場訪問、ジョブコーチ支援の利用等)
- 企業と本人双方の立場にたって相談を行います。



フォローアップ

- 就職後も継続して働けるようにご相談をお受けします。
- 必要に応じて、センターでの面談、職場訪問等を行います。



では

障がいのある人の就職や職場定着のため、関係機関と協力して、
就業及び日常生活の相談支援を行っています。

【対象地域】金沢市・野々市市・白山市・かほく市・津幡町・内灘町

■企業の方へ

障がいのある人を雇用している・雇用を考えている企業の方
からのご相談をお受けしています。

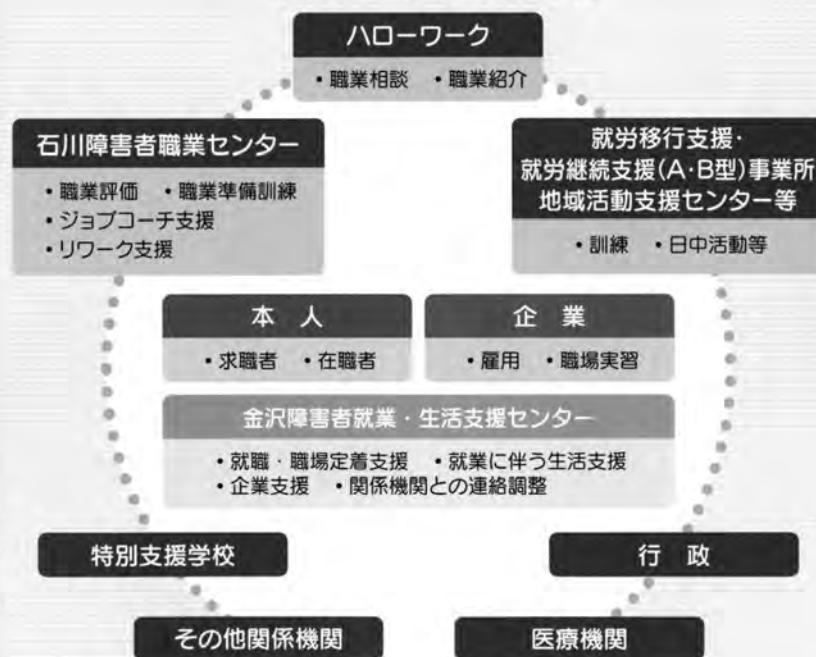
- 障がいのある人の雇用を考えているが経験がない
- どんな仕事ができるのだろうか？
- どのような配慮が必要？
- 障がいのある人が働いているが困っていることがある

障がいのある人の
実習、雇用、職場定着に向けて
サポートします。



就業・生活支援センター

地域の関係機関と連携しながら
サポートします。



他機関の紹介

働いている方

- 仕事をつづけるために、必要なアドバイスやサービス等を行います。(定期的な職場訪問、ジョブコーチ支援の利用等)
- 企業と本人双方の立場にたって相談を行います。



生活相談

継続して働くことができるように、日常生活の悩みや不安などについて、相談・アドバイスをを行います。



..... ご利用にあたってのお願い

はじめてご相談いただく場合は、まずは電話でご連絡ください。

当センターへ利用登録される場合は、障害者手帳または、医師の診断書が必要です。

※当センターの利用は無料です。利用に伴う経費(交通費・昼食代など)、他機関での手続きにかかる費用は自己負担となります。

※プライバシーは守ります。



(正面入口)



(北陸鉄道バス南町または武蔵ヶ辻バス停より徒歩5分)

社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

金沢障害者就業・生活支援センター

〒920-0864 石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館2階

TEL 076-231-0800 FAX 076-231-0801

〈相談日・時間〉

月曜日から金曜日 9:00~17:30

土・日・祝日および年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

〈支所〉 金沢福祉用具情報プラザ 〒920-0853 石川県金沢市本町1-10-1 ルキーナ金沢1・2階

TEL 076-234-9900 FAX 076-234-2300

— 見て・ふれて・体験できる — 金沢福祉用具情報プラザ

金沢福祉用具情報プラザは、身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を行なっています。

〈運営〉社会福祉法人金沢市社会福祉協議会



福祉用具と住宅改修モデルの展示

最新福祉用具や住宅改修モデルを展示しています。展示品は、すべてふれて体験（試用）できます。職場や学校での研修にもご利用ください。

情報提供・イベント開催など

福祉情報の提供、イベントの開催の他、福祉・介護関係・住宅改修等を目的とした活動を支援します。

専 門 相 談

●福祉用具・住宅改修相談

専門職員が福祉用具や住宅改修などの相談を受けます。訪問相談も行います。

●自助具相談

普段使っている日用品などを使いやすくする工夫をお手伝いします。

●車いす相談

車いすの選定・適合等の相談を受けます。

●おむつ相談

排泄の困りごとに対して、おむつを含む排泄用具の相談に応じます。試供品もあります

研修会の開催

専門職や一般の方を対象とした、福祉用具や住宅改修などの研修会を開催します。

主な展示品（約1,300点）



【歩行・移動用品】

車いす・車いす用クッション・スロープ・歩行車・歩行器・シルバーカー・杖など



【入浴用品】

シャワーチェア・浴槽台・バスグリップ・シャワーキャリー・滑り止めマットなど



【衣類・靴】

肌着・パジャマ・靴下・靴など



【ベッド用品】

電動ベッド・マットレス・体位変換クッション・移乗用リフトなど



【トイレ用品】

ポータブルトイレ・補高便座・手すり・失禁パンツ・おむつ・尿器など



【食事・調理用品】

食事補助具（食器・はし・スプーン）、エプロン、調理器など

【日用品・コミュニケーション用品】

視覚・聴覚に障害のある方の便利品（電話機・拡大読書機・振動式時計など）や手が不自由な方のコミュニケーション用具、ワイヤレスコールなど

【住宅改修関連用品】

上がりかまち用手すり・敷台・段差解消機・階段昇降機など

金沢福祉用具情報プラザ

TEL 076-234-9900

FAX 076-234-2300

〒920-0853 金沢市本町1丁目10番1号

ルキーナ金沢1・2階

■ホームページ

<http://www.spacelan.ne.jp/~yogu-plaza>

■メールアドレス

yogu-plaza@spacelan.ne.jp

館内のご紹介

◆住宅改修モデル

バリアフリー改修モデルです。体験しながらご覧いただけます。

◆研修室（定員40名程度）・会議室（定員5名程度）

研修会などにご利用いただけます。

◆図書コーナー

福祉用具・住宅改修等の図書をご覧いただけます。無料で貸出も行います。

◆いきいきギャラリー プラザ店

障害のある方や高齢者の手作り品（お菓子・手工芸品など）を販売しています。

交通のご案内

●JR金沢駅東口より徒歩約4分

●北鉄バスリファール前バス停より徒歩2分

●ふらっとバス（此花ルート）別院通り口バス停より徒歩1分

※車でご来館の方は武蔵地下駐車場等（有料）をご利用ください。

※車いす利用等の方はプラザの専用駐車場をご利用ください。



開館時間／午前10時から午後7時

休館日／火曜日・年末年始（12月29日～1月3日）火曜日が祝祭日の場合は翌日が休館日となります。

いきいきギャラリー

障害のある方や高齢者の手作り品を販売しています。

ここでの売上げは、福祉施設で働く人の工賃や団体の運営費などに役立てられています。



●お菓子・手芸品の販売（1階）

障害のある方や高齢者の手作り品を販売しています。

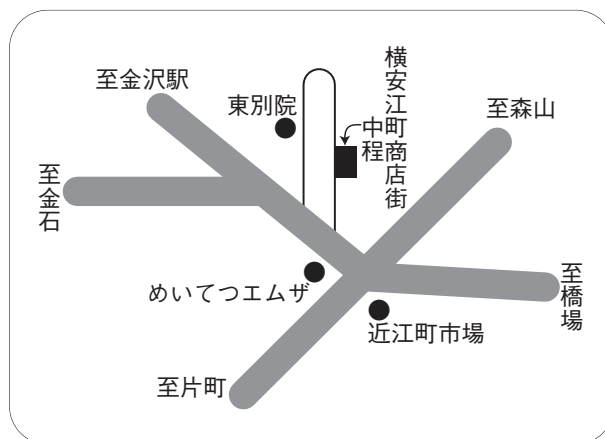
季節の商品など豊富な品揃えで、みなさまのご来店をお待ちしております。



●ギャラリー・研修室の貸し出し（2階）

ギャラリーには、大きな机と作品展示棚があり、多目的なスペースになります。

研修室は会議など25名ほど利用できるスペースになっています。（無料）



【連絡先】 運 営 ： 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

住 所 ： 金沢市安江町 3-16

電 話 ： 076-221-2307（F A X 兼）

営業時間 ： 午前10時～午後6時

定休日：第1・第3・第5火曜日、第2・第4日曜日

生活福祉資金貸付制度

貸付対象

- (1) 他から借入が困難な収入の少ない世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯
- (3) 日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯

※世帯ごとに所得制限があります。

注意事項

- (1) 他の借入の返済に充当するための貸付はできません。
- (2) 他の公的貸付制度や公的給付を受けられる場合は、他制度を優先して利用していただきます。
- (3) すでに支払い済みの経費や、発注・契約済みの経費は貸付対象となりません。
- (4) 返済は、元利均等の月賦償還となります。据置期間終了後、償還計画に基づき返済していただきます。償還期間を過ぎると、延滞利子がかかります（年利10.75%。最終償還期限日の翌日より日割り）
- (5) 借り入れから償還終了まで、社会福祉協議会および民生委員の支援を継続的に受けることとなります。
- (6) 貸付には石川県社会福祉協議会での審査を要します。申込後、審査で否決された場合はお貸しできません。
- (7) 原則連帯保証人が必要です。（県内にお住まいで、65歳未満の方）
やむを得ず連帯保証人を立てられない場合も申請可。
- (8) 虚偽の申請その他不正な手段により貸し付けを受けたときや、貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用した場合等は、資金の全額または一部を即時に返還していただきます。

貸付条件等一覧

（平成27年4月1日現在）

資 金 種 類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金							
総合支援資金	生活支援費	(二人以上) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内	12月以内	最終貸付日 から 6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人がいない場合は、年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	住宅人居費	40万円以内	—	貸付の日 (生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から 6月以内			
	一時生活再建費	60万円以内	—				

資 金 種 類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用	580万円以内 (※以下、限度額目安)	—	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から6月以内	20年以内 (※以下、目安)	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	・ 生業を営むために必要な経費	460万円			20年		
	・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間が (6月程度) 130万円 (1年程度) 220万円 (2年程度) 400万円 (3年以内) 580万円			8年		
	・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			7年		
	・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年		
	・ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年		
	・ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年		
	・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないとき 170万円 療養期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円			5年		
	・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき 170万円 介護サービスを受ける期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円			5年		
	・ 災害を受けたことにより、臨時に必要なとなる経費	150万円			7年		
	・ 冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年		
	・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円			3年		
	・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年		
	・ その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円			3年		

資 金 種 類			貸付条件					
			貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福 祉 資 金	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	—	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要
	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで貸付可	—	卒業後6月以内	20年以内	無利子	※世帯内で連帯借受人が必要 (不要)
教育支援資金	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 ・月額：30万円以内	又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 借受人の死亡時までの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	※推定相続人の中から選任 必要
不動産担保型生活資金	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅の場合は5割) ・月額：貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)					不要

〈問い合わせ先〉 金沢市社会福祉協議会 ☎ 231-3571

〈実 施 主 体〉 石川県社会福祉協議会 ☎ 224-1212

公益財団法人金沢市福祉サービス公社の概要

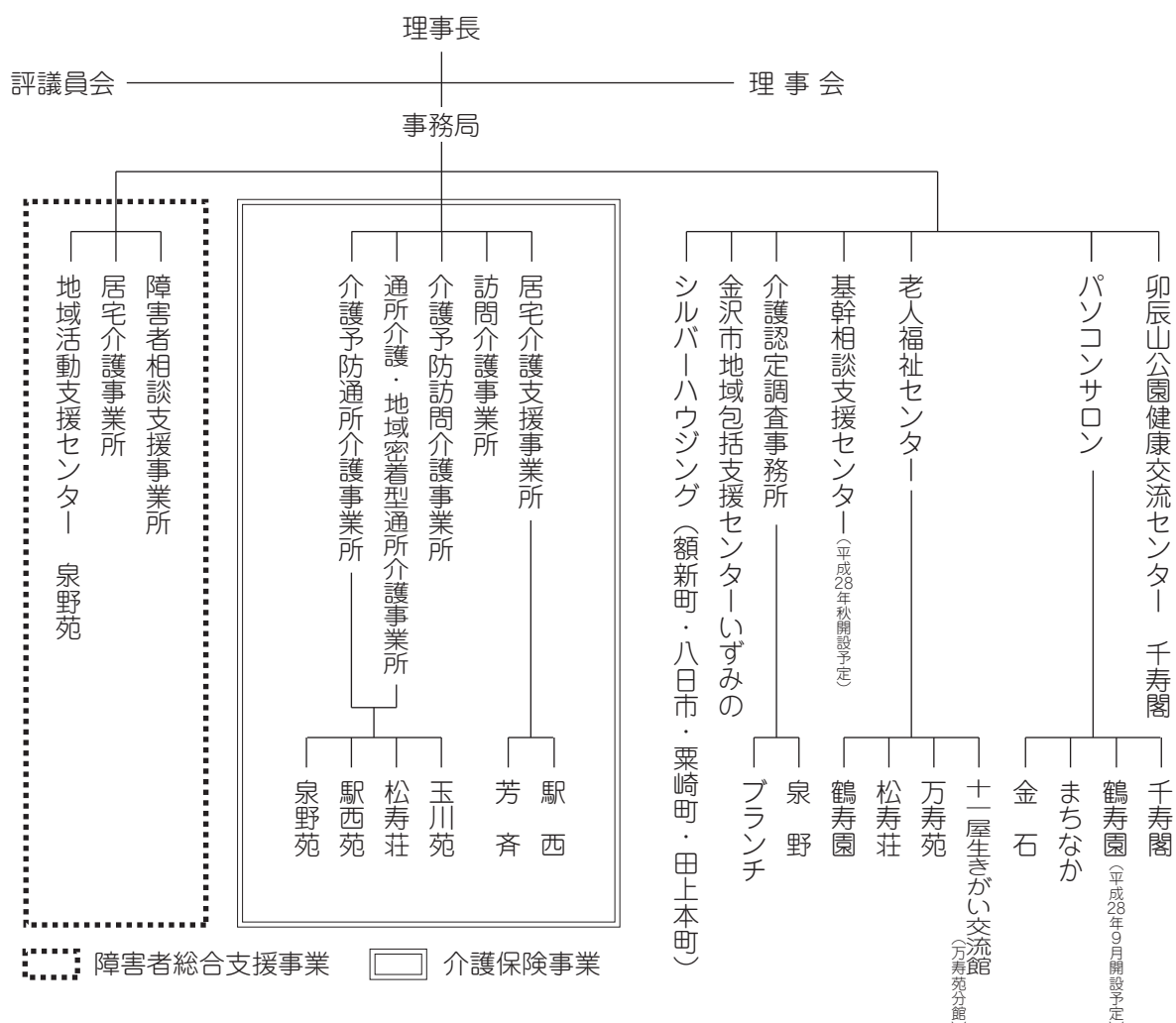
事務局 所在地 金沢市芳斉2丁目3番28号

基 本 方 針

長寿社会の進行による要援護高齢者および障害のある方の増加を背景として、これまでの施設中心の福祉から在宅中心の福祉への転換が迫られている社会情勢の中にあって、地域社会の連帯と協力を得て要援護者のニーズに合った福祉サービスを供給するため、地域ネットワークにおける行動機関、実施機関として金沢市福祉サービス公社が設立された。

公社は、援護を要する高齢者、障害のある方等に対して在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進および関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図るとともに、介護保険制度における事業者として質の高いサービスと、公的責任に基づいたサービスの提供を行い、よって高齢者、障害のある方等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーション社会に寄与することを目的とする。

公益財団法人金沢市福祉サービス公社の組織



社会福祉関係施設、機関等の状況（平成28年4月現在）

施 設

施 設	県 立	市 立	その他	計
保 育 所		13カ所	70カ所	83カ所
認 定 こ ど も 園	1カ所		31	32
母 子 生 活 支 援 施 設			1	1
助 産 施 設		1	1	2
児 童 ク ラ ブ			88	88
乳 児 院			1	1
児 童 養 護 施 設			4	4
児童家庭支援センター			1	1
児童発達支援センター			3	3
福祉型障害児入所施設			2	2
医療型障害児入所施設			4	4
老 人 ホ ー ム 等			64	64
老人福祉センター等	1	6 (分館除く)		7
救 護 施 設			2	2
善 隣 館			11	11
児 童 館	1	32		33
障 害 者 支 援 施 設			8	8
障害福祉サービス事業所			87	87
福 祉 ホ ー ム			2	2
自 立 支 援 展 示 施 設		1		1

機 関 及 団 体 一 覧 表 (平成28年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	代表者名
金 沢 市 母 子 寡 婦 福 祉 連 合 会	三社町1-44 石川県女性センター	224-3417	近藤 良子
金 沢 市 遺 族 連 合 会	石引4丁目18-1	223-7655	小林 茂隆
金 沢 市 社 会 福 祉 協 議 会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	浦上光太郎
金 沢 市 福 祉 サ ー ビ ス 公 社	芳斉2丁目3-28	260-0071	不破 哲
金 沢 市 老 人 連 合 会	彦三町1-15-5 金沢市中央公民館彦三館	262-4600	乙村 董
金 沢 手 を つ な ぐ 親 の 会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	261-7840	寺田外喜男
金 沢 市 身 体 障 害 者 団 体 連 合 会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	262-6660	上地 成佳
石川県肢体不自由児協会金沢支部	本多町3丁目1-10 石川県社会福祉会館	224-6126	高松昌一郎 (支部長)
日赤石川県支部金沢市地区 (62分区)	広坂1丁目1-1 市福祉総務課	220-2278	山野 之義 (地区長)
金 沢 市 児 童 ク ラ ブ 協 議 会	広坂1丁目1-1 市こども政策推進課	220-2299	吉田 昭生
金 沢 保 護 区 保 護 司 会	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎 金沢保護観察所	222-6237	中川 悦子
社 会 を 明 る く す る 運 動 金 沢 市 推 進 委 員 会	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎 金沢保護観察所	222-6237	山野 之義 (委員長)
金 沢 市 児 童 館 連 絡 協 議 会	小坂町西8-11 城北児童会館	251-0444	櫻井 伸一
金沢市民生委員児童委員協議会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	片岡 正子
金沢市介護サービス事業者連絡会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	富木 誠一

社会福祉関係施設等一覧（平成28年4月現在）（順不同）

児童関係

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
乳 児 院	聖 霊 乳 病 児 院	社 福	35	長町1-5-30	261-9812
児 童 養 護 施 設	享 誠 塾	〃	60	平和町3-23-5	241-1514
	聖 霊 愛 病 児 院	〃	76	長町1-5-30	261-9812
	梅 光 児 童 園	〃	30	石引4-6-1	231-3984
	林 鐘 園	〃	36	東兼六町18-7	262-3811
児童家庭支援センター	こども家庭支援センター金沢	市委託	—	平和町3-23-5	243-8341

障害者関係

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障 害 者 支 援 施 設	愛 育 学 園	社 福	80	北袋町イ101	235-8800
	ア カ シ ヤ の 里	〃	50	栗崎町5-3-1	237-0294
	希 望 が 丘	〃	成人68	小池町九40	257-5211
	障害者支援施設 金沢湖南苑	〃	100	忠縄町380	258-6001
	障害者支援施設 金沢ふくみ苑	〃	50	福増町南16	214-3700
	ハ ビ リ ポ ー ト 若 葉	〃	164	別所町ク10	247-6787
	ハ ビ リ ポ ー ト 若 竹	〃	36	別所町ク10	247-6787
	ふ じ の き 寮	〃	80	上中町ト18	229-1464
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	あ い	株式会社	就労継続 A 20	西金沢3-534	259-1660
	あ け ぼ の 作 業 所	社 福	就労継続 B 40	三口新町1-8-1	263-7101
	石 川 療 育 セ ン タ ー	〃	生活介護 6	上中町イ67-2	229-3033
	ヴィスト金沢センター	株式会社	就労移行 20	広岡1-2-14 コーワビル2階	254-6254
	ヴィストジョブズ金沢支店	〃	就労継続 A 20	入江2-82-1 ノエピアビル1階	256-2115
	エイブルベランダBe	社 福	就労継続 B 20	三馬1-369	241-1200
	えがお工房8クリーン	一 社	就労継続 A 20	長田2-26-6	225-8889
	えがお工房8たんと	〃	就労移行 20	横川7-35-1 ルミエール横川402	256-3073
	エ ン デ バ ー メ イ ト	合同会社	就労移行 6 就労継続 B 14	観音堂町口63-1	208-4145
	オープンハウスクローバー	N P O	就労継続 B 22	小立野3-17-5	264-9272
	金沢クリーンワークス	社 福	就労移行 6 就労継続 A 19	高岡町7-25	261-7840
	キ ッ ズ ベ ラ ン ダ Be	〃	就労継続 B 10	高尾1-27-1	296-3663
	煌 め き 工 房	株式会社	就労継続 A 20	若宮町ホ31-1	223-4016
	クラフトファクトリー	N P O	就労継続 A 20	西念4-7-1	213-9490
	グ ロ ー プ ル 千 木	有限会社	生活介護 25	千木町ワ42	225-6547
	グ ロ ー プ ル ふ く ひ さ	〃	就労移行 10 就労継続 B 30	福久町ホ13-1	257-2310
	工 房 シ テ ィ	社 福	生活介護 30 就労継続 B 10	栗崎町5-3-1	238-2111

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害福祉サービス事業所	コ ス モ ス	社 福	生活介護 21	平和町 2 - 21 - 5	214 - 0071
	サンサンクラブ「かがやき」	N P O	生活介護 20	東力 1 - 153	291 - 1221
	Share 金沢ワークセンター	社 福	就労移行 6 就労継続 A 10 就労継続 B 24	若松町セ 104 - 1	256 - 1010
	就労継続支援 B 型事業所 仕事 & 交流ハウスあおぞら	医 社	就労継続 B 20	大浦町ヲ 55 - 1	239 - 8010
	就労継続支援 (B 型) ひまわり	社 福	就労継続 B 25	忠縄町 380	258 - 6001
	就労支援センター「かがやき」	N P O	就労移行 6 就労継続 B 14	間明町 1 - 344	218 - 7816
	就労支援センターひなげし	社 福	就労移行 10 就労継続 B 10	若草町 12 - 7	243 - 0326
	障害支援施設金沢湖南苑	〃	生活介護 25 機能訓練 6	忠縄町 380	258 - 6001
	障害福祉サービス事業所「いそべ」	〃	就労移行 6	磯部町ホ 25 - 1	225 - 8964
	障害福祉サービスセンターふくみ	〃	生活介護 25	福増町南 16	214 - 3700
	自立就労支援センターいしびき	社医財	就労移行 9 就労継続 B 22 生活訓練 9	石引 1 - 1 - 1	216 - 5310
	鈴 見 台 虹 の 家	社 福	生活介護 25	鈴見台 5 - 7 - 13	261 - 7870
	す ま い る 工 房	株式会社	就労継続 A 15 就労継続 B 10	額谷 3 - 49	296 - 0789
	生活支援センターキャンワーク	N P O	就労継続 B 20	黒田 1 - 95	240 - 7040
	生活支援センター雪見橋 ワークス城南	社 福	就労移行 6 生活介護 6 就労継続 B 10 生活訓練 6	城南 1 - 8 - 20	262 - 2262
	生活支援センター雪見橋ワークス城南 生活介護分室リバーサイド	〃	生活介護 6	城南 1 - 15 - 40	262 - 2262
	聖 ヨ ゼ フ 苑 作 業 所	〃	就労継続 40 生活介護 14	打木町東 155	240 - 6221
	self-A・オンステージ三口新町	株式会社	就労継続 A 20	三口新町 3 - 6 - 1	235 - 2010
	self-A・ハニービー泉が丘	〃	就労継続 A 20	伏見新町 278 - 1	256 - 3631
	self-A・ハニービー駅西新町	〃	就労継続 A 20	駅西新町 1 - 38 - 6	232 - 5511
	self-A・ハニービー神田	〃	就労継続 A 20	神田 2 - 2 - 19	244 - 3667
	self-A・ハニービー京町	〃	就労継続 A 20	京町 20 - 45	252 - 5588
	創 舎	一 社	就労移行 10 就労継続 A 10	幸町 2 - 2 スカイハイツ 1 階	223 - 5250
	それいけ仲間たちの家	N P O	生活介護 6	扇町 11 - 31	221 - 8595
	多機能型事業所ながさか	医 法	生活介護 12 生活訓練 12	長坂町ヲ 103	280 - 5600
	た け ま た 友 愛 の 家	社 福	生活介護 35	東原町フ 14 - 2	257 - 7830
	店 舗 事 業 ち ゃ お ず	N P O	就労継続 B 10	黒田 1 - 59	240 - 7040
	独立行政法人国立病院機構 医 王 病 院	独 行	生活介護 6	岩出町ニ 73 - 1	258 - 1180
	な で し こ	合同会社	就労継続 A 20	専光寺町レ 4 - 5	254 - 6841
	な で し こ	社 福	機能訓練 15	福増町南 16	214 - 3700
	鳴 和 の 里	〃	就労継続 B 20	高柳町 10 字 106 - 1	252 - 7344
	ね む ね む の 輪	合同会社	就労継続 B 20	栗崎町 3 - 3 - 2	255 - 2300
	ハ ス ネ テ ラ ス	株式会社	就労移行 8 就労継続 B 12	木越町ツ 18 - 1	256 - 0525
	パ ッ チ ワ ー ク	社 福	生活介護 22	土清水 3 - 242 - 1	205 - 8311
	ハッピータウンクオレ	〃	就労移行 10 就労継続 B 30	伏見台 1 - 6 - 13	244 - 8081
	ぴ あ も ー る	株式会社	生活介護 10 就労継続 B 25	大額 1 - 352	213 - 5131

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害福祉サービス事業所	彦 三 の ゑ み 苑	社 福	就労継続 B 38	彦三町 2 - 12 - 12	221 - 5800
	ひなげしエスファクトリーなかも山	〃	就労継続 B 20	大桑町中尾山 22 - 1	243 - 2330
	V i v a ス タ ジ オ	株式会社	就労移行 就労継続 20 10	高尾町ル 13	256 - 3590
	ひ ま わ り	社 福	就労継続 B 20	福増町南 16	214 - 5550
	ひ ろ び ろ 作 業 所	〃	生活介護 就労継続 B 26 11	大桑町タ 1 - 18	260 - 0806
	V S サ ポ ー ト	株式会社	就労継続 A 20	彦三町 2 - 1 - 10 真和ビル 1 階	221 - 1233
	富士リネン(株)金沢工場	〃	就労継続 A 20	矢木 2 - 29	214 - 6466
	ふれあい工房たんと小坂	N P O	就労継続 B 10	小坂中 18 - 2	255 - 0816
	ふれあい工房たんと御所	〃	就労継続 A 20	御所町イ 21 - 5	254 - 6751
	ふれあい工房たんと弥生	〃	就労継続 B 20	弥生 1 - 23 - 4	201 - 1600
	ぼ っ ぼ く ら ぶ	社 福	生活介護 10	吉原町口 6 - 2	257 - 3311
	ぼ れ ぼ れ 工 房 山 の 家	N P O	生活介護 就労継続 B 6 10	三小牛町イ 3 - 2	287 - 3414
	マ イ ン ド 一 社	〃	生活訓練 就労移行 20 6	間明町 1 - 231	292 - 2963
	ま す ま す く ら ぶ	医 社	就労継続 B 20 生活訓練 6	大浦町ホ 24 - 1	238 - 3355
	み ら い	株式会社	就労継続 A 20	本町 1 - 8 - 18 201 号	221 - 5531
	む じ ん 蔵	社 福	就労継続 B 10	有松 1 - 4 - 7	241 - 1166
	や く し ん	株式会社	就労継続 A 20	福久東 1 - 88	255 - 2235
	や ち ぐ さ 作 業 所	社 福	就労継続 B 24 生活介護 14	牧町チ 71	251 - 5139
	や よ い	株式会社	就労継続 A 20	弥生 2 - 9 - 10	243 - 0841
	夢 工 房	社 福	生活介護 就労継続 B 6 25	みどり 3 - 130	269 - 0680
	夢 未 来	〃	生活介護 9	豊穂町 264	207 - 3966
	リ エ ソ ン	N P O	就労移行 20	広岡 1 - 1 - 35 金沢第 2 ビル 1 階	208 - 3015
	リハビリ型就労スペース「リハス」	株式会社	就労継続 A 30 就労移行 B 20	諸江町上丁 307 - 25	254 - 6497
	ワークショップひなげし	社 福	生活介護 30	若草町 12 - 7	243 - 0326
	ワークショップひなげしリサイクル工場	〃	就労継続 A 20	福増町北 204 - 22	243 - 0326
	ワークプラザますいずみ	〃	就労移行 就労継続 B 6 30	増泉 1 - 19 - 23	243 - 1822
	若 草 福 祉 作 業 所	〃	就労継続 B 35 生活介護 25	十一屋町 4 - 34	244 - 7731
医療型障害児 入所施設	石 川 整 肢 学 園	〃	40	吉原町口 6 - 2	257 - 3311
	石 川 療 育 セ ン タ ー	〃	60	上中町イ 67 - 2	229 - 3033
	金 沢 療 育 園	〃	60	吉原町口 6 - 2	257 - 3311
	独立行政法人国立病院機構 金沢中央病院	独 行	100	岩出町二 73 - 1	258 - 1180
福祉型障害児 入所施設	希 望 が 丘 児 童 施 設	社 福	30	小池町九 40	257 - 5211
	S h a r e 金 沢	〃	30	若松町セ 104 - 1	256 - 1010
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	石 川 療 育 セ ン タ ー	〃	20	上中町イ 67 - 2	229 - 3033
	S - v e r a n d a	〃	10	若松町セ 104 - 1	256 - 1011
	そ よ か ぜ	〃	65	吉原町口 6 - 2	255 - 6166
障害児通所支援事業所	エ イ プ ル ・ ベ ラ ン ダ Be	〃	10	三馬 1 - 369	241 - 1200

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害児通所支援事業	えーるくらぶ	社 福	10	福増町南 77	214 - 6900
	金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	金沢市	20	十一屋町 4 - 34	243 - 6786
	K E Y ' S	株式会社	10	観音堂町口 221	208 - 4270
	きこえこども支援センターひなげし	社 福	20	円光寺 2 - 5 - 1	244 - 1380
	キ ッ ズ ベ ラ ン ダ Be	〃	10	高尾 1 - 27 - 1	296 - 3663
	キッズルームパンプキン	株式会社	10	南森本町又 20	255 - 2332
	キッズルームロータス	〃	10	小坂町西 68 - 1	256 - 5452
	こどもプラスかなざわ	〃	10	野町 3 - 1 - 10	244 - 2112
	sakura colette	〃	10	三池栄町 156	282 - 9878
	児童デイサービスわくわく	N P O	10	長田本町チ 20 - 3	262 - 0988
	児童発達等支援・放課後等 デイサービスそうや	株式会社	10	四十万 4 - 201 - 2	259 - 0405
	児童放課後等デイサービス てんとつ虫	〃	10	桂町チ 21 - 2	255 - 3117
	すまいるくらぶ	社 福	10	忠縄町 292	258 - 7600
	センチュリー児童デイサービス きよかわまち	有限会社	10	清川町 3 - 7 吉田ビル	241 - 1145
	センチュリー児童デイサービス たか	〃	10	高尾南 3 - 23	256 - 3016
	第2児童デイサービスわくわく	N P O	10	長土堀 3 - 8 - 41	231 - 3117
	独立行政法人国立病院機構 医王病 院	独 行	5	岩出町二 73 - 1	258 - 1180
	どれみくらぶ	社 福	10	平和町 1 - 2 - 28	242 - 5525
	なないろの木 駅 西	株式会社	10	駅西本町 2 - 11 - 42 MKビル 103号	223 - 7088
	にっこりバンピーノ	〃	10	神宮寺 3 - 1 - 1	207 - 4437
	のびのびくらぶ	社 福	10	吉原町口 6 - 2	255 - 6166
	ハッピーハート松島	株式会社	5	松島 2 - 157	259 - 1139
	放課後倶楽部フロンティア	N P O	10	長町 1 - 4 - 11	225 - 2057
	放課後等デイサービスりんぐ	株式会社	10	入江 3 - 99	225 - 3177
	ワークショップひなげし	社 福	10	若草町 12 - 7	243 - 0326
相談支援事業所	ア カ シ ヤ の 里	〃	計 画 相 談 地域移行/定着	栗崎町 5 - 3 - 1	237 - 0294
	いえる相談支援事業所	合同会社	計 画 相 談 障害児相談 地域移行/定着	長田 2 - 14 - 4	255 - 1009
	石川療育センター	社 福	計 画 相 談 障害児相談	上中町イ 67 - 2	229 - 3033
	S - v e r a n d a	〃	計 画 相 談 障害児相談	若松町セ 104 - 1	256 - 1011
	オープンセサミ城南	〃	計 画 相 談 地域移行/定着	城南 1 - 8 - 20	232 - 0100
	金沢市視覚障害者 地域生活支援センター	N P O	計 画 相 談	芳斉 1 - 15 - 26	222 - 8782
	金沢市福祉サービス公社 相談支援事業所	財 法	計 画 相 談	芳斉 2 - 3 - 28	260 - 0071
	ケアサポート 金沢相談支援事業所	株式会社	計 画 相 談 障害児相談	長町 2 - 7 - 22	221 - 4455
	コープいしかわ ケアセンター金沢	生活協同組合	計 画 相 談 障害児相談 地域移行/定着	入江 2 - 384	292 - 3390
	さくら Com	株式会社	計 画 相 談 障害児相談	三池栄町 156	282 - 9878
	サポートステーション W a k u W a k u	N P O	計 画 相 談 障害児相談 地域移行/定着	長土堀 2 - 2 - 20	262 - 9739

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
相談支援事業所	サ ン ピ レ ッ ジ	一 社	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	間明町 1 - 231	292 - 2963
	障害者相談支援センターわかば	社 福	計 画 相 談	別所町ク 10	247 - 6787
	障害福祉サービス事業所 鳴 和 の 里	〃	計 画 相 談	高柳町十字 106 - 1	252 - 7344
	新 世 紀 ケ ア サ ー ビ ス	株式会社	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	栗崎町 2 - 414	237 - 2311
	す ず ら ん 相 談 支 援	〃	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	二口町イ 109	222 - 2275
	相 談 支 援 事 業 こ な ん	社 福	計 画 相 談 障 害 児 相 談	忠縄町 380	258 - 6001
	相談支援事業所アヤカ	株式会社	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	大豆田本町ハ 17 - 2 犀川 MI ビル 601	292 - 0660
	相談支援事業所あるふぁ	医 社	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	増泉 1 - 20 - 17	280 - 9147
	相談支援事業所おりーぶ金沢	株式会社	障 害 児 相 談	入江 3 - 99	225 - 3177
	相談支援事業所かないわ	医 法	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	普正寺町 9 - 6	267 - 0601
	相談支援事業所「きずな」	社 福	計 画 相 談 障 害 児 相 談	彦三町 2 - 12 - 12	221 - 5800
	相談支援事業所グローバル	有限会社	計 画 相 談	千木町イ 2 - 1	257 - 4770
	相談支援事業所ハーモニー	社 福	計 画 相 談 障 害 児 相 談	平和町 1 - 231	242 - 5525
	相談支援事業所やちぐさ	〃	計 画 相 談 障 害 児 相 談	牧町チ 71	251 - 5139
	相談支援事業トラスト	〃	計 画 相 談 障 害 児 相 談	福増町南 16	214 - 3700
	相談支援センター希望が丘	〃	計 画 相 談 障 害 児 相 談	小坂町北 184 - 1	256 - 0226
	相談支援センターひなげし	〃	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	若草町 12 - 7	243 - 0326
	相談支援センター夢工房	〃	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	みどり 3 - 130	205 - 5556
	相談支援センター 若 草 福 祉 作 業 所	〃	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	十一屋町 4 - 34	244 - 7731
	相談支援・PorePore	NPO	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	三小牛町イ 3 - 2	287 - 3414
	ソーシャルネットかがやき	有限会社	計 画 相 談 障 害 児 相 談	東力 1 - 153	292 - 2044
	特定非営利活動法人 サポート 24 相談支援事務所	NPO	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	東山 3 - 11 - 14	251 - 0150
	と ら い あ ん ぐ る	社 福	計 画 相 談 障 害 児 相 談	吉原町口 6 - 2	255 - 6166
	ピアサポートいしびき	社医財	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	石引 2 - 1 - 2 荒井ビル	231 - 3316
	ピースマイルいおうが丘	医 財	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	田上本町ヨ 24 - 5	262 - 6565
	V i v a ス タ ジ オ	株式会社	計 画 相 談 障 害 児 相 談	高尾町ル 13	256 - 3590
	ふれあいタウン特定相談支援事業所	〃	計 画 相 談	有松 2 - 4 - 32	245 - 5601
	ヘルパーステーション愛	有限会社	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	古府町南 386 - 2	249 - 0005
	やすらぎ相談支援センター	医 法	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	田上本町カ 45 - 1	231 - 5477
	ラ イ フ ス テ ー ジ	NPO	計 画 相 談 障 害 児 相 談 地域移行／定着	みずき 3 - 235	258 - 5681
点字出版施設	石 川 県 視 覚 障 害 者 情 報 文 化 セ ン ター	社 福	—	芳斉 1 - 15 - 26	222 - 8781
点字図書館	石 川 県 視 覚 障 害 者 協 会 点 字 図 書 館	〃	—	芳斉 1 - 15 - 26	222 - 8781
福 祉 ホ ー ム	あ お ぞ ら	〃	5	栗崎町 5 - 3 - 1	238 - 2111
	た ん ぽ ぽ	〃	10	福増町南 16	214 - 3700

高齢者関係

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
養護老人ホーム	向 陽 苑 崎 浦	社 福	120	三口新町1-8-1	263-7691
	向 陽 苑 木 曳 野	〃	120	木曳野4-114	268-6541
軽費老人ホーム	ケ ア ハ ウ ス あ い び す	〃	150	北塚町西440	240-3366
	ケ ア ハ ウ ス 千 木 の 里	〃	150	千木町ホ4-1	257-9300
	ケ ア ハ ウ ス シ ニ ア マ イ ン ド 2 1	〃	85	山科町午40-1	241-1177
	金 沢 春 日 ケ ア ハ ウ ス	医	110	元菊町20-1	262-3385
	フ ァ ミ リ ー ケ ア 城 南	社 福	72	城南1-21-21	232-8221
	ゆ り の 里	〃	80	木曳野3-292	266-1234
	ケアハウス朱鷺の苑やわらぎ	〃	50	本町1-6-1 やわらぎ金沢	223-1121
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 〔介護老人〕 〔福祉施設〕	石 川 県 八 田 ホ ー ム	〃	82	八田町東912	257-2333
	さ く ら セ ン タ ー	〃	50	湊2-171	237-5313
	金 沢 朱 鷺 の 苑	〃	106	岸川町ほ5	257-7100
	寿 晃 園	〃	50	鞍月東1-19	237-8300
	千 木 園	〃	104	千木町ホ3-1	257-0950
	第 2 千 木 園	〃	88	観法寺町へ74-1	258-6900
	第 三 万 陽 苑	〃	150	三小牛町24の3-1	280-6781
	第 二 金 沢 朱 鷺 の 苑	〃	134	上辰巳町拾字211-1	229-8181
	第 二 万 陽 苑	〃	150	大桑町中ノ太平18-25	243-0101
	中 央 金 沢 朱 鷺 の 苑	〃	104	広岡2-1-7	234-7878
	万 陽 苑	〃	130	三口新町1-8-1	263-7101
	や す ら ぎ ホ ー ム	〃	104	上荒屋1-39	269-0808
	萬 生 苑	〃	100	利屋町は64-1	257-8111
	戸 室 和 楽 ホ ー ム	〃	100	俵町コ1-1	232-6511
	い ず み 園	〃	100	増泉4-4-28	245-5500
	や す は ら 苑	〃	50	下安原町東1458-1	240-6611
	なんぶやすらぎホーム	〃	40	弥生3-2-1	241-9600
	金 澤 五 番 丁	〃	50	下本多町五番丁14	262-1165
	あ か つ き	〃	100	平和町1-2-28	242-2378
	万陽苑（ユニット型）	〃	60	三口新町1-8-1	263-7692
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 〔地域密着型〕 〔介護老人〕 〔福祉施設〕	彦 三 き ら く 園	〃	25	彦三町1-8-8	223-6611
	朱 鷺 の 苑 西 イン タ ー	〃	27	森戸2-20	249-3331
	輝	〃	29	南森本町753-1	257-7800
	た つ き 苑	〃	29	御所町2-302	253-3661
	の だ の 里	〃	29	野田町57街区6	255-7556
	アルカンシェル木曳野	〃	29	木曳野3-286	268-5777
	ゆ う け あ 相 河	〃	29	西泉6丁目136	245-1150
	ま ほ ろ ば 四 十 万	〃	29	四十万3-288	296-0301
	第 三 千 木 園 ひ き だ	〃	29	疋田3-58	253-1616
	け ん ろ く 苑	〃	29	田上本町2-159	222-7700

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム 〔地域密着型〕 〔介護老人福祉施設〕	ボ ニ ュ ー ル 泉 が 丘 苑	社 福	29	泉が丘 1-3-86	247-0023
	礎	〃	29	錦町二27-1	254-5500
	花 小 町 も ろ え	〃	29	諸江町中丁154-1	256-1245
	福 増 苑	〃	29	福増町南1221	269-0035
	金 沢 備 中	〃	29	材木町21-21	231-3939
老人保健施設 〔介護老人保健施設〕	あ っ ふ る	医	100	長坂町チ15	280-5454
	春 日 ケ ア セ ン タ ー	〃	240	元菊町20-1	262-3300
	地域医療機構金沢病院附属 介護老人保健施設	独	100	沖町ハ15	253-5088
	千 木 町 ケ ア セ ン タ ー	医	150	千木町ヘ3-1	257-3122
	み ら い の さ と 太 陽	〃	100	鞍月東 1-17	237-2821
	田 中 町 温 泉 ケ ア セ ン タ ー	〃	140	田中町ハ16	253-2282
	な で し こ の 丘	〃	100	馬替 2-142	296-3111
	ピ カ ソ	〃	100	田上本町力45-1	231-6225
	福 久 ケ ア セ ン タ ー	〃	150	福久町ワ 1-1	257-7333
	医 療 機 関 併 設 型 小規模介護老人保健施設あんやと	〃	29	弥勒町二 1-1	257-0011
	老 健 ホ ー ム い し か わ	社 福	100	忠縄町144-1	257-7101
	ろ う け ん 桜 並 木	医	100	田上さくら 2-72	208-3973
療 養 病 床 等 〔介護療養型〕 〔医療施設〕 ※定員については 介護保険対象の 病床数です。	大 手 町 病 院	医	80	大手町 5-32	221-1863
	川 北 病 院	〃	20	野町 1-3-55	241-8351
	敬 愛 病 院	〃	96	兼六元町14-21	222-1301
	小 池 病 院	〃	30	大手町 8-20	263-5521
	城 北 病 院	社	42	京町20-3	251-6111
	千 木 病 院	医	52	千木町ヘ33-1	257-8600
	林 病 院	〃	44	本町 1-2-27	261-8181
老人福祉センター等	安 田 内 科 病 院	〃	21	大豆田本町ハ62	291-2911
	寿 康 苑	県 立	60	八田町東1025	258-3135
	卯 辰 山 公 園 健康交流センター千寿閣	市 立	—	東長江町辺 2 番 1	222-0008
	万 寿 苑	〃	250	大桑町ヤ 1-4	244-6745
	十 一 屋 生 き が い 交 流 館 (万寿園分館)	〃	—	十一屋 4-34	241-5958
	松 寿 荘	〃	250	金石北 3-3-33	268-6757
	鶴 寿 園	〃	250	額谷町又 1	298-9355
	小 立 野	〃	70	小立野 4-7-51	264-0004
	粟 崎	〃	70	粟崎町 1-3	238-2632

その他

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
救 護 施 設	三 陽 ホ ー ム	社 福	100	三口新町 1 - 8 - 1	263-7101
	三 谷 の 里 と き わ 苑	〃	150	高坂町ト 1	257-4946
助 産 施 設	金沢医療センター助産施設	独 立 行政法人	5	下石引町 1 - 1	262-4161
	金 沢 市 立 産 院	市 立	5	平和町 3 - 7 - 3	245-2600

施設の種類	名 称	設置主体	所 在 地	電話番号
善 隣 館	第 一 善 隣 館	社 福	野町 3 - 1 - 15	241-4030
	第 三 善 隣 館	〃	小将町 8 - 23	221-0962
	第 四 善 隣 館	〃	泉野町 1 - 1 - 25	241-3316
	馬 場 福 祉 会	〃	東山 3 - 29 - 22	213-3717
	新 堅 善 隣 館	〃	鱒町 62 - 1	231-0258
	永 井 善 隣 館	〃	菊川 2 - 8 - 13	231-3429
	小 立 野 善 隣 館	〃	小立野 5 - 1 - 5	261-2755
	森 山 善 隣 館	〃	森山 2 - 18 - 4	252-0817
	材 木 善 隣 館	〃	材木町 13 - 40	222-1380
	中 村 町 善 隣 館	〃	御影町 21 - 11	226-6888
	粟 崎 善 隣 館	〃	栗崎町 1 - 4	238-3720

施設の種類	名 称	設置主体	所 在 地	電話番号
そ の 他 の 施 設	障 害 者 高 齢 者 (駅 西 本 町 2 - 3 - 27) 体 育 館	市 立	駅西本町 2 - 3 - 27	221-9065
	額 谷 ふ れ あ い 体 育 館	〃	額谷町又 16	296-1123

地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧表（平成28年5月末現在）

番号	地区名	事 務 局 所 在 地	地区社協 会 長 名	民児協 会長名	定数
1	野 町	野町3-1-15 野町会館内 ☎241-3204 FAX241-3204	小竹 弘文	番匠 洋子	17
2	中 村	中村町10-35 中村会館内 ☎247-4447 FAX247-4447	出口 浩	森田 輝雄	23
3	十一屋	平和町2-12-35 平和町会館内 ☎244-1132 FAX244-1132	高田千恵子	松本 孝観	24
4	弥 生	弥生1-29-13 弥生公民館内 ☎243-7560 FAX241-1329	田辺 一幸	松村 昭一	19
5	泉 野	泉野町1-1-25 第四善隣館内 ☎241-3316 FAX241-3316	加藤 弘雄	栖原 昭直	21
6	新 豎	鱒町62 新豎会館内 ☎231-0258 FAX231-0260	砺田 和史	大橋 和史	16
7	菊 川	菊川2-8-13 永井善隣館内 ☎265-6053 FAX265-6053	新井 外司	新田 龍人	20
8	小立野	小立野4-7-51 小立野文化会館内 ☎264-0004 FAX221-0809	吉田 昭生	新林 孝道	25
9	材 木	材木町13-40 材木善隣館交流センター内 ☎222-1380 FAX222-1380	黒梅他司郎	井原 邦子	25
10	味噌蔵	小将町8-23 第三善隣館内 ☎221-0962 FAX221-0961	谷 泰徳	宮村 忠利	21
11	長 町	社 協：長町2-2-16 長町公民館内 ☎231-5730 FAX231-5734	岩井 幸吉	諸江 光夫	11
		民児協：中央通町7-6 越田様方 ☎263-9286 FAX263-9286			
12	松ヶ枝	社 協：尾張町2-8-3 二見様方 ☎232-3100 FAX232-3100	中新 正之	得永 孝子	12
		民児協：尾山町9-6 小川祥子様方 ☎232-0868 FAX262-4041			
13	長土堀	長町3-11-17 長土堀保育園内 ☎231-1755 FAX231-1755	久保 一郎	片岡 正子	17
14	芳 齊	社 協：芳齊2-3-29 芳齊公民館内 ☎221-7226 FAX221-7234	虎井 勝	堀 勇	12
		民児協：三社町9-12 堀 勇様方 ☎262-0050			
15	長 田	長田1-5-50 長田会館内 ☎223-8400 FAX223-8400	橘 昭男	二羽 英一	15
16	此 花	此花町2-7 此花会館内 ☎221-0938 FAX221-0938	福島 良治	法村 龍夫	10
17	瓢 箪	彦三町2-10-5 瓢箪町公民館内 ☎221-1476 FAX221-1522	中崎 龍雄	松島 昌子	14
18	馬 場	社 協：東山3-29-22 馬場福祉会館内 ☎252-3959 FAX252-3915	河合 康子	河合 康子	14
		民児協：東山2-8-11 宮保悦子様方 ☎251-0993 FAX251-0993			
19	浅 野	浅野本町2-13-12 浅野町福祉センター内 ☎253-0294 FAX253-0294	東野 秀一	杉村 武昭	17
20	森 山	森山2-18-4 森山善隣館内 ☎252-0817 FAX252-3261	小阪 栄進	石林 正子	24
21	諸 江	諸江町29-1 諸江公民館内 ☎263-1687 FAX263-1687	森田 郁代	松野 茂夫	30
22	富 樫	山科1-6-8 富樫公民館内 ☎241-5327 FAX241-5910	佐子田 正	村島 嘉孝	23
23	米 丸	東力町ハ284 米丸あすなろ苑内 ☎291-2947 FAX291-2945	川元 傳	澤井 正博	29
24	三 馬	久安6-59-1 会館みんな内 ☎243-2734 FAX243-2808	北島 敏男	徳本 和行	32
25	崎 浦	小立野2-41-36 崎浦公民館内 ☎231-6851 FAX263-5842	林 勇三	打木 正三	34
26	小 坂	小坂町東1番地 野間神社内 252-3031 FAX252-3007	高野 善一	高野 善一	24

番号	地区名	事 務 局 所 在 地	地区社協 会 長 名	民児協 会長名	定数
27	鞍 月	直江町92街区2 鞍月文化会館くらら内 ☎254-5425 FAX254-5426	南野 宏一	谷沢 啓市	19
28	浅 野 川	大河端町西92-1 浅野川公民館内 ☎238-2100 FAX238-2100	日向 博人	下野勘一郎	11
29	栗 崎	栗崎町1-3 栗崎文化センター内 ☎238-3072 FAX238-3072	西尾和喜雄	奥田 孝子	17
30	大 野	大野町4-51 三義堅様方 ☎267-0688 FAX267-0688	三義 堅	三義 堅	6
31	戸 板	戸板1-2 戸板児童館内 ☎223-8040 FAX231-5146	吉倉 勉	岡野 昭子	24
32	大 徳	畝田西1-201 大徳公民館内 ☎268-5611 FAX268-3533	桑沢 嘉昭	見定 修	50
33	金 石	金石西4-5-30 金石町公民館内 ☎267-2774 FAX267-7358	輪崎 健司	輪崎 健司	18
34	二 塚	北塚町西98 二塚公民館内 ☎249-3474 FAX240-4254	池田 功	宮田 外義	16
35	川 北	大浦町ヲ39-1 ☎238-5845 FAX238-5845	出戸 秀治	松栄 隆三	20
36	内 川	三小牛町20-1-10 内川公民館内 ☎247-2263 FAX247-2240	山本 壽嗣	吉田 耕作	5
37	犀 川	末町6-67-1 犀川公民館内 ☎229-0949 FAX229-0944	栗森眞智子	栗森眞智子	13
38	安 原	福増町北1067番地 安原公民館内 ☎249-0772 FAX249-0772	川原 立人	中森 東治	20
39	湯 涌	芝原町イ59 湯涌公民館内 ☎235-1852 FAX235-1852	木本 敏夫	谷口 哲夫	7
40	額	額谷3-1-1 額公民館内 ☎296-1515 FAX296-1717	宮保 喜一	宮川 勝典	19
41	押 野	八日市2-464 押野公民館内 ☎247-0856 FAX247-9030	川口 豊範	宇野 勝次	20
42	浅 川	田上の里2-3 田上公民館内 ☎222-4422 FAX222-4422	竹山 雅万	山森 太兵	38
43	森 本	南森本又33 森本市民センター内 ☎258-1130 FAX258-4565	吉岡 信昭	山崎 均	39
44	伏見台	窪5-675 伏見台公民館内 ☎243-3341 FAX243-3341	藤下 順道	詠 善一郎	29
45	夕日寺	山王町1-157 山根久美子様方 ☎252-3642 FAX252-3642	山根久美子	佐々木秀雄	11
46	長坂台	長坂台6-14 新田川美香様方 ☎242-8274 FAX242-8274	斎藤 寛	高田千都恵	21
47	千 坂	千木1-119 千坂公民館内 ☎257-0670 FAX257-0670	西田 稔	蓑輪勇紀雄	23
48	新神田	新神田1-1-18 新神田公民館内 ☎291-0025 FAX291-0259	今井 健治	浦田 務	17
49	西	西念2-34-9 西公民館内 ☎262-6716 FAX262-3185	西尾 雅行	西田真智子	14
50	西南部	八日市出町815 西南部児童館内 ☎240-3878 FAX240-3878	瀬戸 勝栄	中村 秀行	22
51	三 和	上荒屋4-82 三和文化会館内 ☎240-7530 FAX240-7530	薬種 正明	山崎 幸一	19
52	米 泉	米泉町8-126 米泉公民館内 ☎241-8924 FAX247-1909	山本 秀昭	河上 進	16
53	扇 台	馬替1-29-1 扇台公民館内 ☎296-8585 FAX296-8588	和田 早苗	橋本 章彦	19
54	四十万	額谷3-1-1 額公民館内 ☎296-1515 FAX296-1717	北川 雄一	笠川 弘子	16

地 区 別 人 口（平成28年4月1日現在）

地区別	世帯数	人口	男性	女性	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳
総 数	202122	453390	218965	234425	40144	42789	48644	57479
構成比(%)		100.00			8.85	9.44	10.73	12.68
1 野 町	2455	4929	2317	2612	252	363	456	501
2 中 村	4430	8404	3993	4411	583	575	931	1096
3 十一屋	3888	8082	3654	4428	671	819	695	779
4 弥 生	3520	7854	3627	4227	696	737	680	862
5 泉 野	3927	9278	4345	4933	800	1074	775	906
6 新 豎	2277	4176	2007	2169	211	305	359	465
7 菊 川	3015	6150	2867	3283	353	418	560	652
8 小立野	4221	8245	3791	4454	570	627	1193	839
9 材 木	4311	8929	4246	4683	583	700	943	899
10 味噌蔵	3562	6861	3222	3639	404	485	780	717
11 長 町	1249	2336	1081	1255	142	144	178	288
12 松ヶ枝	1547	2875	1279	1596	162	168	213	311
13 長土堀	2435	4854	2280	2574	341	404	433	602
14 芳 斉	2073	4009	1910	2099	312	245	470	476
15 長 田	3073	6258	3076	3182	651	399	809	1047
16 此 花	1293	2574	1203	1371	188	156	214	319
17 瓢 箪	2007	3888	1821	2067	230	248	317	406
18 馬 場	1421	2992	1333	1659	148	174	225	263
19 浅 野	3293	6974	3401	3573	656	578	763	999
20 森 山	3754	8110	3814	4296	545	670	830	824
21 諸 江	6401	14000	6868	7132	1318	1288	1729	2070
22 富 樫	4439	9853	4685	5168	706	918	1027	992
23 米 丸	6258	14672	7190	7482	1511	1320	1560	2132
24 三 馬	6430	14225	6804	7421	1163	1386	1430	1657
25 崎 浦	6929	15040	7157	7883	1343	1288	1813	1843
26 小 坂	4965	11660	5720	5940	1163	1143	1210	1583

40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	地区別
68867	53819	27239	36441	25236	19225	16101	10698	6708	総 数
15.19	11.87	6.01	8.04	5.57	4.24	3.55	2.36	1.48	構成比(%)
682	645	330	486	381	264	287	185	97	1 野 町
1313	1047	549	708	525	408	360	195	114	2 中 村
1061	955	511	741	603	463	385	245	154	3 十一屋
1240	1077	461	603	432	355	357	227	127	4 弥 生
1455	1348	529	647	495	423	383	256	187	5 泉 野
561	508	294	392	297	260	221	175	128	6 新 豎
787	796	420	618	441	333	346	258	168	7 菊 川
1002	950	536	728	485	420	394	291	210	8 小立野
1174	996	568	878	690	493	478	325	202	9 材 木
878	826	436	594	516	413	374	261	177	10 味噌蔵
377	282	163	201	154	148	112	87	60	11 長 町
418	349	208	286	231	190	162	114	63	12 松ヶ枝
658	596	327	404	306	242	257	181	103	13 長土堀
601	511	247	317	227	190	195	132	86	14 芳 齊
988	807	357	353	242	209	177	128	91	15 長 田
366	354	154	237	158	158	132	96	42	16 此 花
542	474	291	418	285	219	197	136	125	17 瓢 箆
341	394	207	345	258	219	204	120	94	18 馬 場
1129	874	432	502	342	254	194	160	91	19 浅 野
1129	973	488	766	570	455	425	250	185	20 森 山
2332	1722	779	918	603	483	364	252	142	21 諸 江
1440	1443	637	743	580	505	448	271	143	22 富 樫
2303	1744	902	1182	721	530	401	222	144	23 米 丸
2327	1837	866	1067	784	605	559	351	193	24 三 馬
2048	1815	897	1139	818	677	627	453	279	25 崎 浦
1900	1273	608	900	677	479	358	209	157	26 小 坂

地区別	世帯数	人口	男性	女性	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳
27 鞍 月	3991	10062	4953	5109	1251	1063	1177	1740
28 浅野川	2119	5480	2670	2810	607	602	529	773
29 栗 崎	3331	7967	3841	4126	601	802	719	837
30 大 野	870	2228	1046	1182	248	287	202	271
31 戸 板	5304	11818	5936	5882	1589	955	1484	2250
32 大 徳	10819	26195	12808	13387	2845	2690	2845	3875
33 金 石	3087	7454	3503	3951	484	662	620	796
34 二 塚	3199	7607	3831	3776	745	768	839	1076
35 川 北	3926	10419	5104	5315	849	1251	816	1069
36 内 川	581	999	469	530	47	47	82	68
37 犀 川	2299	5249	2551	2698	377	524	659	511
38 安 原	3865	9636	4680	4956	1111	1237	853	1451
39 湯 涌	452	970	461	509	42	72	85	94
40 額	3748	9032	4315	4717	723	944	897	1058
41 押 野	4001	9611	4675	4936	787	988	998	1204
42 浅 川	8585	18487	9245	9242	2090	1987	3143	2640
43 森 本	7502	18117	8791	9326	1356	1722	1607	1934
44 伏見台	6161	13826	6877	6949	1131	1435	1753	1632
45 夕日寺	1945	5164	2514	2650	411	551	473	544
46 長坂台	4118	8977	4482	4495	832	993	1119	1018
47 千 坂	4869	11650	5639	6011	1104	1215	1205	1597
48 新神田	3561	7606	3694	3912	602	697	780	1017
49 西	2634	5724	2886	2838	611	517	650	883
50 西南部	4351	10237	4953	5284	1008	1010	1060	1409
51 三 和	3732	8977	4388	4589	911	934	1051	1295
52 米 泉	3076	6795	3304	3491	648	646	758	936
53 扇 台	3603	8006	3833	4173	616	786	814	841
54 四十万	3220	7869	3825	4044	816	772	833	1132

40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	地区別
1752	1038	460	573	339	250	193	134	92	27 鞍 月
928	556	298	363	267	198	171	105	83	28 浅野川
1195	956	563	783	508	401	280	202	120	29 栗 崎
355	200	107	171	113	118	67	52	37	30 大 野
2080	1173	473	669	422	301	214	126	82	31 戸 板
4377	2783	1408	1876	1255	884	681	419	257	32 大 徳
990	955	477	764	508	393	365	272	168	33 金 石
1412	814	410	541	343	231	205	135	88	34 二 塚
1678	1138	684	1100	708	464	306	226	130	35 川 北
121	106	85	132	96	66	56	50	43	36 内 川
629	753	398	466	318	222	182	124	86	37 犀 川
1629	861	502	734	500	319	234	132	73	38 安 原
114	138	79	102	53	49	68	45	29	39 湯 涌
1332	1064	551	780	573	454	346	198	112	40 額
1473	1199	634	864	535	374	292	160	103	41 押 野
2528	1755	850	1156	784	569	452	339	194	42 浅 川
2507	2282	1352	1693	1131	897	739	527	370	43 森 本
1956	1781	816	1070	666	650	468	306	162	44 伏見台
701	669	391	565	299	202	199	105	54	45 夕日寺
1362	1197	484	613	405	337	295	199	123	46 長坂台
1871	1253	695	871	607	456	328	265	183	47 千 坂
1236	921	533	678	415	282	215	142	88	48 新神田
1065	629	291	389	240	185	138	75	51	49 西
1645	1187	607	823	566	385	263	182	92	50 西南部
1416	1085	520	604	410	274	231	154	92	51 三 和
1012	876	418	523	352	230	195	129	72	52 米 泉
1170	967	488	744	574	393	335	191	87	53 扇 台
1281	887	468	621	428	246	186	124	75	54 四十万

地区別高齢者数の割合（平成28年4月1日現在）

番号	地区名	高齢化率	番号	地区名	高齢化率
1	内川	44.3%	29	崎浦	26.6%
2	馬場	41.4%	30	泉野	25.8%
3	松ヶ枝	36.4%		金沢市平均	25.2%
4	湯涌	35.7%	31	大野	25.0%
5	瓢箪	35.5%	32	三馬	25.0%
6	新竪	35.3%	33	押野	24.2%
7	菊川	35.2%	34	伏見台	24.0%
8	野町	34.5%	35	新神田	23.9%
9	材木	34.3%	36	小坂	23.8%
10	味噌蔵	34.0%	37	千坂	23.3%
11	金石	33.1%	38	西南部	22.6%
12	森山	32.7%	39	浅野	22.1%
13	長町	32.6%	40	米泉	22.1%
14	十一屋	32.1%	41	長坂台	22.0%
15	此花	32.0%	42	米丸	21.8%
16	長土堀	30.8%	43	浅野川	21.7%
17	小立野	30.7%	44	四十万	21.4%
18	森本	29.6%	45	安原	20.7%
19	扇台	29.0%	46	大徳	20.5%
20	栗崎	28.8%	47	二塚	20.3%
21	芳斉	28.6%	48	諸江	19.7%
22	川北	28.2%	49	三和	19.7%
23	夕日寺	27.6%	50	長田	19.2%
24	中村	27.5%	51	浅川	18.9%
25	富樫	27.3%	52	西	18.8%
26	額	27.3%	53	鞍月	15.7%
27	弥生	26.8%	54	戸板	15.4%
28	犀川	26.6%			

※高齢化率 人口に占める65歳以上の割合

福祉局・保健局

福祉総務課

TEL 220-2278 FAX 220-2360

民生委員・地区社会福祉協議会などの
地域福祉に関すること、ひとり親家
庭、児童手当 など

生活支援課

TEL 220-2292 FAX 220-2532

生活保護、療養援護 など

福祉指導監査課

TEL 220-2305 FAX 220-2306

社会福祉法人等の指導監査

健康政策課

TEL 220-2233 FAX 220-2231

健康診査(すこやか検診、集団検診など)
予防接種

医療費助成全般(子育て支援、ひとり親
家庭等、障害のある方)

泉野・元町・駅西福祉健康センター

泉野 TEL 242-1131 FAX 242-8037

元町 TEL 251-0200 FAX 251-5704

駅西 TEL 234-5103 FAX 234-5104

母と子の健康、食生活、介護予防・生活
習慣病予防、こころの健康、難病、介護保
険の受付 など

こども広場

福祉と健康の総合窓口

医療費助成などの申請受付

市役所 1F

各福祉健康センター

介護保険課

TEL 220-2264 FAX 220-2559

介護保険の認定・給付・収納、バリア
フリー住宅改造助成

障害福祉課

TEL 220-2289 FAX 232-0294

身体・知的・精神に障害のある方の福
祉サービス、手帳の交付 など

長寿福祉課

TEL 220-2288 FAX 260-7192

高齢者福祉サービス、生きがいづくり
など

保健所

TEL 234-5102 FAX 234-5104

地域保健課

結核・感染症予防、栄養改善、食育、医事
など

衛生指導課

食品衛生、環境衛生、薬事・毒劇物、犬の
登録

試験検査課・食肉衛生検査所

こども政策推進課

TEL 220-2299 FAX 220-2360

保育所・認定こども園、児童館・児童
クラブ、子育て支援 など

医療保険課

TEL 220-2255 FAX 232-5644

国民健康保険、後期高齢者医療制度の
届出・給付・収納

こども総合相談センター

(児童相談所)

(代 表)TEL 243-1081 FAX 243-1100

(児童相談所)TEL 243-4158 FAX 243-1123

索引

あ

アイメイトクラブ石川	63
歩いてみまっし健康長寿教室	90
アルコール依存相談	91
あん摩、マッサージ	113
いきいきギャラリー	21, 143
いきいき健康づくり講座	22
いきいき福祉バス運営事業	48
生きがいと創造の工房事業	22
育児教室	88
育児相談	74
石川県口腔保健医療センター	69
石川県視覚障害者協会	62
石川県社会福祉会館別館	90
石川県知的障害者更生相談所	52
石川県福祉サービス利用支援センター	133
石川障害者職業能力開発校	70
石川盲ろう者友の会	62
移送	113
遺族基礎年金	115
一時預かり事業	78
1歳6か月児健康診査	87
遺伝相談	88
医療費の公費負担	95
医療扶助	50
卯辰山公園健康交流センター千寿閣	20
NHK放送受信料の減免	67
延長保育	74
お口の元気アップ出前講座	92
お年寄り生活支援ハウス	21
温泉療養	69

か

海外療養費	108
介護家族支援相談	89
介護給付	52
外国人高齢者福祉手当	24
介護サービス計画	29

介護支援専門員	29
介護第2号被保険者	36, 105
介護手当金の支給	18
介護認定審査会	28
介護扶助	50
介護保険対象外の施設サービス	19
介護予防居宅療養管理指導	31
介護予防ケアプラン	29
介護予防支援	30
介護予防事業	92
介護予防小規模多機能型居宅介護	33
介護予防短期入所生活介護	31
介護予防短期入所療養介護	31
介護予防通所介護	31
介護予防通所リハビリテーション	31
介護予防特定施設入居者生活介護	32
介護予防認知症対応型共同生活介護	33
介護予防認知症対応型通所介護	33
介護予防福祉用具貸与	32
介護予防訪問介護	31
介護予防訪問看護	31
介護予防訪問入浴介護	31
介護予防訪問リハビリテーション	31
介護利用型軽費老人ホーム	19
介護療養型医療施設	33
介護老人福祉施設	33
介護老人保健施設	31, 33
介助用自動車改造費の助成	68
夏季見舞金	50
鶴寿園	20
学生納付特例制度	116
ガス漏れ警報器	16
金沢健康プラザ大手町	101
金沢権利擁護センター	48, 130
かなざわ子育てすまいるクーポン	83
金沢こども広場	77
金沢市育英会奨学資金の支給	47
金沢市視覚障害者協会	62
金沢市児童相談所	79

金沢市社会福祉協議会（市社協）	7	ケアマネジャー	29
金沢市社会福祉協議会事業計画	119	計画相談支援	52
金沢市社会福祉協議会組織図	118	軽費老人ホーム	19
金沢市身体障害者団体連合会	62	ケース検討会	8
金沢市地域包括支援センター	14	結核患者の医療費公費負担	95
金沢市聴力障害者福祉協会	62, 63	元気に育て！赤ちゃん訪問	88
金沢市福祉サービス公社	147	健康ウォーキング	90
「金沢市松ヶ枝福祉館」の利用	71	健康教育	90
金沢障害者就業・生活支援センター	137	健康診査	89
金沢自立生活サポートセンター	127	健康スタジオ開放	90
金沢市老人連合会	21, 22	健康相談	89
金沢総合健康センター	89, 90	健康保険等の被扶養者	108
金沢手をつなぐ親の会	69	限度額適用・標準負担額減額認定証	107, 112
金沢福祉用具情報プラザ	48, 141	限度額適用認定書	107
金沢ボランティアセンター	47	高額医療・高額介護合算療養費	114
金沢メルシーキャブサービス	68	高額医療合算介護サービス費	38
寡婦年金	116	高額介護合算療養費	107
紙おむつの給付	17, 61	高額介護サービス費	37
からだところのリラックス教室	90	高額障害福祉サービス等給付費	56
看護小規模多機能型居宅介護	33	高額療養費	107, 114
監護養育事実の申立書	45	後期高齢者医療広域連合	110
機関及団体一覧表	149	後期高齢者医療制度	104, 110
喫煙習慣改善相談	89	後期高齢者医療被保険者証	112
機能訓練	90	航空運賃の割引	66
救急・休日診療	101	高等職業訓練促進給付金等事業	44
休日歯科診療	101	高齢者生きがい活動促進事業	22
休日当番医	101	高齢者絵画教室	22
休日当番薬局	101	高齢者作品展	22
休日保育	74	高齢者栄養教室	90
教育援護	50	高齢者健康づくり体力増進教室	90
教育扶助	50	高齢者体育祭	22
居宅介護支援	30	高齢者等の権利擁護に関する相談・支援	120
居宅介護支援事業者等の届出	37	高齢者の生きがい活動促進事業	21
居宅療養管理指導	31	高齢者の公共施設使用料の軽減	23
緊急時あんしんシート	26	高齢者への介護予防	92
緊急通報装置の貸与	16	高齢受給者証	104
区分支給限度基準額	30	国保からの給付	107
グラウンドゴルフ大会	22	国民健康保険に入るとき・やめるとき	104
車いすの貸出し	62	国民年金（基礎年金）の支給	116
訓練等給付	52	国民年金の加入者	116
ケアハウス	19	国民年金の届出	116
ケアプラン	29	国民年金の保険料	116

こころの健康相談	91
こころの健康づくり教室	90
50代からの筋力トレーニング教室	90
子育て支援医療費助成	97
こども家庭支援センター金沢	80
こども総合相談センター（児童相談所）	79
子どもの歯の健康づくり相談	88
雇用奨励金の支給	70

さ

サービス付高齢者住宅	40
災害援護資金	50
災害障害見舞金	50
災害弔慰金	50
在宅サービス（介護保険）	31
在宅サービス利用料の助成（介護保険給付外）	40
歳末見舞金	50
3か月児健康診査	87
3歳児健康診査	87
産前・産後ママヘルパーの派遣	83, 88
JRの旅客運賃等の割引	66
視覚障害者歩行訓練士派遣事業	62
歯科治療	24, 69
しっかり食べよう教室	88
指定難病の医療費の公費負担	96
児童館	80
児童クラブを実施している児童館	82
自動車改造費の助成	67
自動車にかかる諸税の減免	65
自動車免許取得費の助成	68
自動消火器	16
児童ショートステイ事業	78
児童手当	45
児童トワイライトステイ事業	78
児童扶養手当	45
児童訪問援助員（ホームフレンド）	44
シニア元気プログラム	92
死亡一時金	116
社会福祉関係施設、機関等の状況	148
社会福祉関係施設等一覧	150
社会福祉法人等による負担の軽減	34
若年者納付猶予制度	116

十一屋生きがい交流館（万寿苑分館）	20
自由契約ホームヘルプサービス	24
住宅改修（介護保険）	32
住宅改修費の支給	38
住宅扶助	50
集団検診	89
柔道整復	113
重度視覚障害者生活訓練事業	62
出産育児一時金	107
出産扶助	50
主任児童委員	46
手話通訳者、要約筆記者派遣	62
障害基礎年金	116
障害基礎年金（国民年金）の支給	58
障害厚生年金の支給	58
障害児相談支援	55
障害児通園施設「ひまわり教室」	71
障害児福祉手当の支給	59
障害者高齢者体育館	
「駅西むつみ体育館」の利用	71
障害者就労支度援護	70
障害者職業能力開発校	70
障害者総合支援法のあらまし	52
障害者生活訓練事業	62
障害支援区分認定審査会	57
障害福祉サービス事業所	93
小規模多機能型居宅介護	33
松寿荘	20
小児慢性特定疾病医療	98
城北児童会館	83
ショートステイ	31
職場適応訓練	70, 93
食費と居住費（滞在費）の負担の軽減	39
女性相談	46
女性のための健康教室	90
所得税及び市民税・県民税の障害者控除	64
初歩のマシン筋力トレーニング教室	92
書類等の預かりサービス	132
自立支援医療	52
自立支援医療（育成医療）	98
自立支援医療（更生医療）	99
自立支援医療（精神通院医療）	95

自立支援教育訓練給付金事業	44
シルバーハウジング等生活援助員派遣事業	25
新規就労援護	50
寝具乾燥消毒サービス	17, 61
人権相談	46
人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成	60
心身障害者医療費助成	99
心身障害者扶養共済加入者助成	60
心身障害者扶養共済の加入	59
身体障害者手帳の交付	52
すこやか栄養教室	92
すこやか筋力トレーニング教室	92
すこやか検診	89
すっきり！メタボ解消教室	90
生活困窮者自立相談支援事業	50
生活習慣病予防相談	89
生活福祉資金貸付制度	144
生活扶助	50
生活保護	50
生業扶助	50
精神障害者保健福祉手帳の交付	94
精神に障害のある方の医療費公費負担	95
精神に障害のある方の社会復帰への援助	93
成年後見制度などの相談	48
葬祭費	107
葬祭扶助	50

た

第1号被保険者（介護保険）	28
第1号被保険者（国民年金）	116
第2号被保険者（介護保険）	28
第2号被保険者（国民年金）	116
第3号被保険者（国民年金）	116
第三者行為による被害届	108
代理投票	64
ダウン症児発達相談	88
タクシー運賃心身障害者割引	68
多胎児教室	88
短期入所サービス	31
短期入所生活介護	31
短期入所療養介護	31
短期被保険者証	111

地域活動支援センター	72, 93
地域区分	30
地域子育て支援センター	77
地域サロン	21
地域生活支援事業	52
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	33
地域密着型通所介護	33
地域老人福祉センター	20
地区社会福祉協議会（地区社協）	4
地区社会福祉協議会・ 民生委員児童委員協議会一覧	158
地区別高齢者数の割合	164
地区別人口	160
地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）	4
父と子のふれあい教室	88
中軽度難聴児補聴器購入・修理費用の助成	61
駐車禁止の除外指定	68
聴覚障害者生活訓練	62
聴覚障害者相談事業	63
長寿お祝い事業	22
治療用装具	113
通所介護	31
通所施設利用者の食費実費負担軽減	56
通所リハビリテーション	31
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	33
デイケア	31
デイサービス	31
電磁調理器	16
点字投票	64
点字図書・録音図書の貸出し	63
特定施設入居者生活介護	32
特定疾患の医療費の公費負担	97
特定疾病の認定	112
特定福祉用具購入	32
特別児童扶養手当の支給	59
特別障害給付金の支給	58, 116
特別障害者手当の支給	58
特別養護老人ホーム	33

な

なるほど、なっとく！健康講習会	90
日常生活自立支援事業	131

日常生活防火安全用具の給付	16
日常生活用具の給付	60
日常生活用具の貸与（福祉電話）	60
日常的金銭管理サービス	132
入院時食事療養費の減額	107
ニュースポーツ普及講習会	22
乳幼児健康診査	87
乳幼児健康相談	88
乳幼児整形外科相談	88
乳幼児の健康教室・健康相談	88
妊産婦および乳幼児の健康診査	87
妊産婦健康診査	87
妊娠の届出	87
認知症カフェ	18
認知症サポーター養成講座	18
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	33
認知症対応型通所介護	33
妊婦歯科健康診査	87
年末保育	74

は

配食サービス	16
パソコンサロン	20
ハッピーファミリー教室	88
はり、きゅう、マッサージの助成	102
はり灸	113
ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業	44
ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	44
ひとり親家庭等医療費助成	97
ひとり親家庭等日常生活支援事業	44
ひとり親家庭等ホームフレンド事業	44
避難行動要支援者名簿	26
被保険者証について	110
被保険者資格証明書	106, 111
病児一時保育事業	79
標準負担額減額認定証	107
ファミリーサポートセンター	83
福祉タクシーの利用助成	67
福祉手当（経過措置）の支給	59
福祉バスの利用	63
福祉ボランティアの助成	47

福祉有償運送サービス	25, 69
福祉用具	48
福祉用具購入費の支給	40
福祉用具貸与	32
負担上限月額	54
不妊治療費助成	100
ふれあい入浴補助	23
ヘルシークッキング	90
ヘルシー食生活相談	88
保育所・認定こども園	74
保育所・認定こども園一覧表	75
保育料	74
保育利用支援	74
法外援護	50
放課後児童健全育成事業	81
訪問・通所サービス	31
訪問介護	31
訪問看護	31
訪問指導	90
訪問入浴介護	31
訪問入浴サービス	61
訪問リハビリテーション	31
北鉄等のバス、電車運賃の割引	66
保険料（介護保険）	35
保険料について（後期高齢者医療制度）	110
保険料の減額・減免（国民健康保険）	106
保険料の減免（介護保険）	36
保険料の算定（国民健康保険）	105
保険料の特別徴収（国民健康保険）	106
保険料の納入通知書（国民健康保険）	106
保険料の納付（後期高齢者医療制度）	111
保険料の納付（国民健康保険）	106
保険料の納付義務者（国民健康保険）	106
保険料の納付済通知書（国民健康保険）	106
保険料の納付方法（国民年金）	116
保険料の免除（国民年金）	116
母子健康手帳の交付	87
母子生活支援施設	46
母子・父子相談	46
母子保健のしおり	87
補装具	52
補装具（コルセット）	113

補装具の交付	60
補足給付	56
ほほえみスポーツフェスタ金沢	69

ま

マイナンバー（個人番号）確認書類	11, 12	利用料の減免	34
まちぐるみ福祉活動推進員	4	旅行困窮者	50
まちぐるみ福祉活動推進事業実施要領	4	老人憩の家	20
まちぐるみ福祉活動推進チーム	5	老人クラブ演芸大会	22
万寿苑	19	老人クラブ活動費助成事業	21
未熟児教室	88	老人の日・老人週間事業	22
未熟児養育医療	98	老人福祉センター	20
身近な薬草教室	90	老人保健施設	33
見守り活動	8	老齢基礎年金	116
民生委員児童委員	4, 46	老齢者の所得税及び 地方税の障害者控除対象者の認定	26
盲導犬の給付	63		
盲ろう者向け通訳・介護員の派遣	62		
もの忘れ健診	89		
もの忘れ相談	89		

や

夜間急病診療所	101
夜間対応型訪問介護	33
夜間保育	74
郵便等による不在者投票	64
有料道路の運行料金割引	67
養育費の相談	48
要介護高齢者・障害者等の 生活自立のための住まいづくり助成事業	41
要介護認定	28
要介護認定の申請	37
養護老人ホーム	19
幼児ことばの相談	88
幼児相談室	77

ら

理髪・美容カットサービス	17, 61
療育手帳の交付	52
利用者負担	54
療養援護	50
療養の給付	107
療養費	107

推進チーム

氏 名	住 所 ・ 電 話 等

平成28年5月

発行 金沢市福祉局長寿福祉課
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
電話 220-2288 FAX 260-7192
社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会
〒920-0864 金沢市高岡町7-25
電話 231-3571 FAX 231-3560

ありがとう 素直に言える 明るい未来
にっこりと 差し出す手と手の あたたかさ

(福祉のつどい2015金沢 標語優秀作品)



金 沢 市 民 憲 章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の
清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力
にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりに
つとめます。

1	ひ	ら	こ	う	世	界	と	未	来	に	心	の	窓	を					
1	め	ざ	そ	う	い	き	い	き	と	明	る	い	く	ら	し	の	創	造	を
1	ま	も	ろ	う	美	し	い	心	と	ふ	る	さ	と	の	自	然	を		
1	つ	な	ご	う	み	ん	な	の	力	で	ま	ち	づ	く	り	の	手	を	
1	き	ず	こ	う	個	性	ゆ	た	か	な	あ	す	の	金	沢	を			